

内部泉町市営住宅外壁改修工事

令和 8 年 9 月

図面リスト	
図面番号	図 面 名 称
A－ 01	特記仕様書（改修 1）
A－ 02	特記仕様書（改修 2）
A－ 03	特記仕様書（改修 3）
A－ 04	特記仕様書（改修 4）
A－ 05	特記仕様書（改修 5）
A－ 06	外部仕上表
A－ 07	配置図・仮設計画図
A－ 08	1号棟平面図
A－ 09	2号棟平面図
A－ 10	3号棟平面図
A－ 11	1号棟立面図
A－ 12	2号棟立面図
A－ 13	3号棟立面図
A－ 14	1号棟断面図
A－ 15	2号棟断面図
A－ 16	3号棟断面図
A－ 17	1号棟キープラン
A－ 18	2号棟キープラン
A－ 19	3号棟キープラン
A－ 20	建具表
A－ 21	天井伏図・屋根伏図（共通）
A－ 22	1号棟階段詳細図
A－ 23①	2・3号棟階段詳細図①
A－ 23②	2・3号棟階段詳細図②
A－ 24	部分詳細図（1～3号棟共通）

内部泉町市営住宅外壁改修工事						
総 則 工 事 概 要 1. 工事場所 四日市市 小古曾六丁目 地内 2. 工事種目 外壁改修 1. 共通仕様 (1)図面及び特記仕様に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(令和7年版)」(以下「改修標仕」という。)による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(令和7年版)」(以下「標仕」という。)による。 2. 特記仕様 (1)項目は、○印の付いたものを適用する。 (2)特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。 (3)特記事項に記載の [. . .] 内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4)特記事項に記載の (標 . . .) 内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 部 分 完 成 ○無 ・有 () 部 分 引 渡 し ○無 ・有 () 1) 保険 及 ビ 保 証 ○建設工事保険 (保険証の写しを提出) ○請負業者賠償責任保険 (保険証の写しを提出) (○管理財物担保特約に加入のこと) ・任意にて加入 2) 建 設 共 済 等 下記の制度について加入すること。 ○法定外労災補償制度 (加入証明書の写しを提出) ○建設業退職金共済制度 当初の請負金額が500万円以上の場合は、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。 共済証紙購入額 請負金額の 1/1000以上 なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする ・任意にて加入 ※資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項 資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。						
章	項 目	特 記 事 項				
1 章 一般共通事項	① 適用基準等	○建築工事標準詳細図 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和 4 年版) ◎工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和 5 年版)				
	② 工事実績情報の登録 3 品質計画	※請負金額が 500万円以上の場合は、登録を行う。 [1.1.4] ※建築基準法に基づき定められる区分等の適用工事 ※風速 (Vo)=34 m毎秒 地表面粗度 ※Ⅲ (Zb=5 Zg=450 α=0.20) ・Ⅱ (Zb=5 Zg=350 α=0.15) 積雪区分 ※30 cm ・40 cm				
	④ 電気保安技術者	・適用する。 ○適用しない。 [1.3.3] 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。 ⑤① 週休2日制工事 「四日市市週休2日制工事実施要領(営繕工事)」(令和8年6月22日改正)に基づく適用は下記による。 ※土日完全週休2日制工事(発注者指定型(月単位)) ・土日完全週休2日制工事(受注者希望型(通期)) ・週休2日制対象外工事 (・工事の実働日数が30日未満の工事 ・現場閉所困難な工事 ・) 土日完全週休2日制工事の現場閉所日については下記による。 ※土日閉所 ・ () 工事は土日作業とする。 ・令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日は土日作業とする。 ・土日以外閉所 ※土日以外閉所における現場閉所日は、着手前に監督職員と協議の上設定すること。 なお、現場閉所日については、原則として毎週連続する同一の曜日とすること。 [1.3.5] ⑤② 施工条件 ・週休2日制対象外工事の現場閉所日については下記による。 ※土日閉所 ・土日以外閉所 ○現場閉所日、祝日、夜間に作業を行う場合は、事前に「休日及び夜間工事承諾願」を提出し、監督職員の承諾を得ること。 ○工事用車両の駐車場及び資機材置場 ※敷地内 ・ ○工事着手前に周辺住民への工事説明会が開催される場合は資料作成等に協力すること。 ○施工作业時間は原則8:30～17:00とすること。清掃片付け等は18:00までとすること。 ○施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行うこと。 ○工事に関わる法令手続きは受注者にて行うこと。手続きに係る手数料は受注者の負担(道路占用許可申請における占用料は除く)とする。				
		⑥ 発生材の処理 ・引渡しを要するもの () [1.3.12] ・特別管理産業廃棄物 ※無 ・有 () 処理方法 () ○特定建設資材の搬出 再資源化等を行う(再資源化が困難な場合には縮減) ・特定建設資材以外の搬出 ・構外搬出適正処理 ◎廃棄物管理票(マニフェスト)確認表を作成し、監督職員にA票及びD票もしくはE票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録(電子マニフェスト)により確認を行う場合は、この限りではない。 ※建設発生土を搬出する場合は、事前に書面にて処分地の報告(位置図等)を行い、処分地での処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。 交通安全管理 交通誘導員 名以上(大型車の出入は必ず) ○配置しない [1.3.9] ・交通誘導警備員A ※交通誘導警備員B ※本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又は同等のものとする。 ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・品質及び性能を試験により証明を求める材料は以下の物とする。 [1.4.5] () ⑦ 交通安全管理 ⑧ 建築材料等 ⑨ 化学物質を発散する建築材料等 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1) から 5) を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、パーティクルボード、MDF、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上り塗料は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエンキシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 5) 1)及び 4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ①J I S及びJ A SのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJ A S規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ①J I S及びJ A SのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧J I SのEo規格品 ④旧J A SのFco規格品 ⑩ 特別な材料の工法 改修標仕、標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。				
			※産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当が計上されていないため、 受注者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象とな った場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付 して、本工事により生じた産業廃棄物税相当を請求する ことができる。			
			四日市市都市整備部営繕工務課 一級建築士 登録 第 号 四日市市諏訪町 1 番 5 号			
			⑪ 石綿含有建材の調査 事前調査(有資格者) ※行う ・行わない [1.5.1] 調査結果報告書等の貸与 ○有 ・無 分析調査 ・行う(対象箇所:) ※行わない ※定性分析 ・定量分析 ※分析調査は「建材中の石綿含有率の分析方法について(令和3年12月22日改正)」に基づき行う。 ※事前調査及び分析調査は、それぞれ厚生労働大臣が定めるものが行う。 ※現地調査を行い、事前調査結果報告書を作成し、提出する。 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。 12 技能士 ※適用する ・適用しない [1.7.2] ・鉄筋施工 ・型枠施工 ・鉄工 ・塗装 ・左官 ※防水施工 ・建築大工 ・サッシ施工 ・内装仕上げ施工 13 化学物質の濃度測定 施行完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン [1.7.10] エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン、スチレンの濃度を測定し報告すること。 測定は、パッシブ型採集機器により行う。 着工前測定 ・行う ・行わない 測定対象室 ・図示 ・ 測定箇所数 ・図示 ・ 採取方法 ・文部科学省の定めるところによる。 ・ 報告書の様式 濃度測定記録表の記載事項は、次のとおり 1. 工事名 2. 測定年月日 3. 天候 4. 測定前の換気及び閉鎖時間 5. 測定時間 6. 室名と測定時間 7. 測定器具 8. 化学物質採取方法 9. 分析装置 ⑭ 完成図 ・提出する ※提出しない [1.9.1～3] 種類 ※改修標仕 表1.9.1による ・ ・配置図及び案内図 ・各階平面図 ・各立面図 ・断面図 ・仕上表 ・施工図 ・施工計画書 ・ ※CADデータの提出 ※提出する ・提出しない ・保全に関する資料 提出部数 ※1部 ・ ・製本図面 提出部数 ※1部 ・2部 ・3部 ⑮ 記 録 工事記録については以下による。(A4版) ※工事着手前写真 1 部 ※工程写真 各工程毎 1 部 ※竣工写真 ※内部、外部 2 部 ※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うよう努めること。 ※工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合は提出すること。 16 設備工事との取合い 施工範囲 ※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強 ※図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 17 設計G L ※図示のベンチマーク(B.M) mm (現状地盤はB.M mm) ⑯ 完成引渡し後の点検 かし期間は、別に定めた特約(責任施工による保証期間など)を除き、四日市市工事請負契約書に準拠する。 ○工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を超えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いて工事目的物のかし点検を実施する。 ⑰ 随時検査 予定価格(税込)3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規定により、発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受検すること ⑱ 施工体制台帳の提出 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めにより、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、警備事業者についても記載すべき下請負の範囲に含むものとする。 21 資源有効利用促進 ※本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合(下記内容該当工事)は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない。工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。 ・建設副産物を搬出する際の計画 1. 土砂500m3以上 2. コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の合計が200t以上 ・再生資材を利用する際の計画 1. 土砂500m3以上 3. 加熱アスファルト200t以上 2. 碎石500t以上			
			工事名			
			内部泉町市営住宅外壁改修工事			
			日付	図面名	縮尺	図面番号
			R8年 8月	特記仕様書(改修1)	—	A-01 — / —
			令和8年7月版			

2章
仮設工事

①足場その他

内部足場 種別 ※きやつ、足場板等 〔2.2.1〕
外部足場 種別 ㊗くさび緊結式（手すり先行工法） 〔2.2.1〕
防護シートによる養生 ・行わない
騒音・粉じん等の対策 ㊗行う ㊗1類 （・帆布製 ㊗網地製）
㊗行わない ・行う（・防音パネル ・防音シート）〔2.1.3〕
材料、撤去材等の運搬 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 〔2.2.1〕〔表2.2.1〕

②養生その他

既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 〔2.3.1〕
固定家具等の移動 ※行わない ・行う（図示）

3 仮設間仕切り

（a）設置箇所 ※図示 〔2.3.2〕〔表2.3.1〕

種別	下 地	仕上材（厚さ mm）	充てん材	塗 装
・A種	※軽量鉄骨	・合板（※9.0 ・ ）		※無し
・B種	・木下地	※せっこうボード（※9.5 ・ ）	厚さ mm	・片面
・C種	単管下地	防災シート		
仮設扉	※木製扉 ・鋼製扉	・合板張り程度 ・片面フラッシュ程度		※無し ・有り

④監督職員事務所

・設ける 規模等は以下による ・既存施設の一部を使用する ※設けない 〔2.4.1〕
（・規模 m程度 ・仕上げ：床 ・壁 ・天井 程度）

⑤工事用水

構内既存の施設 ※利用できる（㊗有償 ※無償） ・利用できない

⑥工事用電力

構内既存の施設 ※利用できる（㊗有償 ※無償） ・利用できない

3章
防水改修工事

1 既存下地の補修及び処置

※図示による 〔3.2.6〕
既存露出防水層表面の仕上塗装の除去 ・する ・しない

2 アスファルト防水

〔3.3.2～3〕〔表3.1.1〕〔表3.3.2～10〕

防水改修工法の種類	施 工 箇 所	新規防水層の種別

アスファルトの種類 ※3種 ・ 押え金物 ※アルミニウム製（L-30x15x2.0程度）
脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量（ ）箇所
改修用ドレン ※設ける（ 箇所）※鋼製 ・鉛製 ・設けない 〔3.2.5〕
屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材
材質 ※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA（スキン層付き）
厚さ（mm） ※35
屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材
材質 ※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材
・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号
厚さ（mm） ※35
乾式保護材 製造所の仕様による・
防水保護のれんがの種類 ※市販品のレンガ又は市販品のレンガ形コンクリートブロック
保護コンクリート仕上り平たんさ種別 ・a種 ・b種 ・c種 〔3.3.5〕〔8.1.4〕〔表8.1.5〕
仕上塗装（M4C、M3D、POD、POD1、M3D1、M4D1、工法） ※種類および使用量は製造所の仕様による
施工標識 ※設ける ・設けない

3 改質アスファルトシート防水

〔表3.1.1〕〔3.4.2～3〕〔表3.4.1～3〕

防水改修工法の種類	施 工 箇 所	新規防水層の種別（厚さmm）	仕上げ塗料等

仕上げ塗料の使用量 ※製造所の仕様による ・
脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量（ ）箇所
屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材 ※製造所の指定する製品
・JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材
・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号
施工標識 ※設ける ・設けない

4 合成高分子系ルーフィングシート防水

〔表3.1.1〕〔3.5.2～3〕〔表3.5.1～2〕

防水改修工法の種類	施 工 箇 所	新規防水層の種別（厚さmm）	仕上げ塗料等

仕上げ塗料の使用量 ※製造所の仕様による ・
絶縁用シートの材質 ※発泡ポリエチレンシート 〔3.5.2〕
可塑性移行防止用シートの材質 ※発泡ポリエチレンシート 〔3.5.2〕
脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量（ ）箇所
機械固定工法に用いる断熱材 ※次のいずれかによる ・
※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材
・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号
接着工法に用いる断熱材
※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材
・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号
・ポリエチレンフォーム断熱材
改修用ドレン ※設ける（ 箇所） ・設けない
※製造所の指定する製品 ・鋼製 ・鉛製
施工標識 ※設ける ・設けない

5 塗膜防水

6 保証期間

⑦シーリング

⑧と い

9 アルミニウム製笠木

4章
外壁改修工事

①施工数量調査

調査範囲 ㊗既存モルタル面 ㊗躯体コンクリート面 ・図示の範囲 〔1.6.2〕
調査内容 ひび割れ（0.2mm以上）の長さを表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、
漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
モルタルの浮き部分を表示する。また、モルタルの欠損部の形状寸法等を調査する。
コンクリート表面のはがれ及びはく落部を調査する。
調査報告書の部数 ※1部

②改修工法の種類

〔4.1.4～5〕

外壁の種類	種 類	改 修 工 法
㊗コンクリート	・ひび割れ部	・樹脂注入工法・Uカットシール材充填工法・シール工法
打放し仕上げ	㊗欠損部	㊗充填工法
㊗モルタル塗り仕上げ	㊗ひび割れ部	㊗樹脂注入工法㊗Uカットシール材充填工法・シール工法
	・欠損部	・充填工法 ・モルタル塗替え工法
	㊗浮き部	㊗アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・
・タイル張り仕上げ	・ひび割れ部	・樹脂注入工法
	・欠損部	・タイル部分張替え工法 ・タイル張替え工法
	・浮き部	・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
	・目地	・目地ひび割れ部改修工法 ・伸縮調整目地改修工法
㊗塗り仕上げ	・薄付け仕上塗材塗り	㊗可とう形改修用仕上塗材塗り
	・厚付け仕上塗材塗り	・マステック塗材塗り
	・複層仕上塗材塗り	・外壁用塗膜防水材塗り

③ひび割れ部改修工法

〔4.1.4〕〔4.2.5〕

注入工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（cc/m）	備 考
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	※200～300	※	
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	※50～100	※40 ・	
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上～0.5未満	※100～200	※70 ・	
	0.5以上～1.0未満	※150～250	※130 ・	

注入材料 〔4.2.4〕
※建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A 6024低粘度形又は中粘度形）
検査（コア抜き） ・行わない
※行う（抜き取り部の補修方法： ）
㊗Uカットシール材充填工法 〔4.1.4〕〔4.2.4〕〔4.2.6〕
充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系シーリング材
㊗可とう性エポキシ樹脂
ポリマーセメントモルタルの充填 ※行う ・行わない
・シール工法 〔4.1.4〕〔4.2.4〕〔4.2.7〕
シール材料 ・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂
※充填工法 〔4.1.4〕〔4.2.4〕〔4.2.8〕
充填材料 ・ポリマーセメントモルタル（・モルタル面 ・コンクリート面 ・CB面）
㊗エポキシ樹脂モルタル（ ）
・モルタル塗替え工法（改修標仕4.3.5(5)による）

④欠損部改修工法

⑤浮き部改修工法

〔4.1.4〕〔4.3.11～16〕〔表4.3.5～6〕

改修工法の種類 （モルタルを撤去しない場合）	アンカーピンの本数（本/m ² ）	注入口の箇所数（箇所/m ² ）	充てん量
㊗アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	※25ml
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※25ml
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	・25ml ※50ml
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※25ml
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※25ml
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※25ml ※50ml

※狭幅部におけるアンカーピン本数は、幅中央に5本/mとする
アンカーピン 〔4.3.5〕
材質 ※ステンレス SUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの ・
注入口付アンカーピン 〔4.3.5〕
材質 ※ステンレス SUS304、呼び径外径6mm

⑥既存塗膜等の除去及び下地処理

〔4.5.4〕〔表4.5.4～7〕

工 法	処 理 範 囲	下地面の補修
・サンダー工法	※既存仕上面全体 ・	㊗ひび割れ部改修工法
・高圧水洗工法	※既存仕上面全体 ・	㊗浮き部改修工法
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上面全体 ・	㊗欠損部改修工法
㊗水洗い工法	※上記処理範囲以外の既存仕上面全体	

下地調整材 〔4.3.5〕〔4.5.4〕
※下地調整塗材 ・ポリマーセメントモルタル ・防水形仕上げ塗材主材を使用

⑦仕上塗材仕上げ

〔4.5.1〕〔4.5.2〕〔表4.5.1～2〕

種 類	呼 び 名	仕 上 の 形 状
㊗薄付け仕上塗材	・外装薄塗材E ・可とう形外装薄塗材E ㊗防水形外装薄塗材E	・砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・砂壁状 ・ゆず肌状 ・ ㊗ゆず肌状 ・凹凸状
・複層仕上塗材	・複層塗材CE ・可とう形複層塗材CE ・複層塗材E ・複層塗材RE ・防水形複層塗材CE ・防水形複層塗材E	・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸状 上塗材 ・水系アクリル ・水系アクリルシリコン 外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック 防水形の増塗材 ・行う
・可とう形改修用仕上塗材	※可とう形改修塗材E ・可とう形改修塗材RE	・平たん状 ・さざ波状 ※ゆず肌状 上塗材 ・アクリル ・ウレタン ※シリコン ・ふっ素 外観 ・吹付 ※ローラー 仕上 ※薄付け ・厚付け

⑧設計数量

5章
建具改修工事

1 改修工法

2 見本の製作等

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士 登録 第 号
四日市市諏訪町1番5号

工事名

内部泉町市営住宅外壁改修工事

日付

図面名

縮尺

図面番号

R8年 8月

特記仕様書（改修2）

—

A-02

令和8年7月版

/

6章 内装改修工事	20	せっこうボードの目地処理	目地処理の種類等 ・継目処理工法 施工場所（ ） ・突付け工法 施工場所（ ） ・目透し工法 施工場所（ ）	[6. 13. 3][表6. 13. 5]	7章 塗装改修工事	31	ブラインド	・既存再使用する（養生方法） ・新設する	[2. 3. 1][5. 1. 6] (標仕20. 2. 14)	8章 耐震改修工事	5	合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)	錆止め塗料塗り 鉄鋼面塗り替えの場合の種類 亜鉛めっき面の塗りの種類 亜鉛めっき面E P－G塗り替えの場合の種類 新規鉄鋼面、亜鉛めっき面の塗りの種類	[表7. 4. 3～6]
	21	壁紙張り		[5. 14. 3]		32	ロールスクリーン	材種・品質（ ） 操作方法（ ）	(標仕20. 2. 15)		6	クリアラッカー塗り (OL)	塗り工法 下地の種類 木部 鉄鋼面 亜鉛めっき面	[7. 5. 1～4][表7. 5. 1～3]
	22	セラミックタイル張り	モルタル及びせっこうブラスター面の素地ごしらえ コンクリート面の素地ごしらえ せっこうボード及びその他ボード面の素地ごしらえ ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種	[表6. 14. 1] [表6. 14. 2] [表6. 14. 3]		33	カーテン	・既存再使用する（養生方法） ・新設する	[2. 3. 1][5. 1. 6] (標仕20. 2. 16)		7	⑦アクリル樹脂系非水分散形塗料 (NAD)	塗り工法の種類	[7. 5. 1～4][表7. 5. 1～3]
	23	セルフレベリング	タイルの種類 施工箇所 形状寸法 (mm) 用途による区分 耐凍害性 色 調 うわぐすり 役 物	[6. 16. 3]		34	点検口	・既存再使用する（養生方法） ・新設する	[2. 3. 1][5. 1. 6] (標仕20. 2. 16)		8	⑧耐候性塗料塗り (DP)	塗り工法の種類	[7. 5. 1～4][表7. 5. 1～3]
	24	断熱材	タイルの見本焼き ※行わない ・行う（※外装タイル ・ ） 内装タイル ・改良積上げ張り ※壁タイル接着剤張り	[6. 16. 3][表6. 16. 4] [6. 16. 4][表6. 16. 6]		35	流し台ユニット	・既存再使用する（養生方法） ・新設する	[2. 3. 1][5. 1. 6] (標仕20. 2. 16)		9	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	塗り工法の種類	[7. 5. 1～4][表7. 5. 1～3]
	25	フリーアクセスフロア	セルフレベリング材の種類 ※厚み(mm程度)	[6. 17. 2][表6. 17. 1]		①材料一般	・屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。 ・次の箇所を除き防火材料とする。（ ） 建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種	[7. 1. 3]	10		合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	塗り工法の種類	[7. 10. 2][表7. 10. 1]	
	26	可動間仕切	種 類 施工箇所 厚さ (mm) 品質等	(標仕19. 9. 2～3)		②下地調整	RB種の場合の既存塗膜の除去範囲 下地調整	[7. 2. 1] [表7. 2. 1～7]	11		ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)	塗り工法の種類 塗料の種類 着色剤の種類	[7. 11. 2][表7. 11. 1]	
	27	移動間仕切り	・押出法 ポリスチレンフォーム 保温板 ・現場発泡断熱材	※2種b ※3種b ※断熱材補修部分 一般部		3 素地ごしらえ	素地ごしらえ	[7. 3. 1～7] [表7. 3. 1～7]	12		ピグメントステイン塗り	木部 工法は改修標仕表7. 12. 1による	[7. 12. 2][表7. 12. 1]	
	28	トイレブース	ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種			④錆止め塗料塗り	塗料種類 鉄鋼面 仕上げE P－Gの場合 亜鉛めっき鋼面 仕上げE P－Gの場合	[7. 4. 2] [表7. 4. 1] [表7. 4. 2]	13		木材保護塗料塗り (WP)	工法 ・A種 ※B種	[7. 13. 2][表7. 13. 1]	
	29	階段滑り止め	種 類 ・黒板 ・ホワイトボード	寸 法 (mm) 色 彩 備 考										
30	黒板及びホワイトボード	種 類 ・黒板 ・ホワイトボード	寸 法 (mm) 色 彩 備 考											

四日市市都市整備部営繕工務課			
一級建築士 登録 第 号		号	
四日市市諏訪町 1 番 5 号			

工事名			
内部泉町市営住宅外壁改修工事			
日付	図面名	縮尺	図面番号
R8年 8月	特記仕様書（改修3）	—	A-03 — / —
令和8年7月版			

章	耐震改修工事	鉄筋の継手方法	鋼材の材質、規格は下表による。	30 既存構造物との 取り合い	グラウト材の品質管理 ※圧縮強度試験を行う（3日、28日、封かん養生） ※コンシステンシー試験を行う。	[8. 3. 4] [表8. 3. 3]			
						[8. 3. 4] [表8. 3. 4]			
4	継手及び定着	鉄筋の継手方法 ・径D19mm以上の柱、梁の主筋はガス圧接、その他は重ね継手 ・重ね継手 継手位置 ※標仕各部配筋参考図による ・図示 定着長さ ※改標仕[表8. 3. 4]による ・図示				[8. 3. 4] [表8. 3. 4]			
5	帯筋組立の形	※各部配筋参考図図1.1による ・図示	19 高力ボルト	① 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針）を遵守すること。 ○アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。	[8. 3. 4]			
6	壁の配筋及び補強	※標仕各部配筋参考図4節による ・図示	20 鋼材の材料試験	環境配慮改修工事	石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。 ○石綿含有事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。 ○事前調査結果及び特定粉塵排出等作業の掲示を行うこと。 ○アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。 ○アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。	[8. 3. 7]			
7	ガス圧接	圧接部の確認試験 ※超音波探傷試験 ・引張試験	21 溶接施工	② アスベスト含有建材の処理工事	アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理 ・行う ○行わない アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理 ・行う ○行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ ・行う ○行わない 施工箇所及び工法 ※図示	[8. 3. 8]			
8	コンクリートの種類及び強度	コンクリートの種類 ※普通コンクリート ・軽量コンクリート 普通コンクリートの類別 ※Ⅰ類 ・Ⅱ類 仕上りの平たんさ種別 ・a種 ・b種 ・c種 普通コンクリートの設計基準強度 設計基準強度F _o ³ 施 工 箇 所 ※ 21 (N/mm ²) ・ 軽量コンクリートの設計基準強度 設計基準強度F _o ³ 気乾単位容積質量 ³ (t/m ³) 種 別 施 工 箇 所 ※ 21 (N/mm) ※1.9程度 ※Ⅰ種 ・	22 溶接部の試験	③ アスベストの含有調査	分析による確認 ・行う（下表による） ○行わない 材 料 名 調査方法 1材料あたりの試料数 ※定性分析(3 ・) ※定量分析(※3 ・) ※定性分析(3 ・) ※定量分析(※3 ・) ※定性分析(3 ・) ※定量分析(※3 ・)	[8. 1. 3]			
9	コンクリートの材料	※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 ・高炉セメントB種 適用箇所（ ） ・フライアッシュセメントB種 適用箇所（ ） ・アルカリシリカ反応による区分 ※A ・フェロニッケルスラグ細骨材は使用しない	23 錆止め塗料	④ アスベスト含有吹付け材の除去	アスベスト含有吹付け材の有無 ・有 ○無 除去吹付け材（ ）含有場所（ ） 吹付けアスベストの施工数量調査 ※行う アスベスト粉じん濃度測定 ※行う 表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定 測定時期 測定名称 測定場所 測定点（各施工箇所ごと） 備考 処理作業前 測定1 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定2 施行区画周辺又は、敷地境界 計2点 大気 処理作業中 測定3 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定4 セキュリティーゾーン入口 1点 空気の流れを確認 測定5 集じん・排気装置の排出口 1点 (注)2 （処理作業室外の場合） 測定6 施行区画周辺又は、敷地境界 4方向各1点 - 処理作業後 測定7 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 （隔離シート撤去前） 測定8 施行区画周辺又は、敷地境界 4方向各1点 大気 (注)1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。 300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。 (注)2. 集じん・排気装置の性能確認 表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法 測定器 測定3 測定1, 2, 4, 6, 7, 8 測定5 計数機器 位相差顕微鏡 メンブレンフィルタの直径 25mm 47mm 試料の吸引流量 1l/min 5l/min 10l/min 試料の吸引時間 5 min 120 min 210 min 試料の透明化 アセトノートリアセチン法又は、シウ酸ジエチル法 計数条件 総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野 計数アスベスト 直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ×直径比3：1以上 定量限界 50 f/l 0.5 f/l 0.3 f/l 作業場の負圧隔離養生 ※行う 除去工法 ※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。	[8. 2. 5] [表8. 2. 3]			
10	モルタル及びグラウト材	グラウト材 ※無収縮グラウト材（圧縮強度 45N/mm ² 以上） 太平洋プレユーロックス（太平洋マテリアル） マスターフロー540グラウト（BASFボソリス） ノンシュリンクライトグラウト（ABC商会） デンカ プレタスコ TYPE-1（電気化学工業） 社団法人 公共建築協会の評価を受けているもの 柱底等の均しモルタル ※無収縮モルタル ・モルタル 太平洋プレユーロックス（太平洋マテリアル） マスターフロー870グラウト（BASFボソリス） ノンシュリンクライトグラウト（ABC商会） デンカ プレタスコ TYPE-1（電気化学工業） 社団法人 公共建築協会の評価を受けているもの	24 耐火被覆材			[8. 2. 6] [8. 2. 12]			
11	無筋コンクリート	種 類 設計基準強度F _o ³ (N/mm ²) スランブ (cm) 粗骨材の最大寸法 適用箇所 ※普通コンクリート ※18 ※15又は18 ※25	25 既存コンクリート面の目荒し			[8. 11. 1～3]			
12	調査管理強度	構造体強度補正值（S） (普通ポルトランドセメント) 打 設 期 間 補正值(N/mm ²) 備 考 2/25～7/ 7 9/ 7～11/22 3.0 11/23～2/24 6.0 7/ 8～9/ 6 6.0 暑中コンクリート	26 あと施工アンカーの材料			[8. 2. 5] [表8. 2. 4]			
13	コンクリートの試験	※コンクリートの強度試験の試験回数は、下記による。 20m ³ 以下の場合の試験については、監督職員の指示による。 20～50m ³ の場合は任意の一事より試料を採取し、各3個供試体を作成する。 50m ³ 以上は 改修標仕8.8.3による。	27 あと施工アンカーの施工			[8. 8. 2～3]			
14	型枠	打ち放し仕上げの種別 種 別 施 工 箇 所 ・A 種 ※B 種 ・C 種	28 あと施工アンカーの穿孔			[8. 7. 8]			
15	鉄骨製作工場	外部に面するコンクリート打ち放し仕上げの打増し ・20 ※図示 ・監督職員の承諾する工場 ・(社)全国鉄構工業協会、(株)日本鉄骨評価センター認定工場（下記認定グレード以上） (・S ・H ・M ・R ・J) 施工管理技術者 ・配置する ・配置しない ※高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等は、 国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築鉄骨設計基準」による。	29 あと施工アンカーの確認試験			[8. 7. 8]			
16	鉄骨工作図	・配置する ・配置しない				[8. 1. 6]			
17	溶接管理技術者					[8. 13. 2]			
						[8. 15. 2]			
						[8. 2. 9]			
						[8. 14. 2]			

9章 環境 配慮 改修 工事	⑤ アスベスト含有仕上塗材の除去	アスベスト含有仕上塗材の除去(除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等)については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。 アスベスト含有仕上塗材の有無　○有　・無 除去仕上塗材（吹付タイル（下地調整材）リシン吹付）含有場所（　　外壁、軒裏　　） 撤去の範囲　　・全面撤去　　・図示による　○外壁の補修箇所等作業箇所のみ撤去 除去工法（原則湿潤化し、下記工法とする） ・水洗い工法　　・手工具ケレン工法 ・集じん装置付高圧水洗工法　　・集じん装置付超高圧水洗工法　　・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法　　・剥離材併用超高圧水洗工法　　・剥離材併用手工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法　　○集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。 除去工法の試験施工　・行う　※行わない 作業場の隔離及び養生 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による。 ○隔離養生不要　・隔離養生必要（負担不要）・その他（　　） 処分方法 ○埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ○中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う	個人 情報 取 扱 注 意 事 項	個人情報の取り扱いに関する事項 （基本事項） 第 1　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 （施工者の義務） 第 2　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）67条に規定する義務を負う。 2　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。 （秘密の保持） 第 3　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。 2　乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。 3　前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 （適正な管理） 第 4　乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2　乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 3　管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 4　四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 （収集の制限） 第 5　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第 6　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 2　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 3　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。 （複写、複製の禁止） 第 7　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という）を複写し、又は複製してはならない。 （持ち出しの禁止） 第 8　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 2　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。 3　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 （資料等の返還） 第 9　乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄、又は消去する場合を除く。 2　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 （1）紙媒体　　シュレッダーによる裁断 （2）電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕 3　乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 4　前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。 （研修・教育の実施） 第10　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 （苦情の処理） 第11　乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 （定期報告及び事故発生時における報告） 第12　乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 （監査及び検査） 第13　甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。	2　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 （契約解除及び損害賠償） 第14　甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。	暴力団等不当介入に関する事項	1. 契約の解除 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成28年2月12日告示第38号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。 2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務 （1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。 （2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。 （3）（1）（2）の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。	障害者差別解消に関する事項	1. 対応要領に沿った対応 （1）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の請負（委託）を受けた者（以下「受注者（受託者）」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。 （2）（1）に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。 2. 対応指針に沿った対応 上記1に定めるもののほか、受注者（受託者）は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。
	⑥ アスベスト含有保温材等の除去	アスベスト含有保温材の有無　・有　○無 [9.1.4] 除去保温材（　　）含有場所（　　） 作業場の隔離　※行う ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う		第 5　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第 6　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 2　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 3　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。 （複写、複製の禁止） 第 7　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という）を複写し、又は複製してはならない。 （持ち出しの禁止） 第 8　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 2　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。 3　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 （資料等の返還） 第 9　乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄、又は消去する場合を除く。 2　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 （1）紙媒体　　シュレッダーによる裁断 （2）電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕 3　乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 4　前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。 （研修・教育の実施） 第10　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 （苦情の処理） 第11　乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 （定期報告及び事故発生時における報告） 第12　乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 （監査及び検査） 第13　甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。	2　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 （契約解除及び損害賠償） 第14　甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。				
	⑦ アスベスト含有成形板の除去	アスベスト含有成形板の有無　・有　○無 [9.1.5] 除去成形板（　　）含有場所（　　） 作業場の養生　・行う　・行わない ※石綿含有ケイカル板第一種の除去は、隔離養生（負担不要）を行う ※その他成形板については、切断・穿孔・研磨等の作業を伴う場合は、隔離養生（負担不要）を行う 処分方法 石綿含有石膏ボード ※管理型最終処分場で埋立処分する。 石綿含有石膏ボード以外 ・埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。		第 5　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第 6　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 2　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 3　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。 （複写、複製の禁止） 第 7　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という）を複写し、又は複製してはならない。 （持ち出しの禁止） 第 8　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 2　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。 3　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 （資料等の返還） 第 9　乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄、又は消去する場合を除く。 2　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 （1）紙媒体　　シュレッダーによる裁断 （2）電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕 3　乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 4　前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。 （研修・教育の実施） 第10　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 （苦情の処理） 第11　乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 （定期報告及び事故発生時における報告） 第12　乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 （監査及び検査） 第13　甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。	2　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 （契約解除及び損害賠償） 第14　甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。				
	⑧　特記事項	※本工事に配置管理させる者（有資格者） ※特定化学物質等作業主任者（H18.3.31以前の講習修了者） 又は石綿作業主任者（H18.4.1以降の講習修了者）		第 5　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第 6　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 2　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 3　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。 （複写、複製の禁止） 第 7　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という）を複写し、又は複製してはならない。 （持ち出しの禁止） 第 8　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 2　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。 3　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 （資料等の返還） 第 9　乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄、又は消去する場合を除く。 2　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 （1）紙媒体　　シュレッダーによる裁断 （2）電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕 3　乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 4　前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。 （研修・教育の実施） 第10　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 （苦情の処理） 第11　乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 （定期報告及び事故発生時における報告） 第12　乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 （監査及び検査） 第13　甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。	2　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 （契約解除及び損害賠償） 第14　甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。				
				四日市市都市整備部営繕工務課		工事名			
				一級建築士　登録　第　　号		内部泉町市営住宅外壁改修工事			
				四日市市諏訪町1番5号		日付	図面名	縮尺	図面番号
						R8年　8月	特記仕様書（改修5）	—	A-05 — / —
						令和8年7月版			

外部仕上げ表 ●：7ｽﾍﾞﾙ含有			
塗装改修工事			
改修部位	改修方法	【改修前】	【改修後】
【外 壁】 外壁(一般部)、バルコニー腰壁 階段手摺壁、プラントボックス	① A塗 替	コンクリート化粧打放の上、吹付タイル(●下地調整材)	水洗い+防水型外装薄塗材E(2色程度)
	① B塗 替	1階部分 コンクリート化粧打放の上、厚膜ローラー塗装材塗	
	① C塗 替	防水モルタル金ゴテの上、吹付タイル(●下地調整材)	
	① D塗 替	CB100積 下地モルタル塗の上、吹付タイル(●下地調整材)	
【上 裏】 バルコニー天井 外部階段上裏	② 塗 替	コンクリート化粧打放の上、●リシン吹付(最上階吹付タイル)(●下地調整材)	水洗い+下地調整(RC種)+NAD塗装 ※研磨に代えて清掃を行う
【鉄 部】 鋼製建具片面(枠共) SGP管、設備BOX	③ 塗 替		下地調整(RB種)+DP塗替
【非鉄金属部】 格子壁(アルミ) 階段手摺(ステンレス) アルミ建具 集合郵便受(ステンレス)・室名札	④ 既設のまま		既設のまま
【巾木】 巾木	⑤ 塗 替	コンクリート化粧打放の上、厚膜ローラー塗装材塗	水洗い+防水型外装薄塗材E
縦樋	⑥ 撤去・新設	【撤去】縦樋100φ・75φ・65φ 掴み金物共	【新設】縦樋 カラーVP100φ・75φ・65φ SUS製掴み金物共
軒樋	⑦ 清掃	塩ビ製 113×135 取付金物 SUS304製	清掃

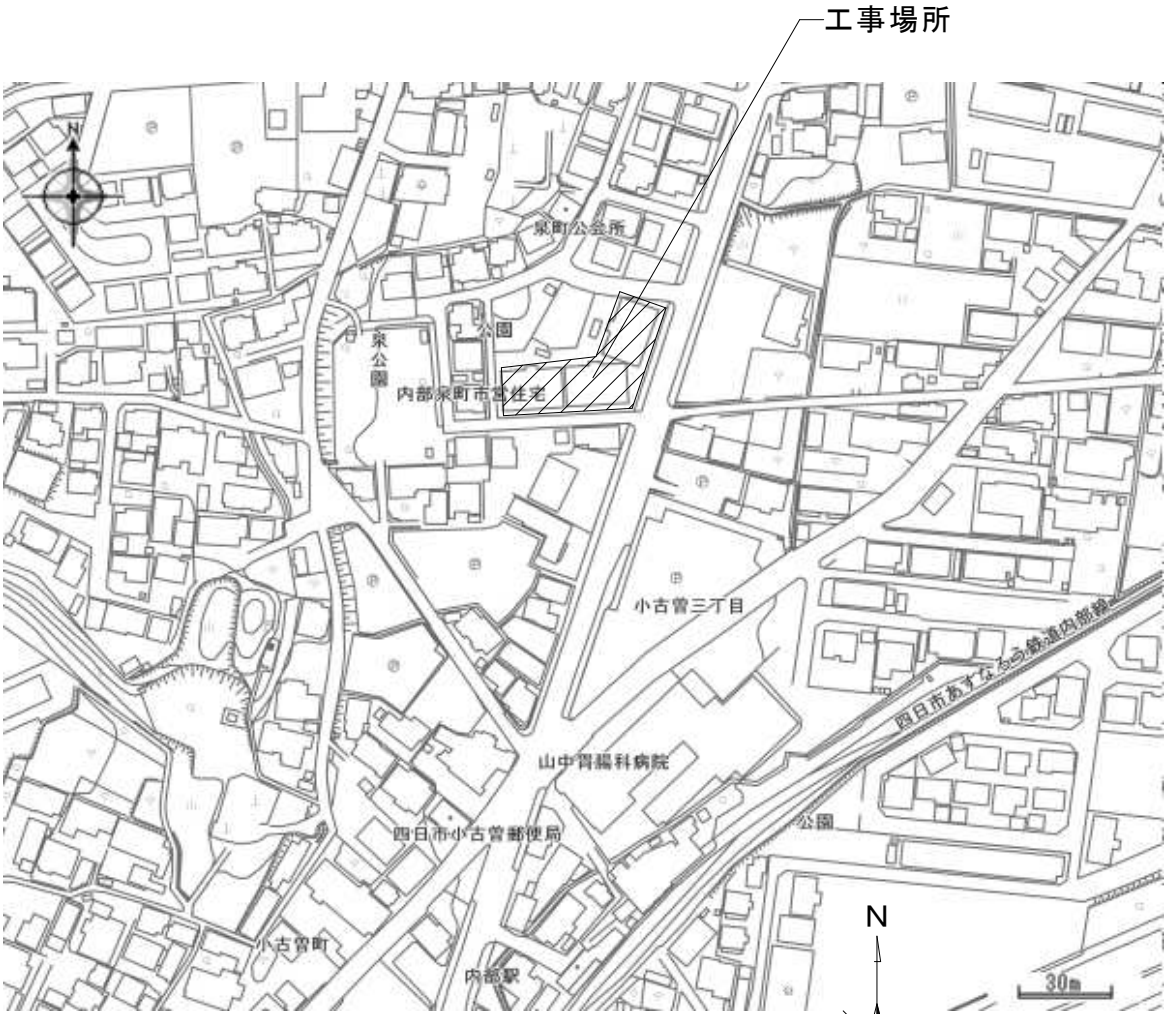
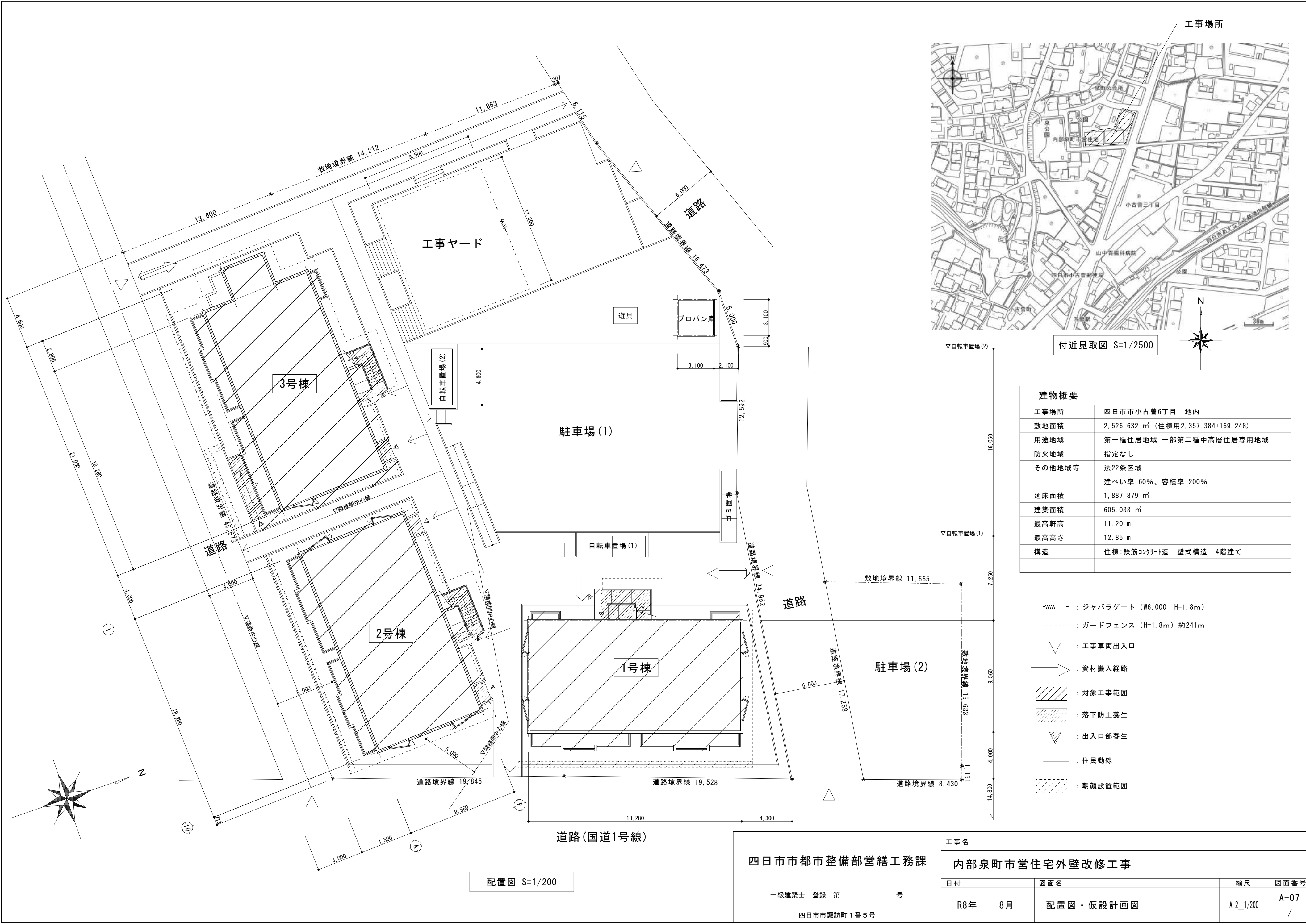
条件明示項目

- ・仮設計画は居住者の安全確保に努め、住民階段室出入り口には開口部を設け、その有効高さは2.1mを確保し、注意喚起の掲示を行うこと。
なお、足場開口部の上部にはコンパネ等にて落下物防止養生を行うこと。
- ・不審者が侵入できないように、外部足場の周囲は仮囲い(足場に緊結すること)で囲んだ上、施錠できるようにすること。
- ・電柱、電話線(外部配線)等は現況機能を維持した上で仮設足場を設置すること
- ・外部の水洗い、塗装において窓の開閉が出来ない時期、ベランダが使用できない時期等、詳細な工程表を作成し各住民に周知すること。
- ・バルコニー、空調屋外機は原則として工事で移動等を行わないこと。(塗装困難な所は塗装適用外とする)
- ・バルコニー、空調屋外機、設備機器等で住居の用として屋外に残置しているものについては機能上支障の無いよう及び洗いが浸み込まないよう適切に養生を行うこと。
- ・階段室、バルコニー等の住民所有物(残置された物)については、外壁調査時に現況を撮影するなど、本工事による汚損でない証拠は受注者で備え十分注意して施工にあたること。
- ・塗替中は、住民が通る部分に塗料が付着する恐れがある旨の注意喚起を行うこと。
- ・塗装時の換気扇養生は機能上支障が無いよう適切に行い、施工完了後は確実に取り外すこと。
- ・養生の際は住民に呼びかけるとともに、工程進捗とベランダ使用規制の状況に応じて適時盛り替えることとする。
- ・外壁改修の施工は吹付工法としないこと。また、強風時には施工を行わないこと。
- ・インターロッキング部については工事車両通行可とする。ただし、通行する場合は養生を行うこと。
- ・工事ヤード使用後は状況に応じて整地すること。

【その他】

- 外壁面に付属する設備配管及び設備BOXは下記のとおりとする。
 - ・設備BOX、換気フード等については、SUS製・7ｽﾍﾞﾙ製は水洗いとする。
 - ・20φ以下の付属配管は、外壁と同仕様とする。20φより大きい付属配管は樹脂製は清掃の上DP塗装(下塗なし)、鉄部はDP塗装(亜鉛めっき面程度)とする。
- 室外機や温水器の裏面は塗装できる範囲まで施工すること。
- 下記部分について、特記がない場合は「既設のまま」とする。
 - ・バルコニー床、階段床、玄関ポーチ床、物干し金物、垂直避難ハッチ、バルコニーレゾ(ベンチヤップ)、照明器具、プラントボックス砂、ベンチヤップ、エアコンリブキャップ、内部自転車置き場

四日市市都市整備部営繕工務課 一級建築士 登録 第 号 四日市市諏訪町1番5号	工事名			
	内部泉町市営住宅外壁改修工事			
	日付	図面名	縮尺	図面番号
	R8年 8月	外部仕上表	—	A-06 /



付近見取図 S=1/2500

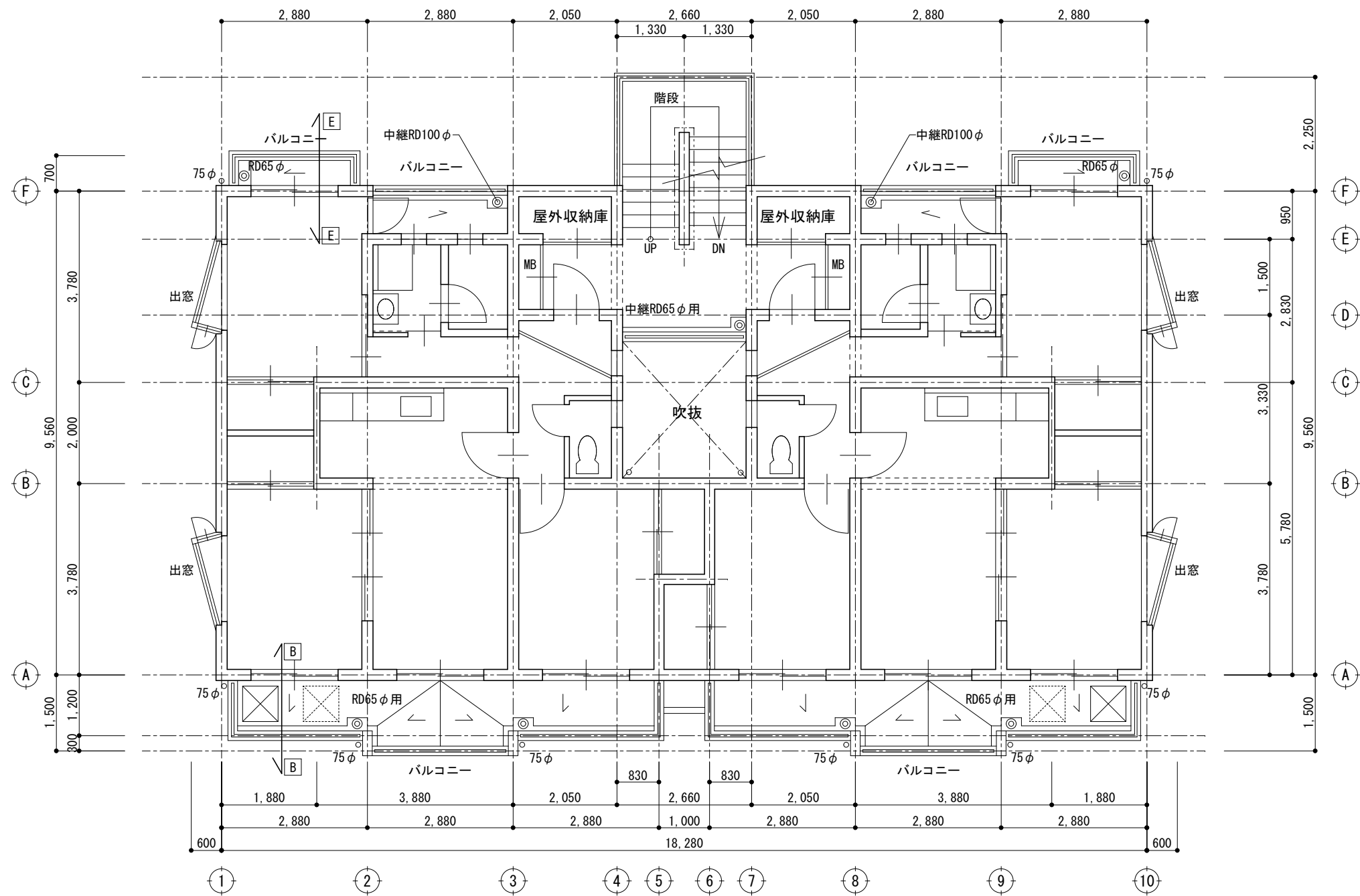
建物概要	
工事場所	四日市市小古曽6丁目 地内
敷地面積	2,526.632 m ² (住棟用2,357.384+169.248)
用途地域	第一種住居地域 一部第二種中高層住居専用地域
防火地域	指定なし
その他地域等	法22条区域 建ぺい率 60%、容積率 200%
延床面積	1,887.879 m ²
建築面積	605.033 m ²
最高軒高	11.20 m
最高高さ	12.85 m
構造	住棟:鉄筋コンクリート造 壁式構造 4階建て

- www- : ジャバラゲート (W6,000 H=1.8m)
- : ガードフェンス (H=1.8m) 約241m
- ▽ : 工事車両出入口
- : 資材搬入経路
- ▨ : 対象工事範囲
- ▨ : 落下防止養生
- ▽ : 出入口部養生
- : 住民動線
- ▨ : 朝顔設置範囲

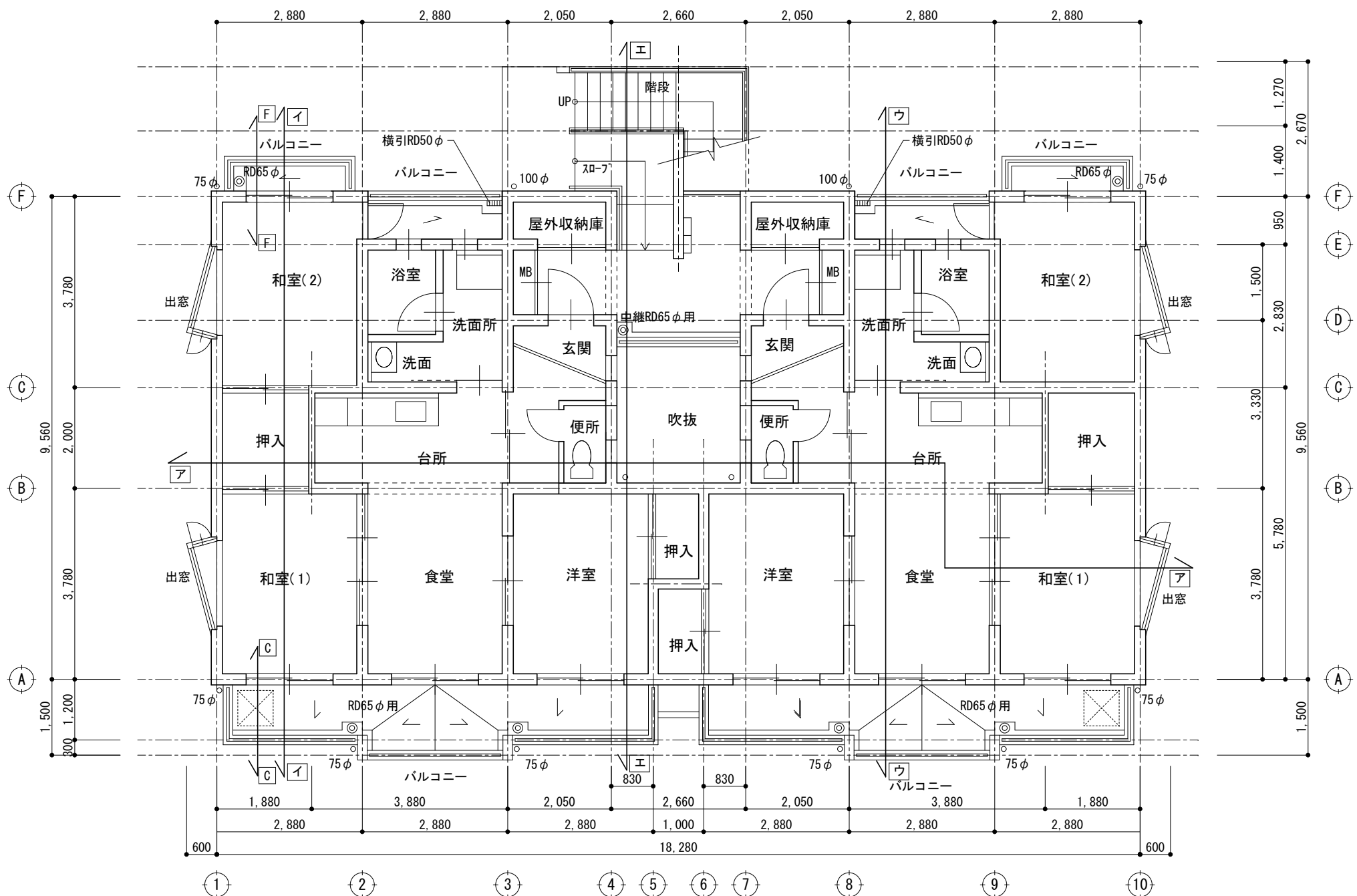
配置図 S=1/200

四日市市都市整備部営繕工務課			
一級建築士 登録 第 号			
四日市市諏訪町1番5号			
工事名			
内部泉町市営住宅外壁改修工事			
日付	図面名	縮尺	図面番号
R8年 8月	配置図・仮設計画図	A-2_1/200	A-07
		/	

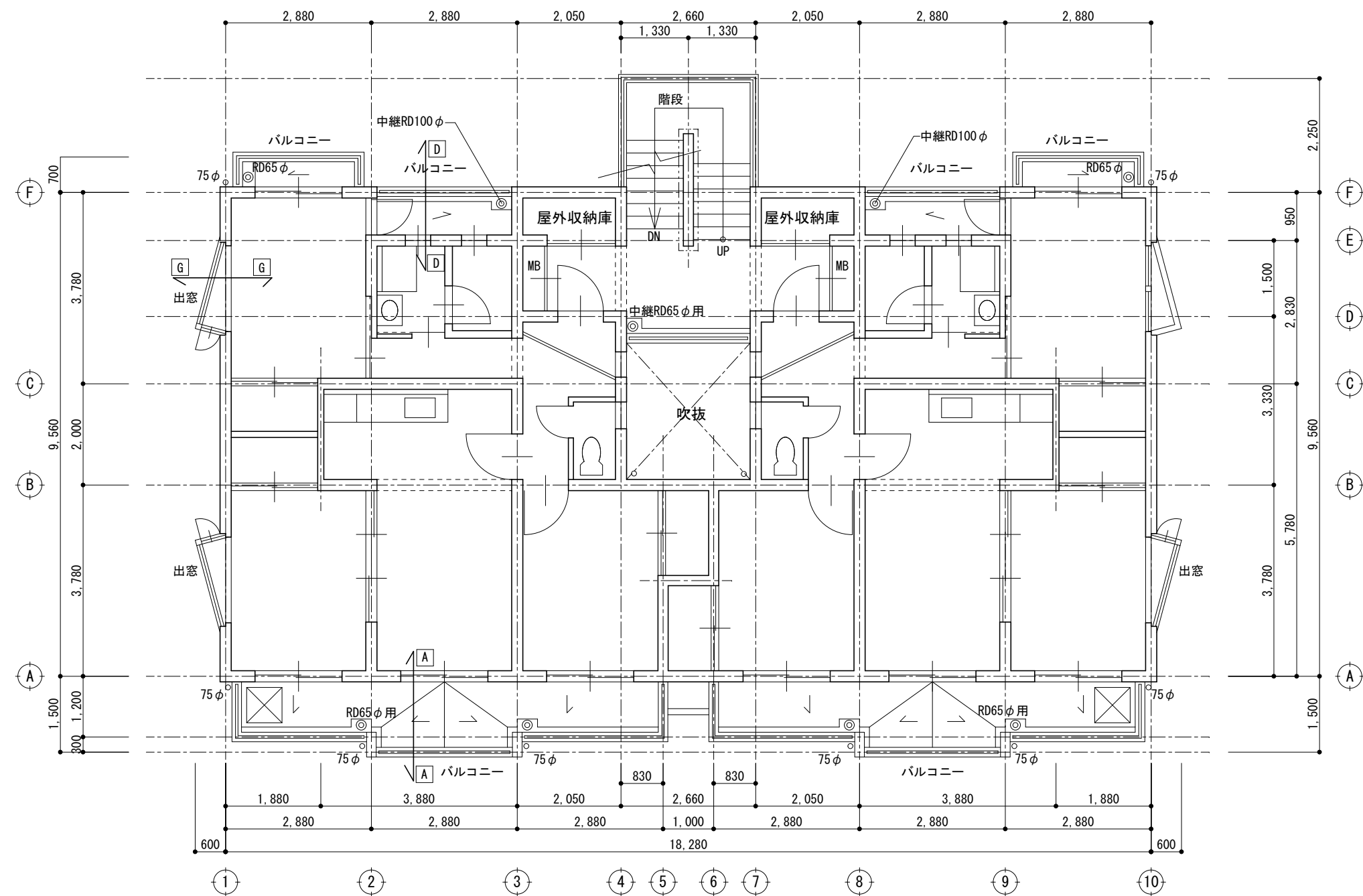
※A-3の場合は71%縮小とする。



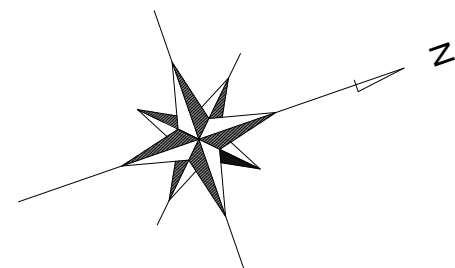
2,3階平面図



1階平面図

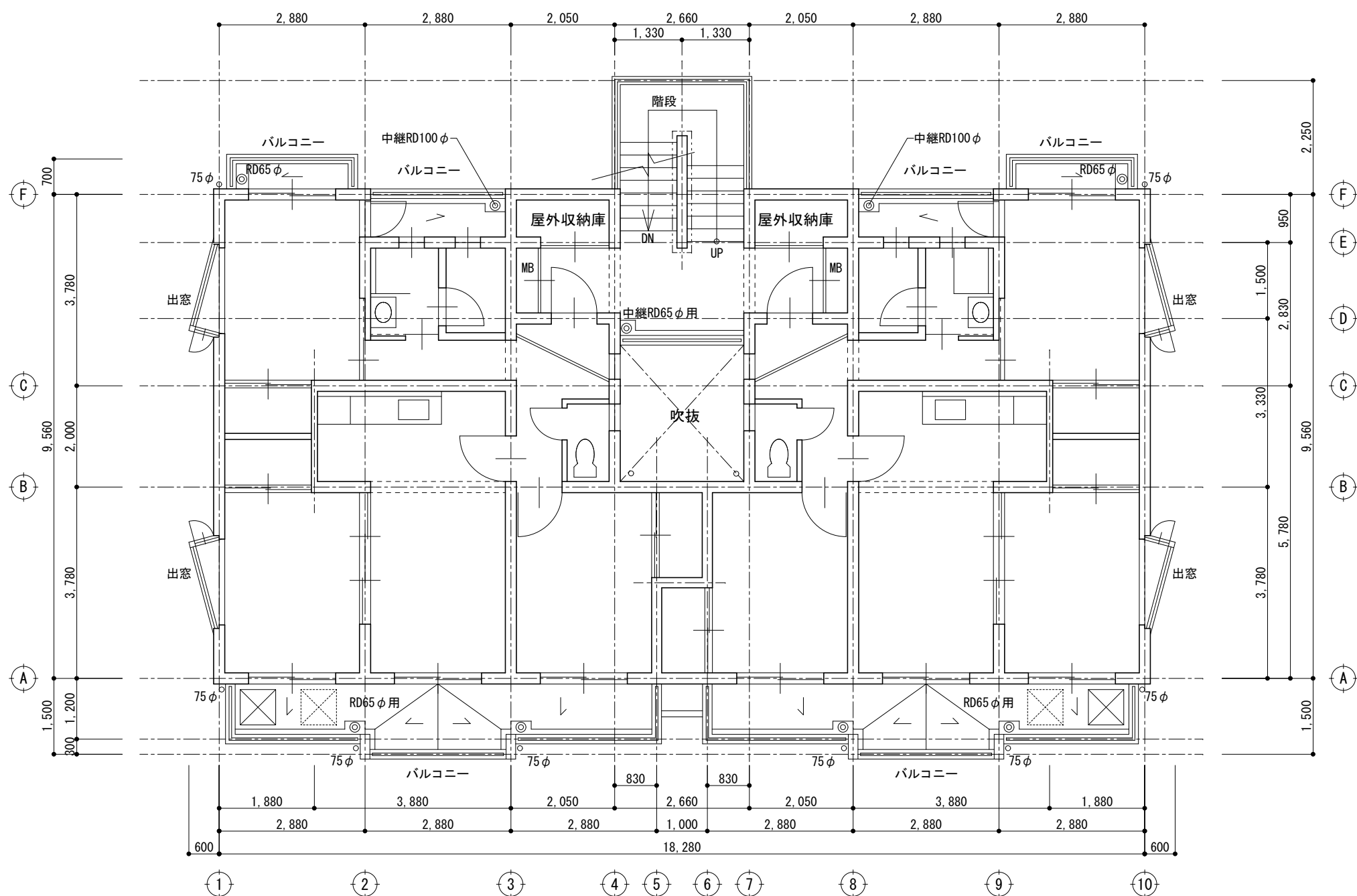


4階平面図

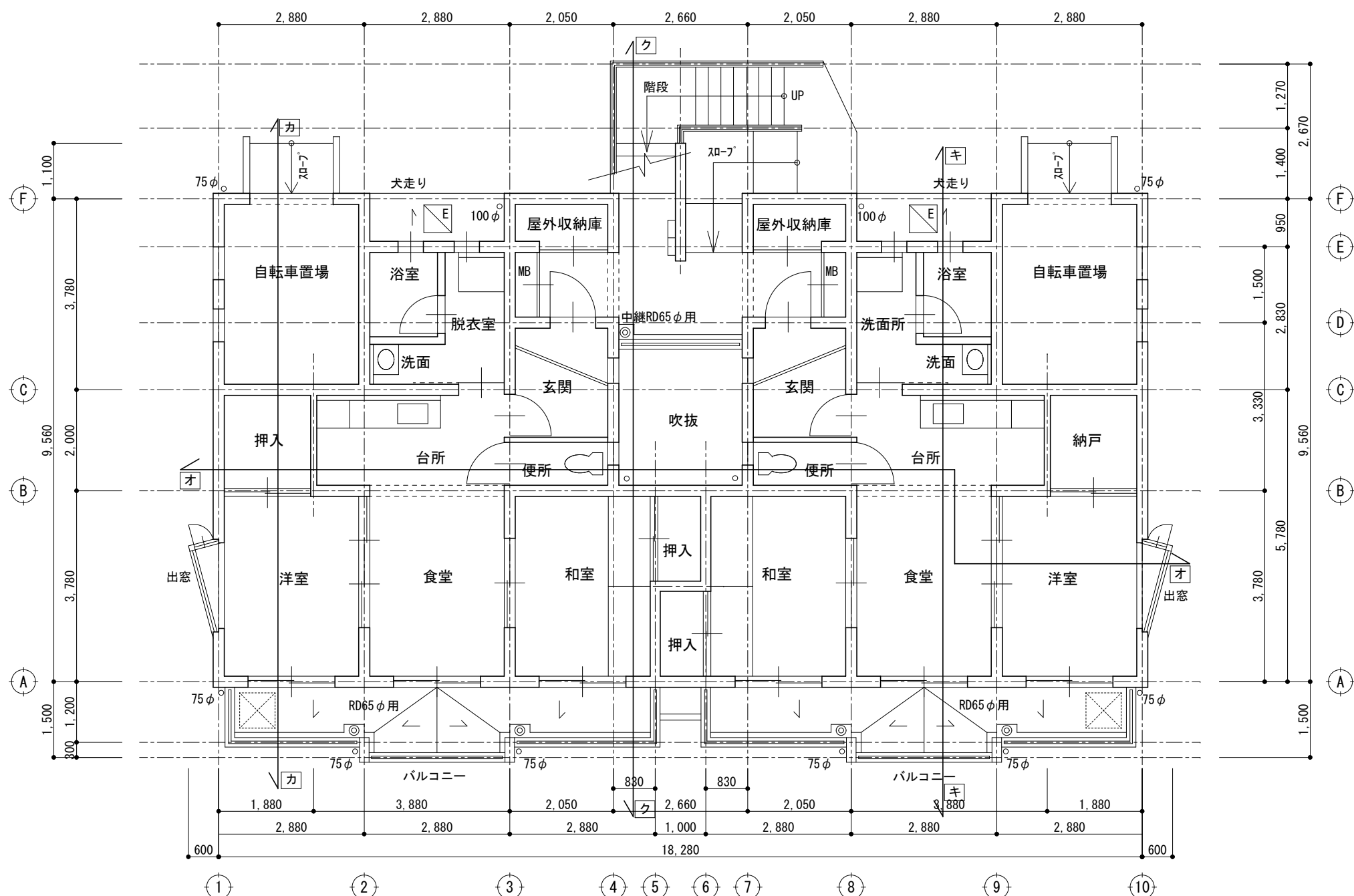


四日市市都市整備部営繕工務課 一級建築士 登録 第 号 四日市市諏訪町 1 番 5 号	工事名			
	内部泉町市営住宅外壁改修工事			
	日付	図面名	縮尺	図面番号
	R8年 8月	1号棟平面図	A-2_1/100	A-08 /

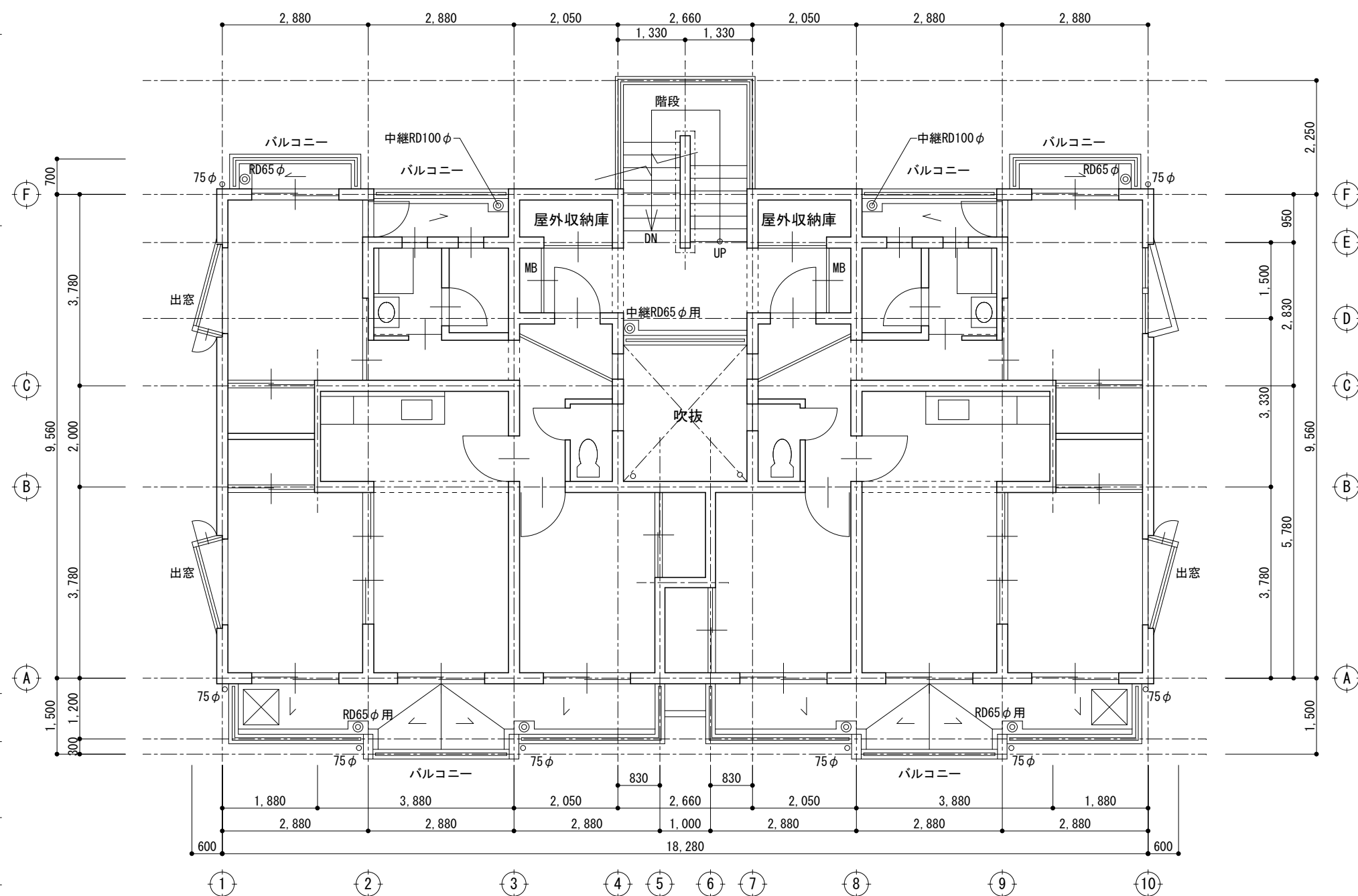
※A-3の場合は71%縮小とする。



2,3階平面図



1階平面図



4階平面図

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士 登録 第 号

四日市市諏訪町 1 番 5 号

工事名

内部泉町市営住宅外壁改修工事

日付

R8年 8月

図面名

2号棟平面図

縮尺

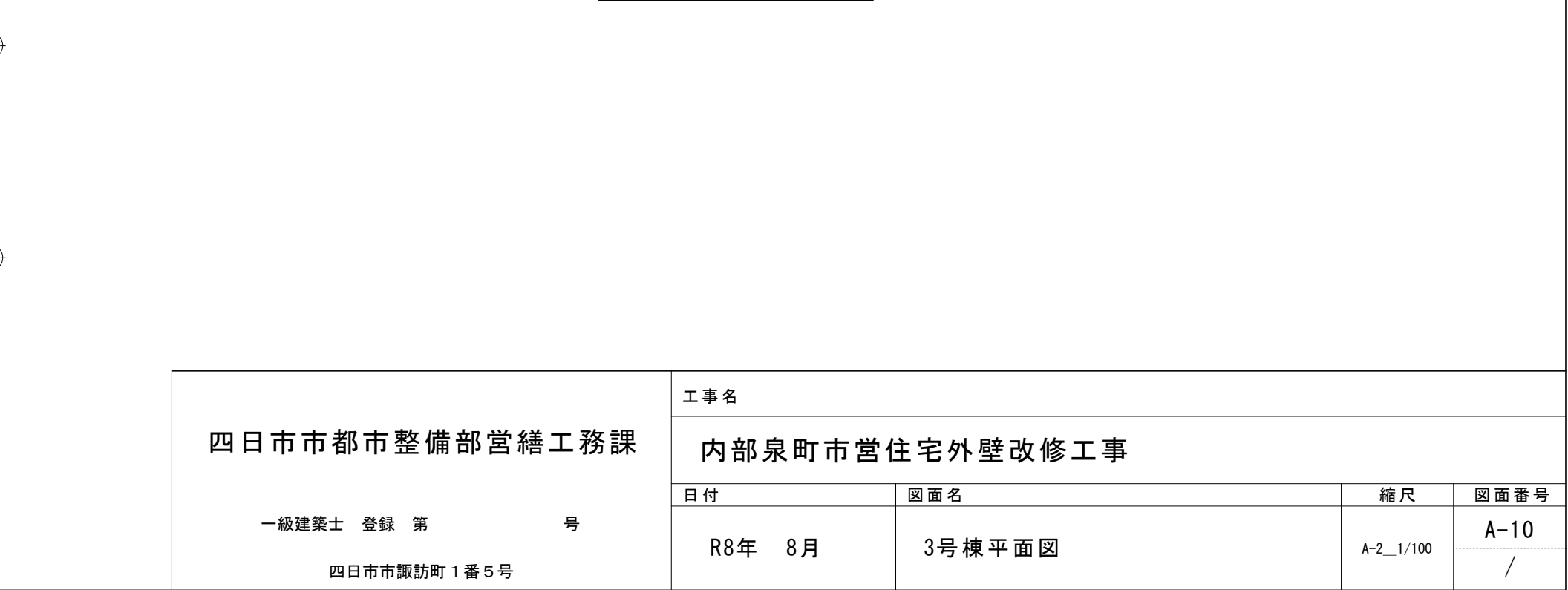
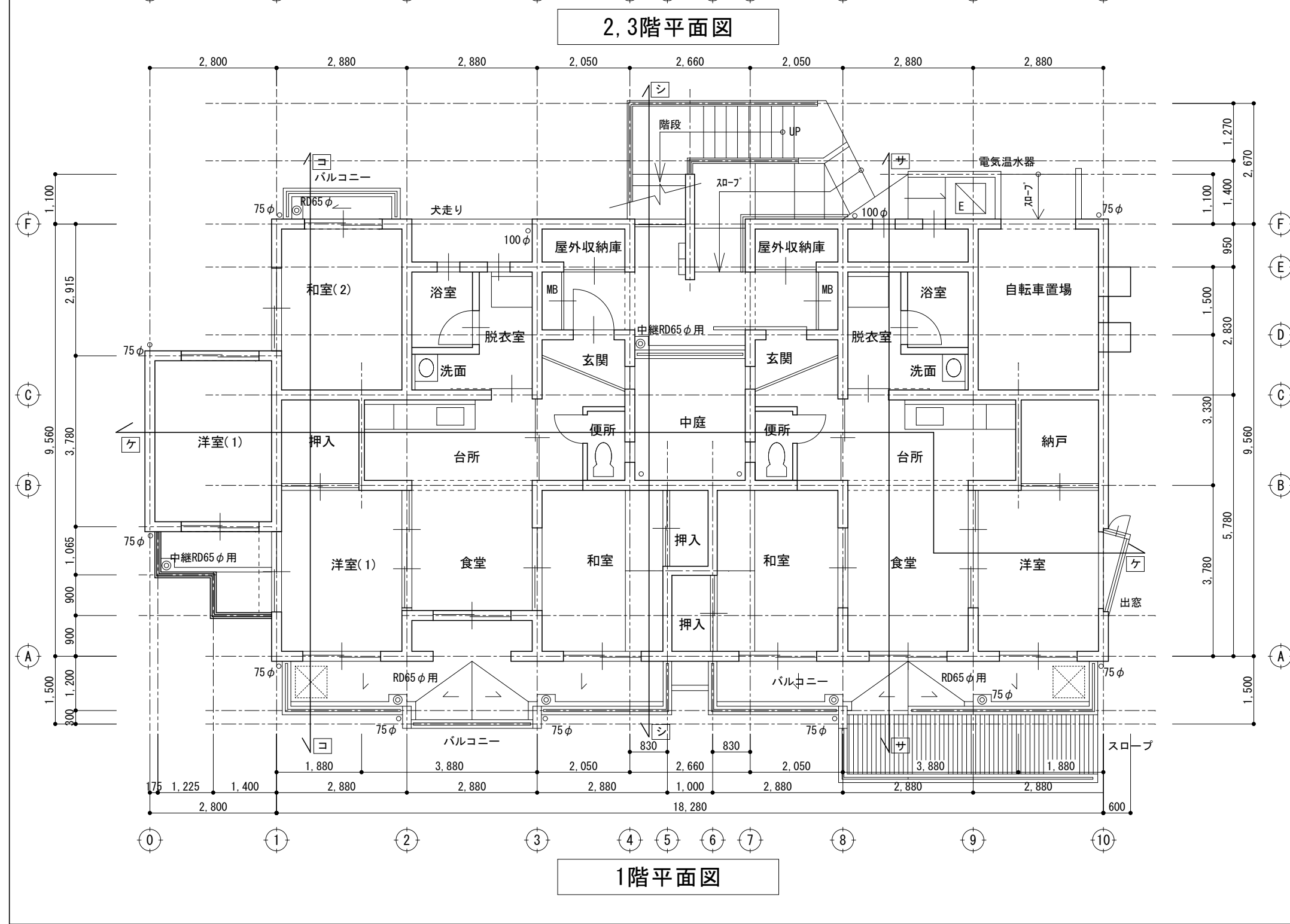
A-2_1/100

図面番号

A-09

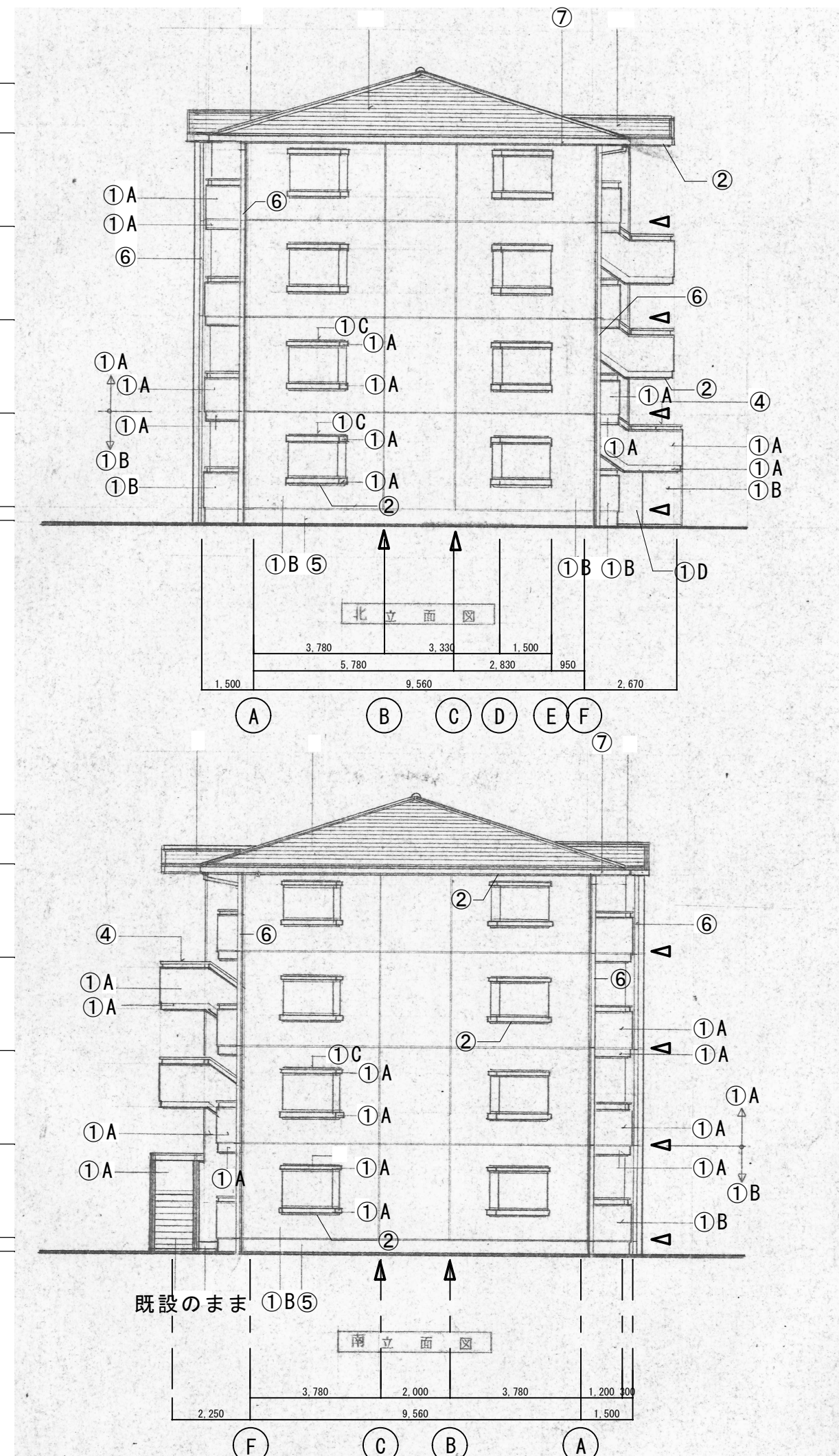
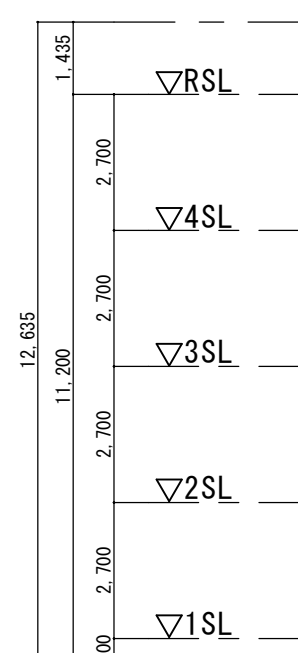
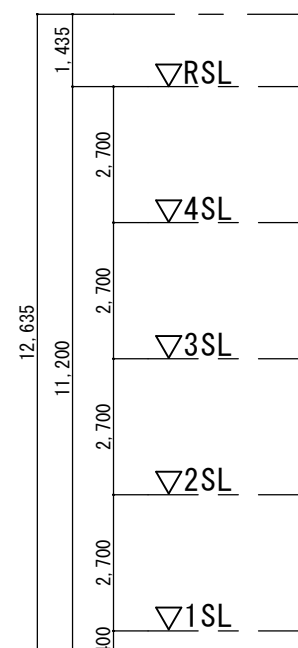
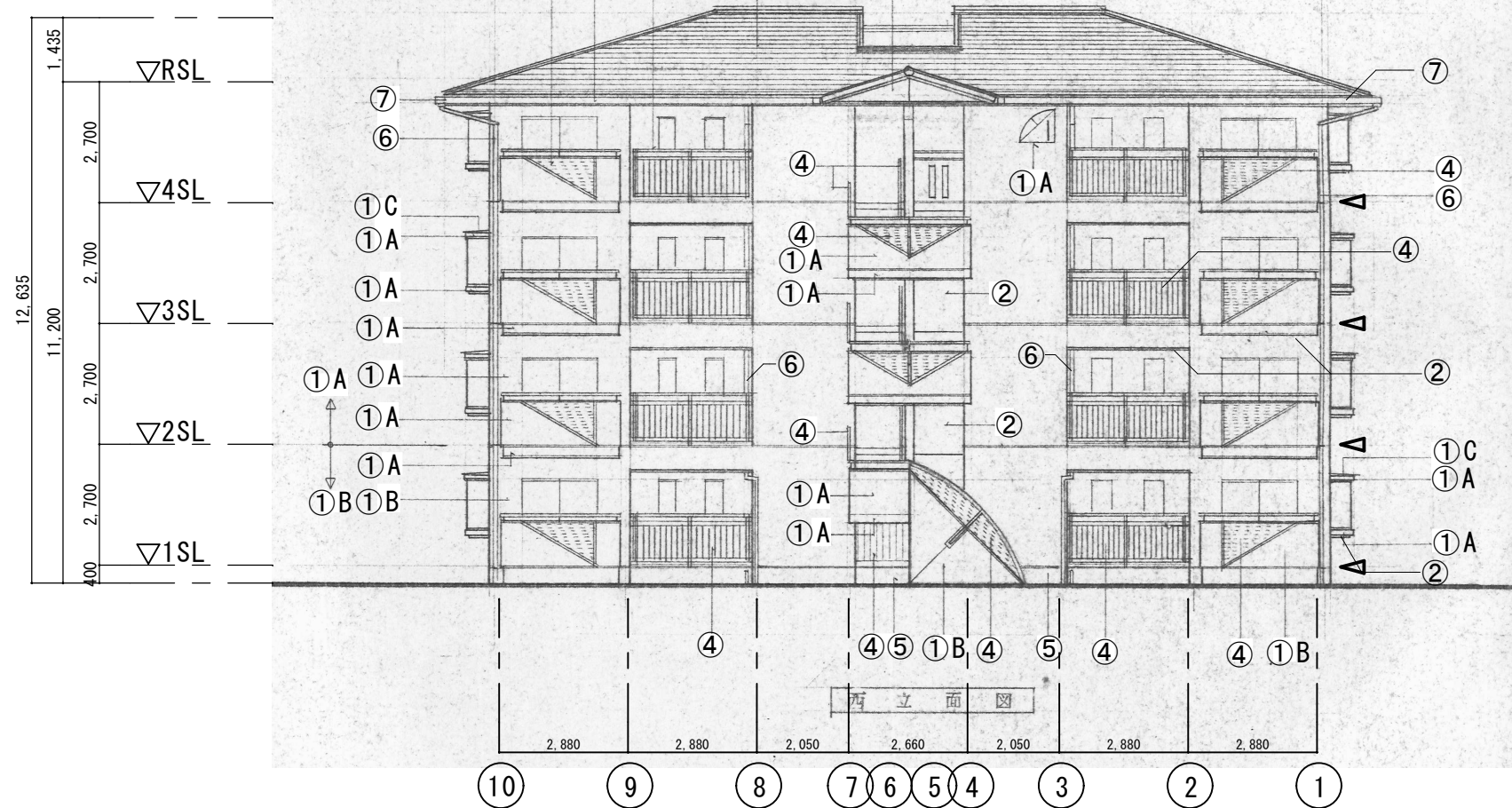
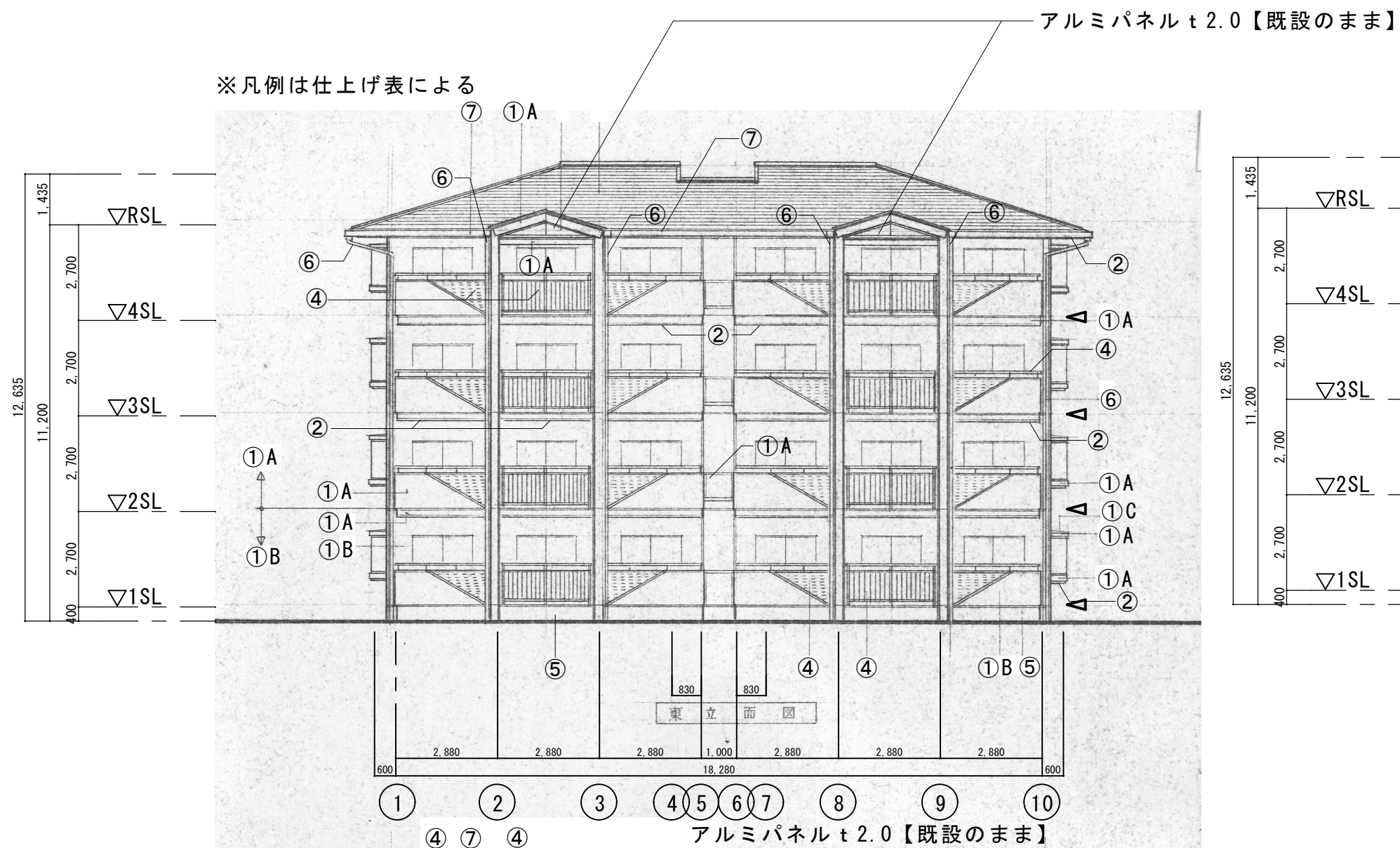
/

※A-3の場合は71%縮小とする。



四日市市都市整備部営繕工務課 一級建築士 登録 第 号 四日市市諏訪町 1 番 5 号	工事名			
	内部泉町市営住宅外壁改修工事			
	日付	図面名	縮尺	図面番号
	R8年 8月	3号棟平面図	A-2_1/100	A-10 /

※A-3の場合は71%縮小とする。

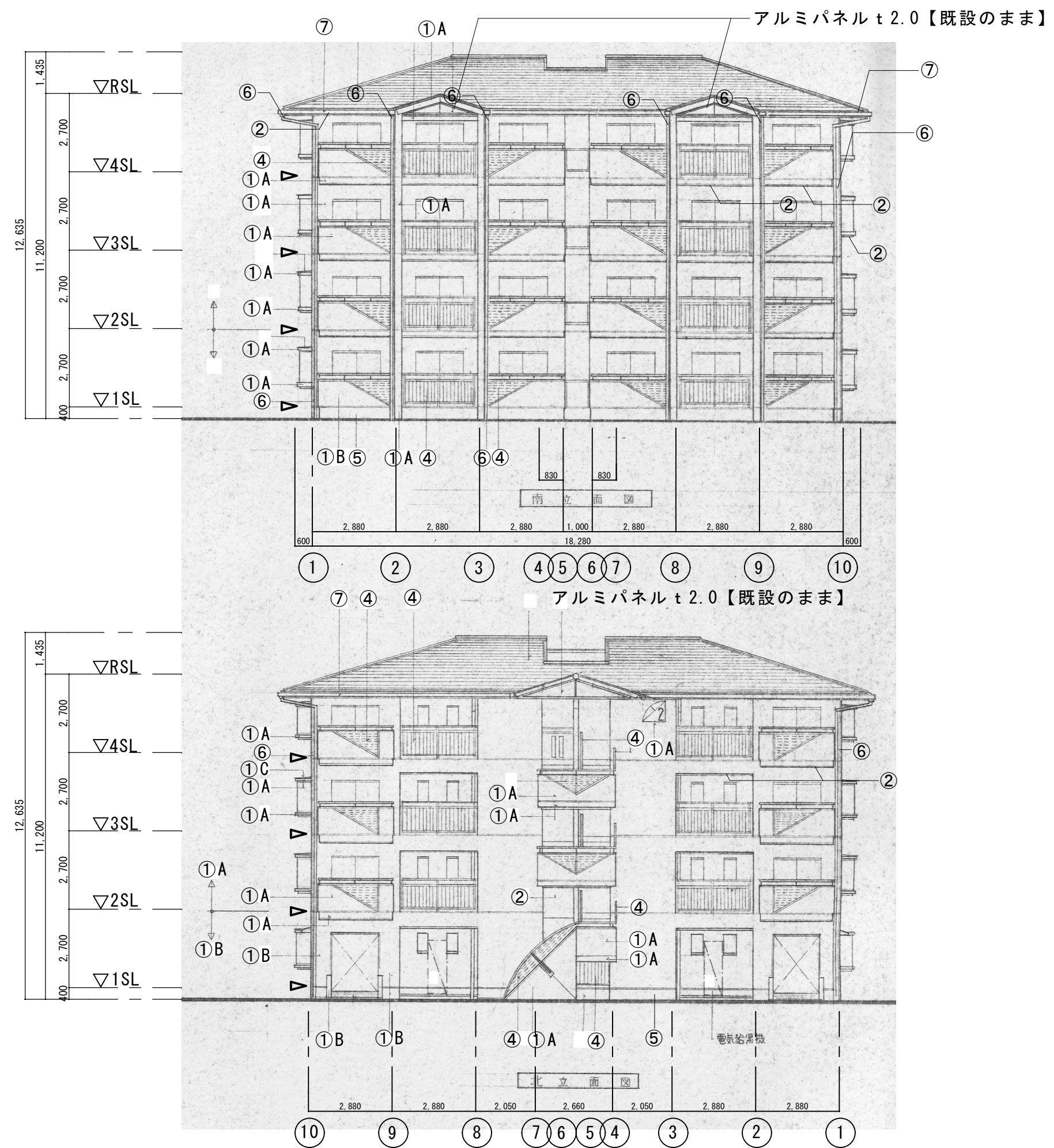
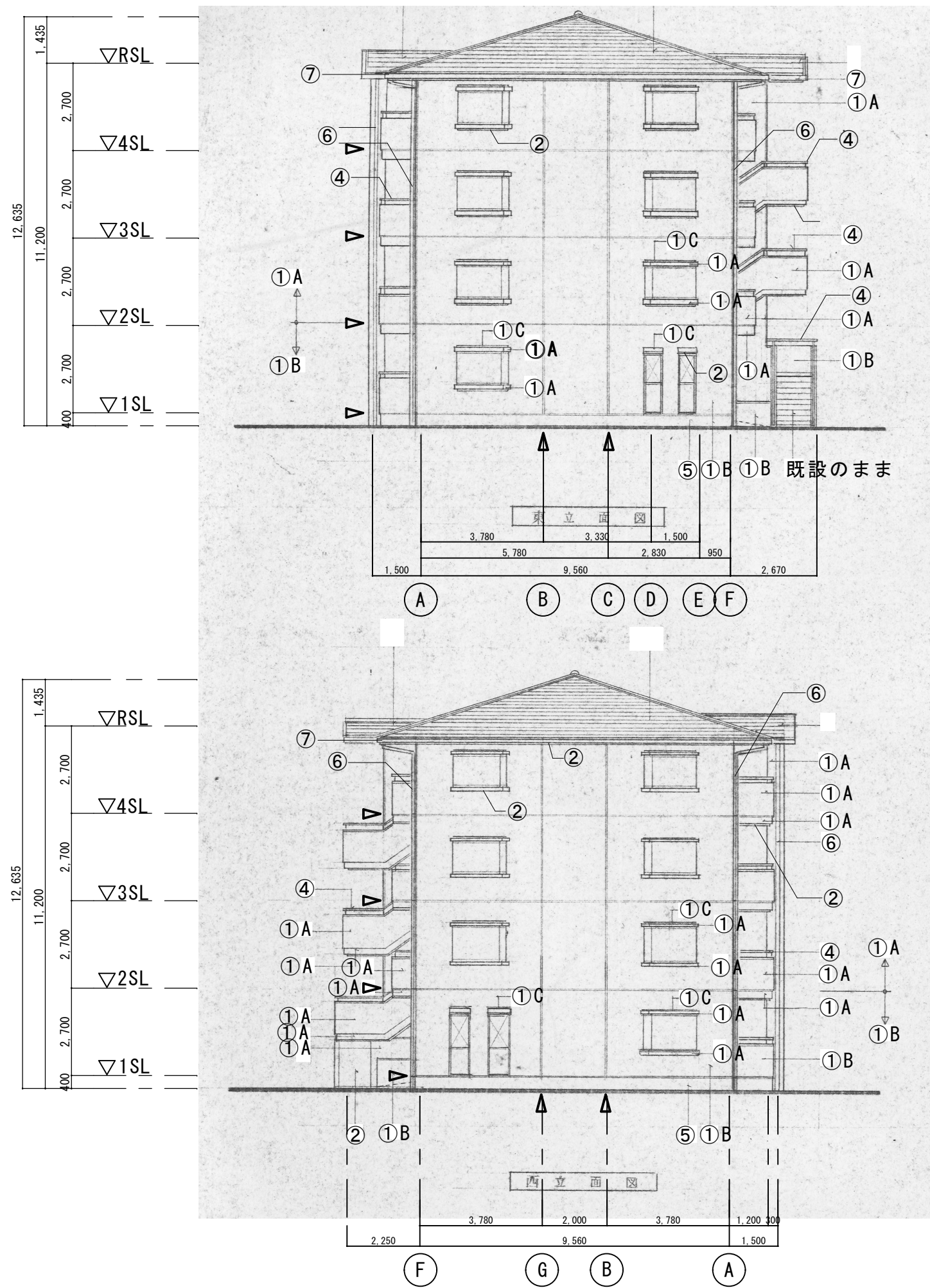


△ PU-2 W20 打替え (バルコニー、階段除く)

四日市市都市整備部営繕工務課 一級建築士 登録 第 号 四日市市諏訪町 1 番 5 号	工事名			
	内部泉町市営住宅外壁改修工事			
	日付	図面名	縮尺	図面番号
	R8年 8月	1号棟立面図	A-2_1/150	A-11 /

※A-30の場合は71%縮小とする。

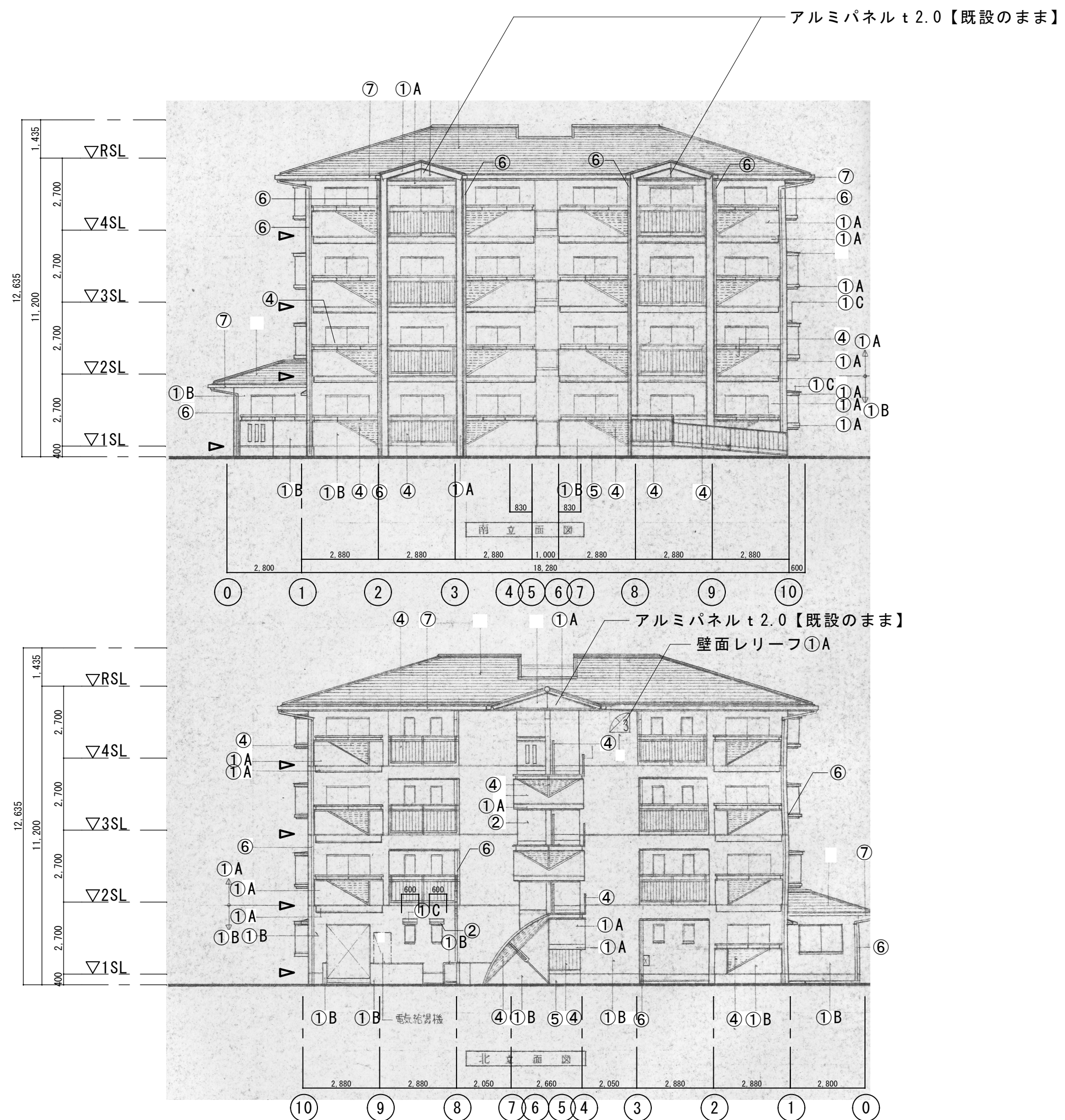
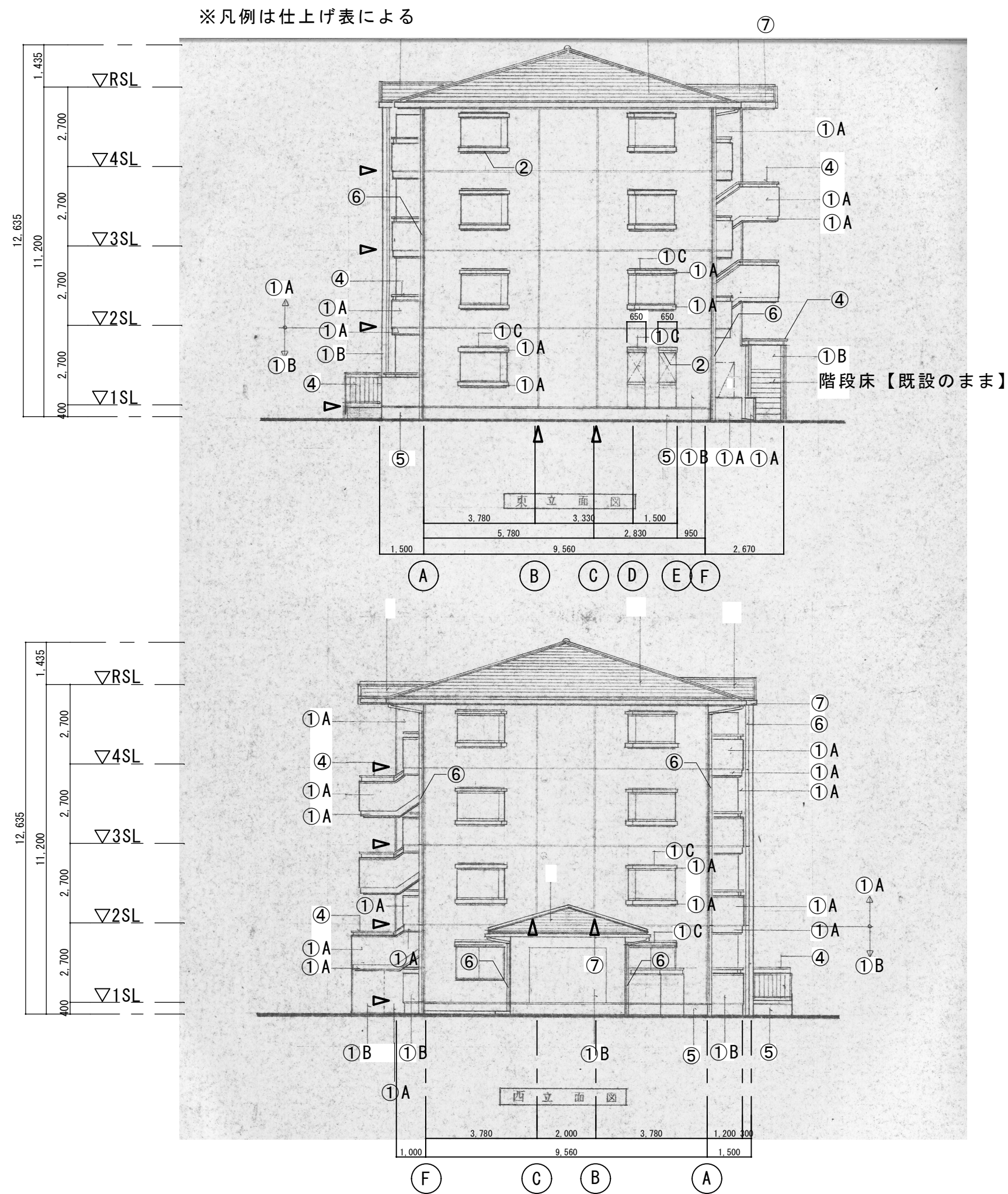
※凡例は仕上げ表による



△ PU-2 W20 打替え（バルコニー、階段除く）

四日市市都市整備部営繕工務課 一級建築士 登録 第 号 四日市市諏訪町 1 番 5 号	工事名			
	内部泉町市営住宅外壁改修工事			
	日付	図面名	縮尺	図面番号
	R8年 8月	2号棟立面図	A-2_1/150	A-12 /

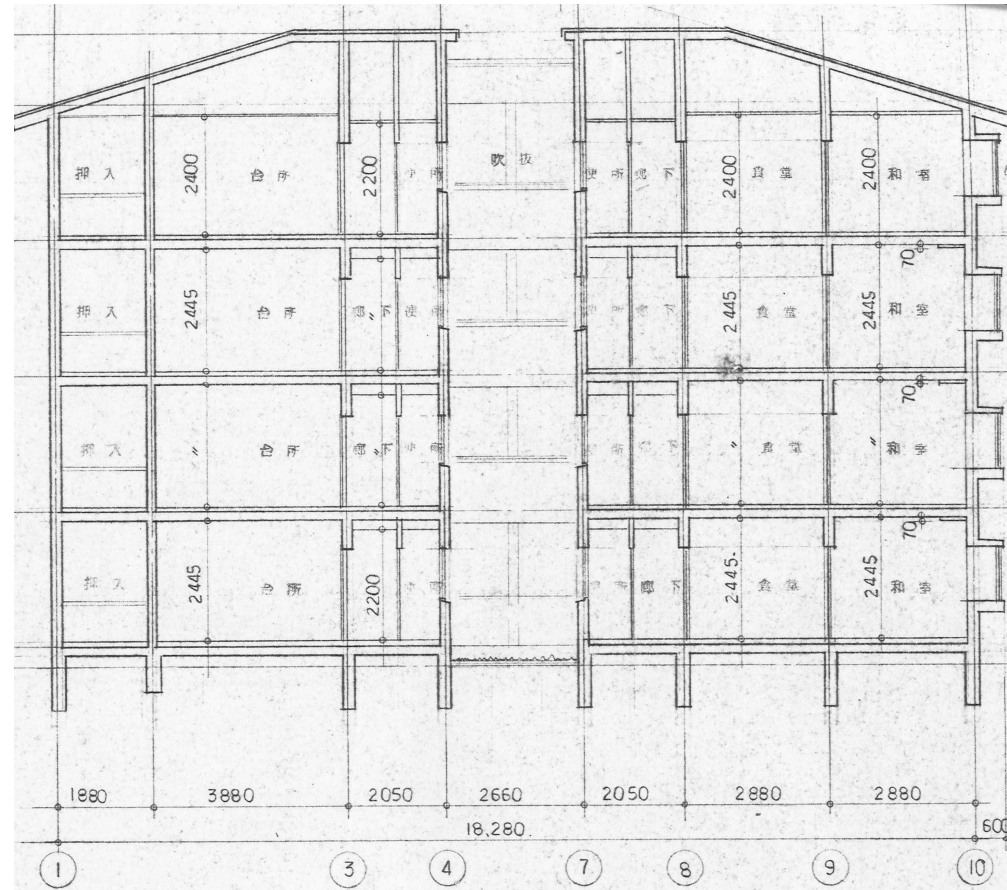
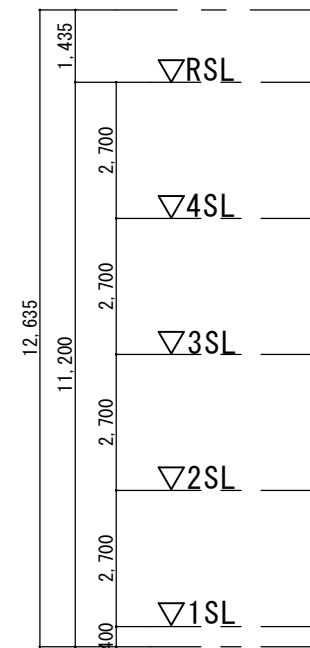
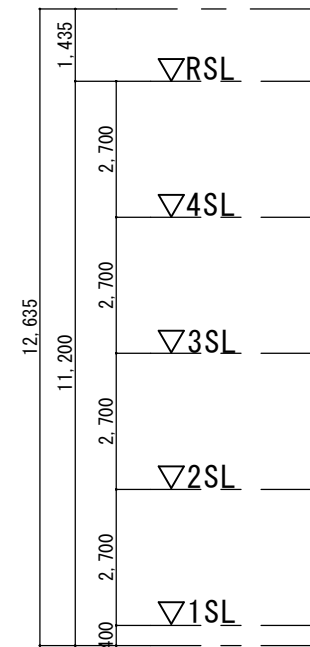
※A-3の場合は71%縮小とする。



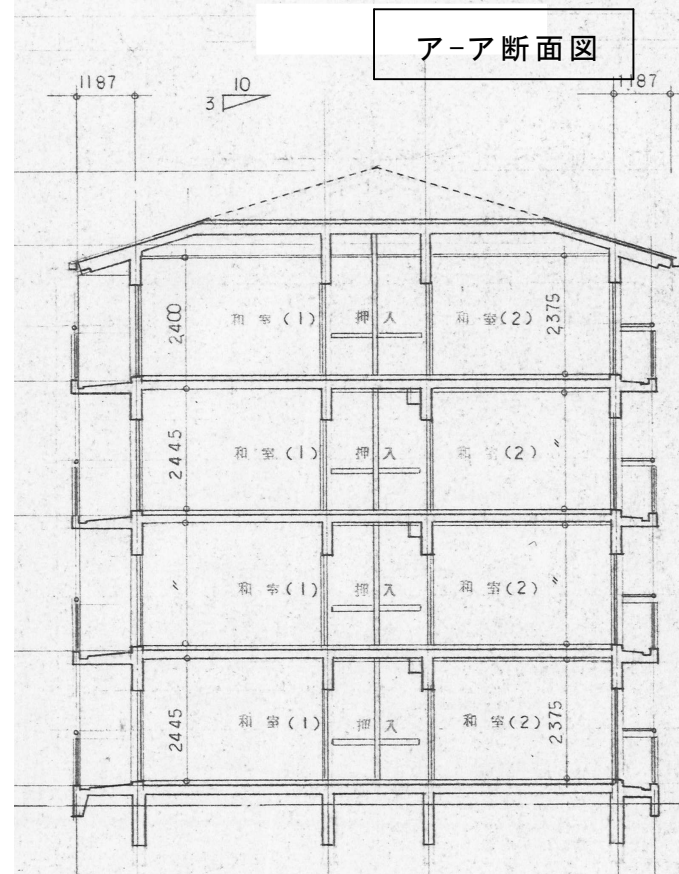
△ PU-2 W20 打替え（バルコニー、階段除く）

四日市市都市整備部営繕工務課 一級建築士 登録 第 号 四日市市諏訪町 1 番 5 号	工事名			
	内部泉町市営住宅外壁改修工事			
	日付	図面名	縮尺	図面番号
	R8年 8月	3号棟立面図	A-2_1/150	A-13 /

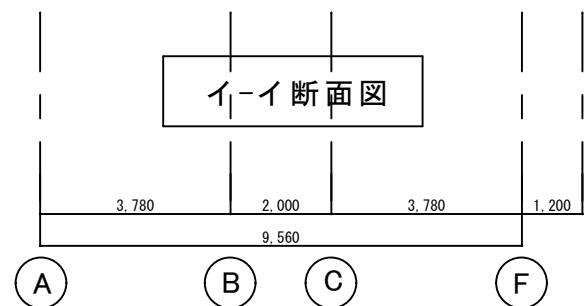
※A-3の場合は71%縮小とする。



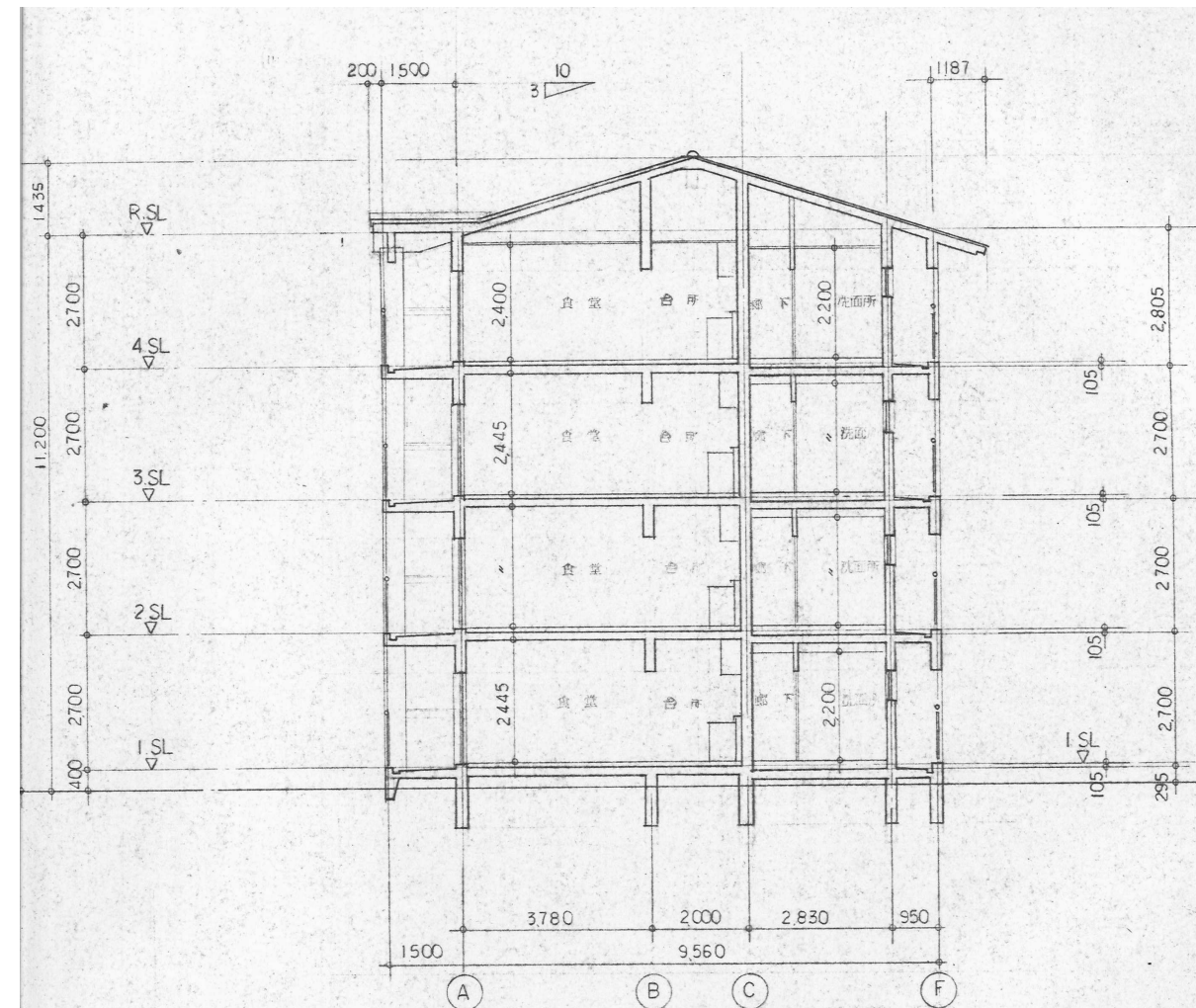
ア-ア断面図



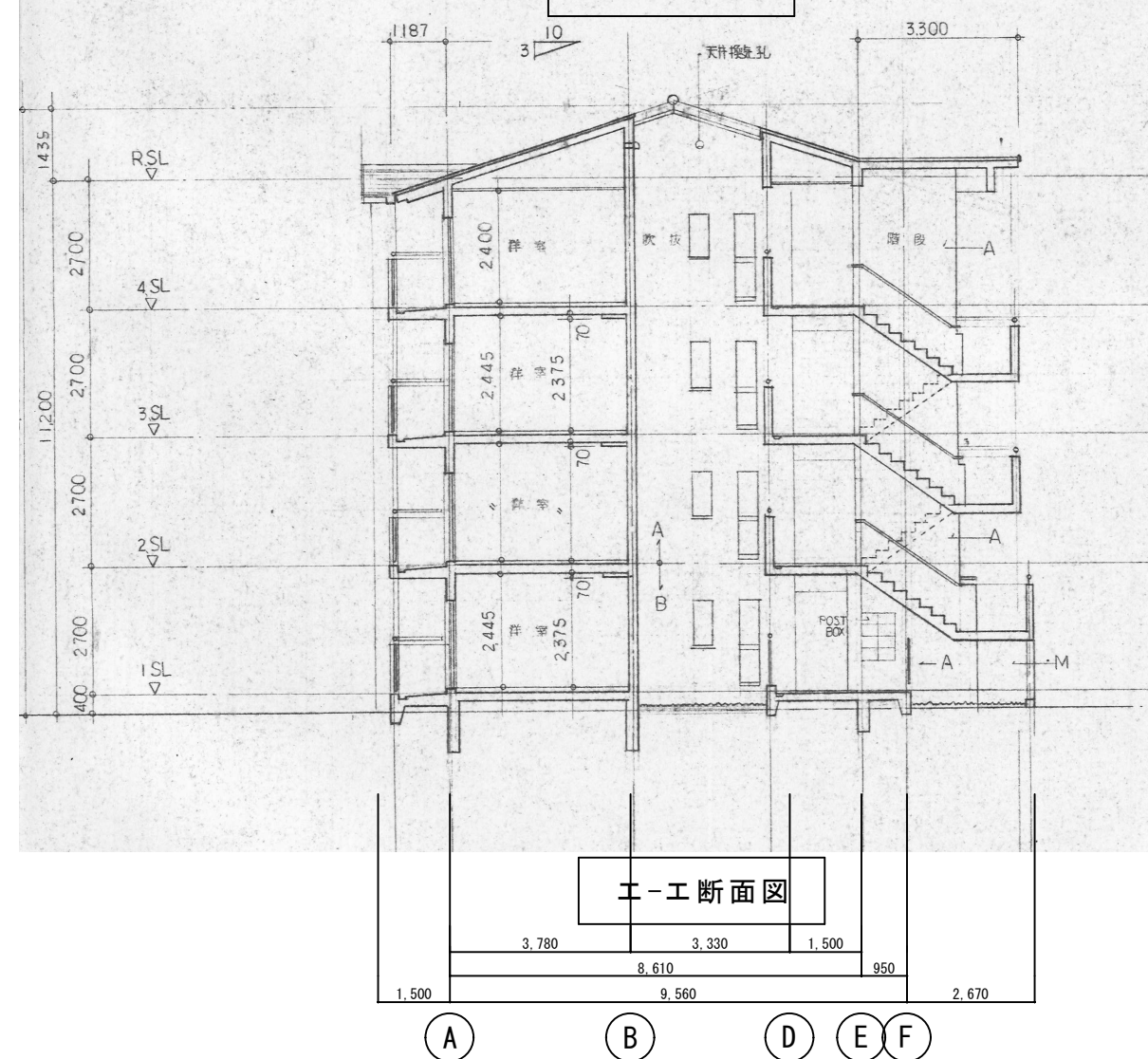
イ-イ断面図



ウ-ウ断面図

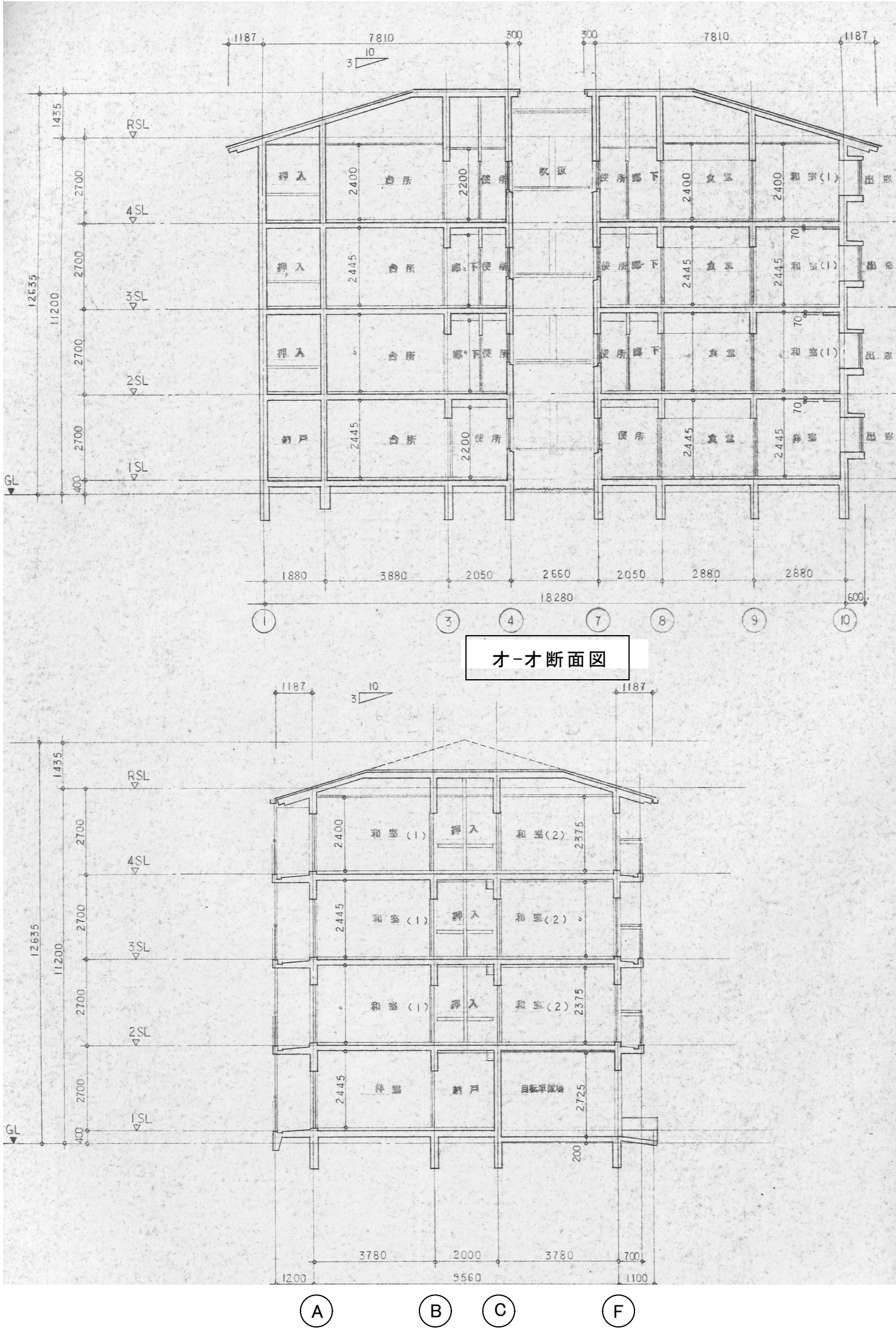


エ-エ断面図



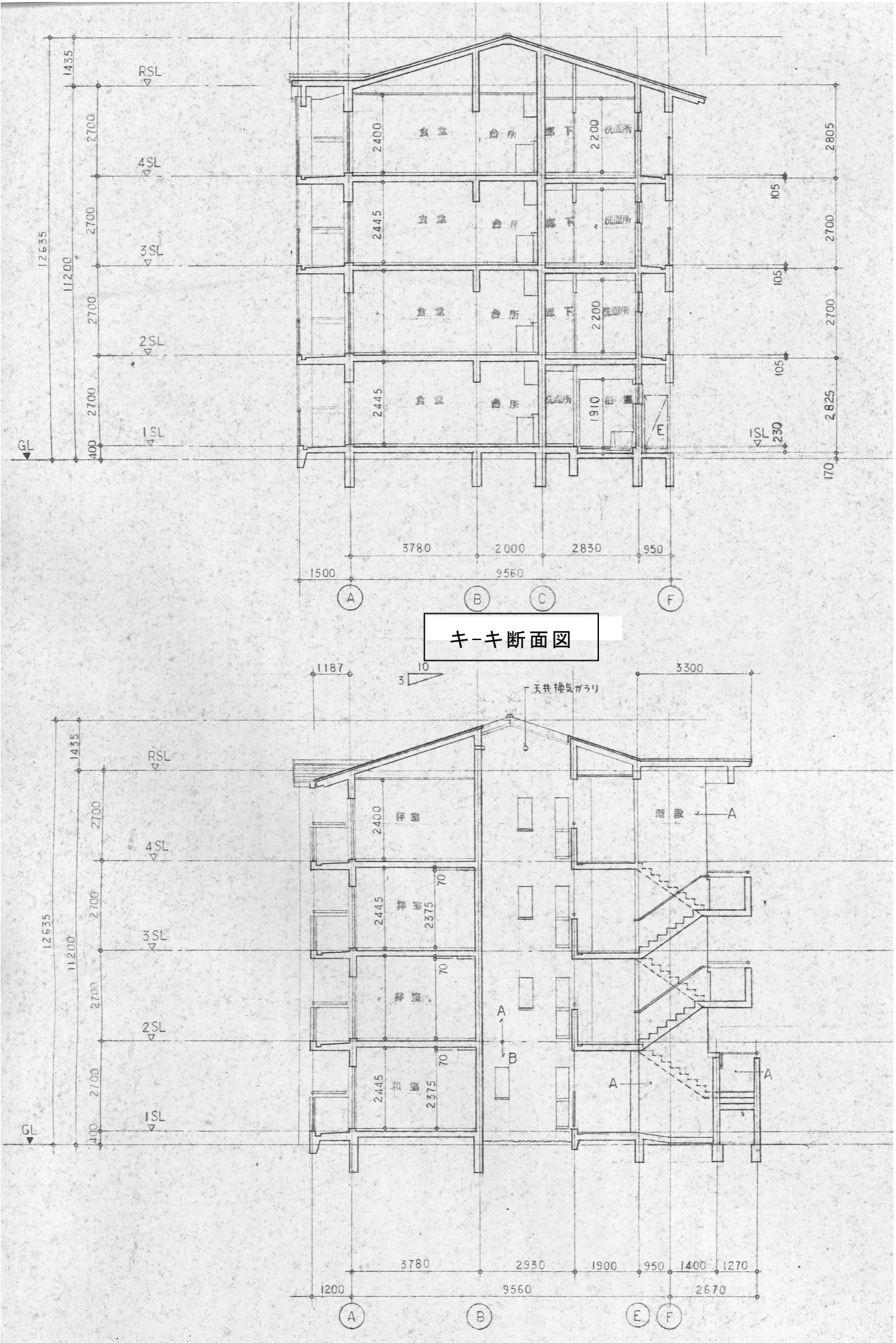
四日市市都市整備部営繕工務課 一級建築士 登録 第 号 四日市市諏訪町 1 番 5 号	工事名			
	内部泉町市営住宅外壁改修工事			
	日付	図面名	縮尺	図面番号
	R8年 8月	1号棟断面図	A-2_1/150	A-14 /

※A-3の場合は71%縮小とする。



オ-オ断面図

カ-カ断面図

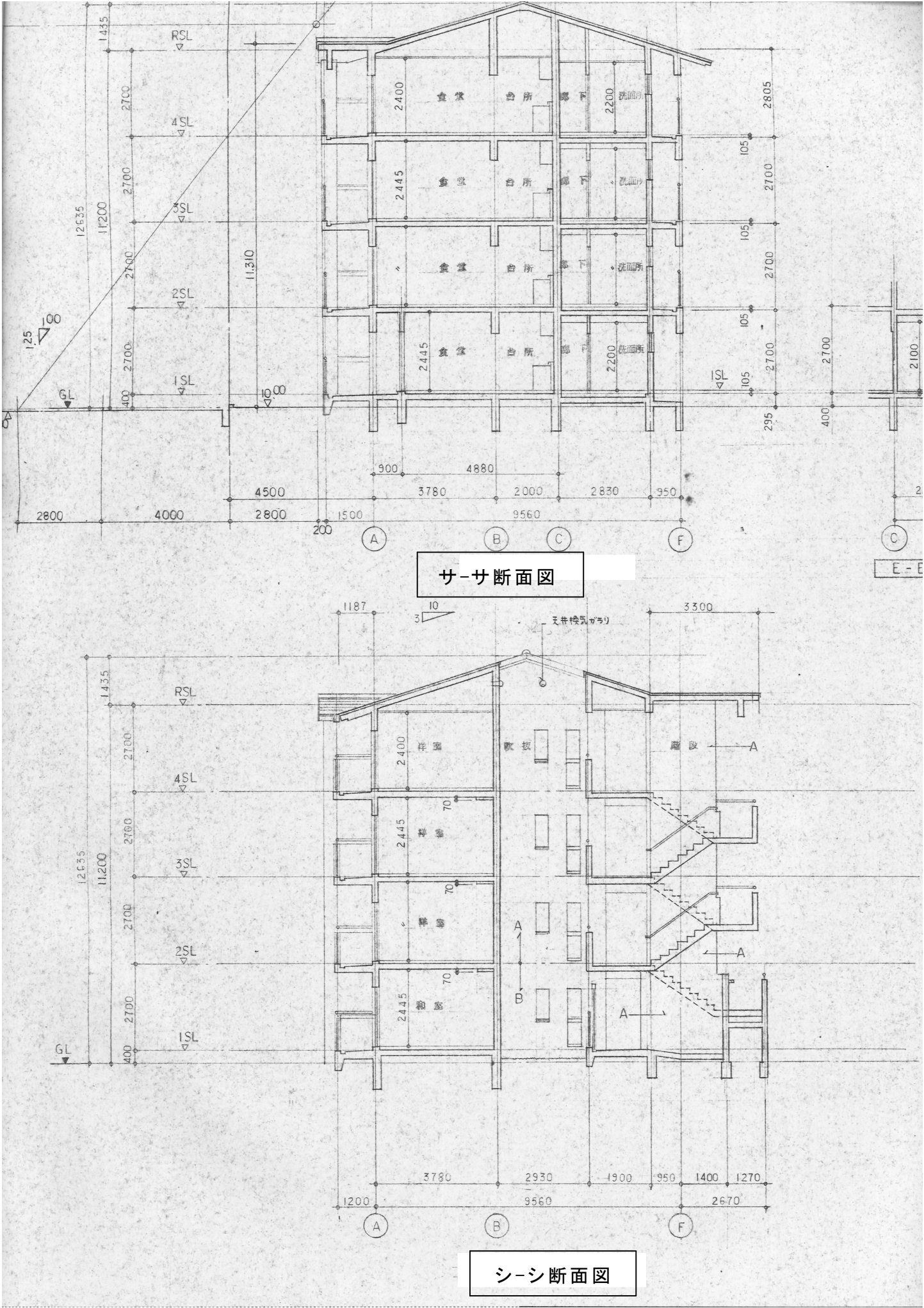
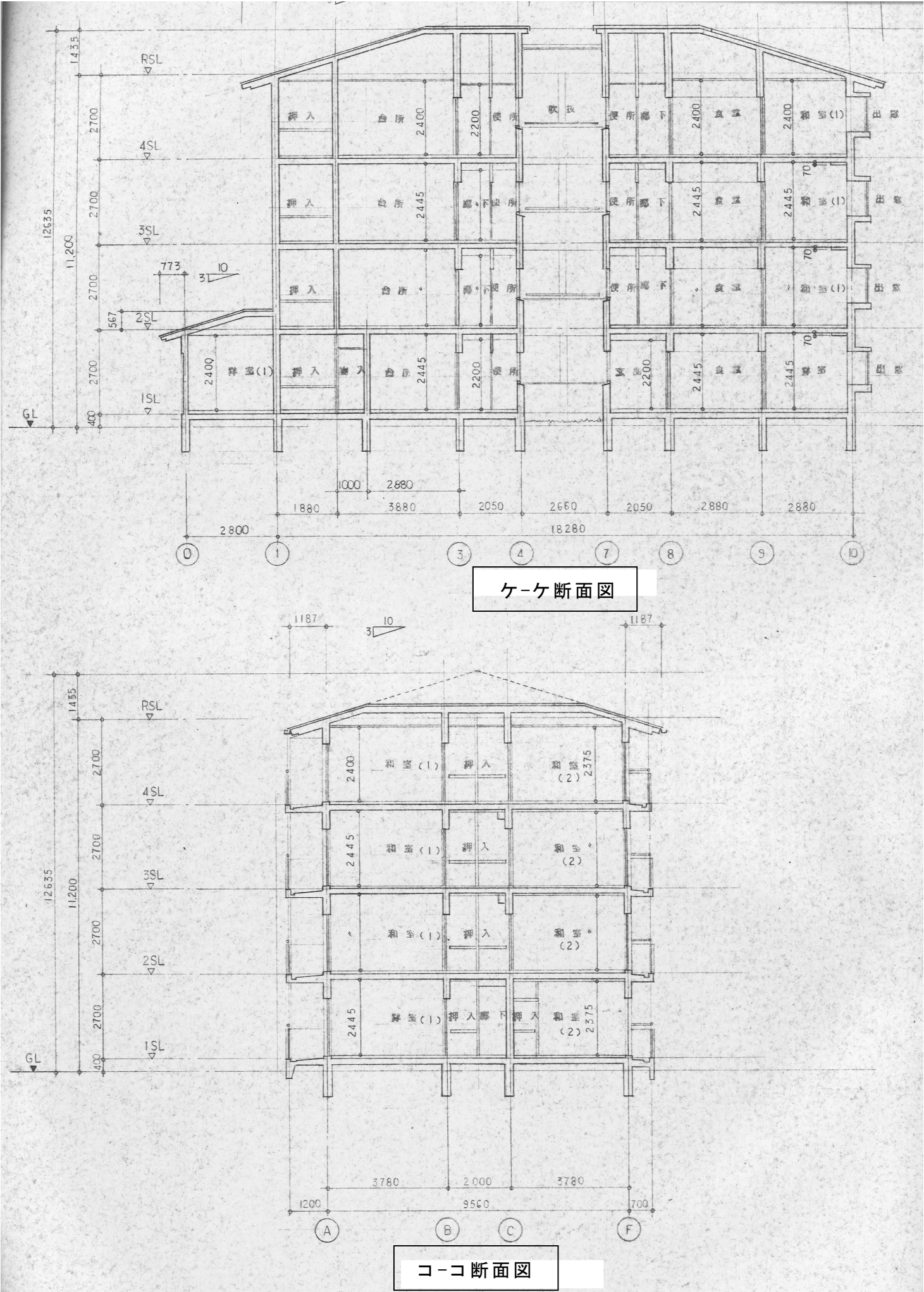


キ-キ断面図

ク-ク断面図

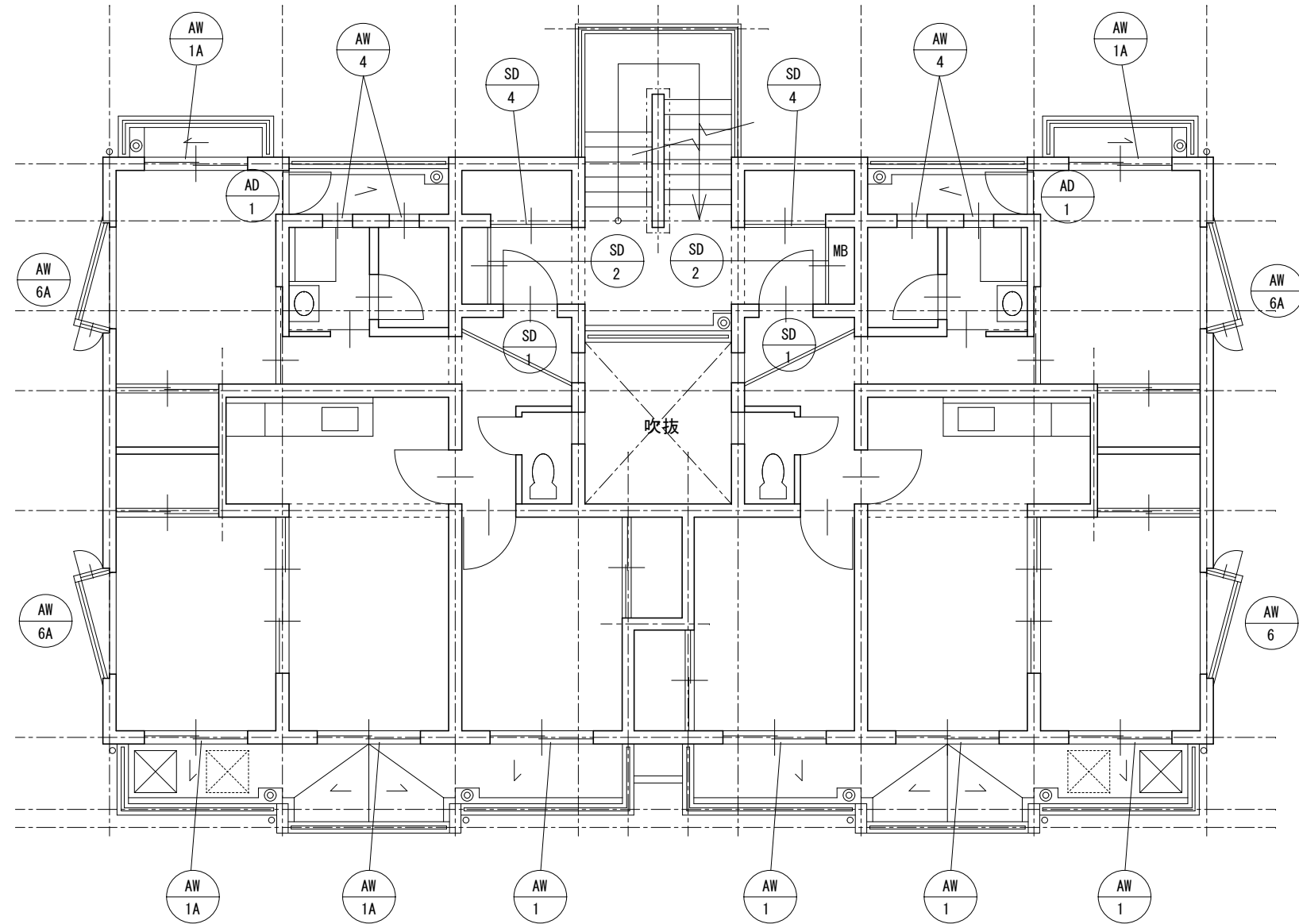
四日市市都市整備部営繕工務課 一級建築士 登録 第 号 四日市市諏訪町 1 番 5 号	工事名			
	内部泉町市営住宅外壁改修工事			
	日付	図面名	縮尺	図面番号
	R8年 8月	2号棟断面図	A-2_1/150	A-15 /

※A-3の場合は71%縮小とする。

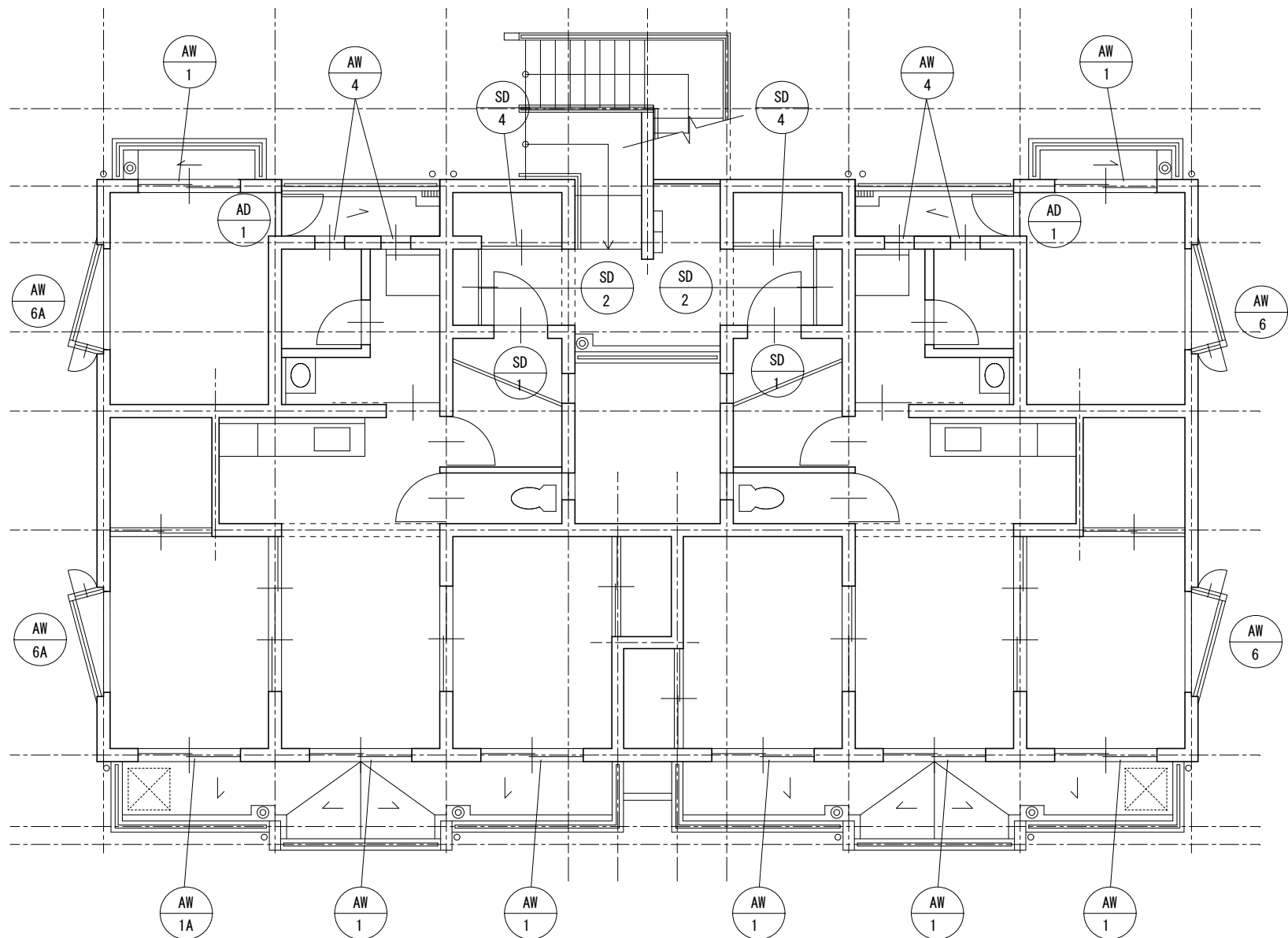


四日市市都市整備部営繕工務課 一級建築士 登録 第 号 四日市市諏訪町 1 番 5 号	工事名 内部泉町市営住宅外壁改修工事			
	日付	図面名	縮尺	図面番号
	R8年 8月	3号棟断面図	A-2_1/150	A-16
	令和7年11月版			/

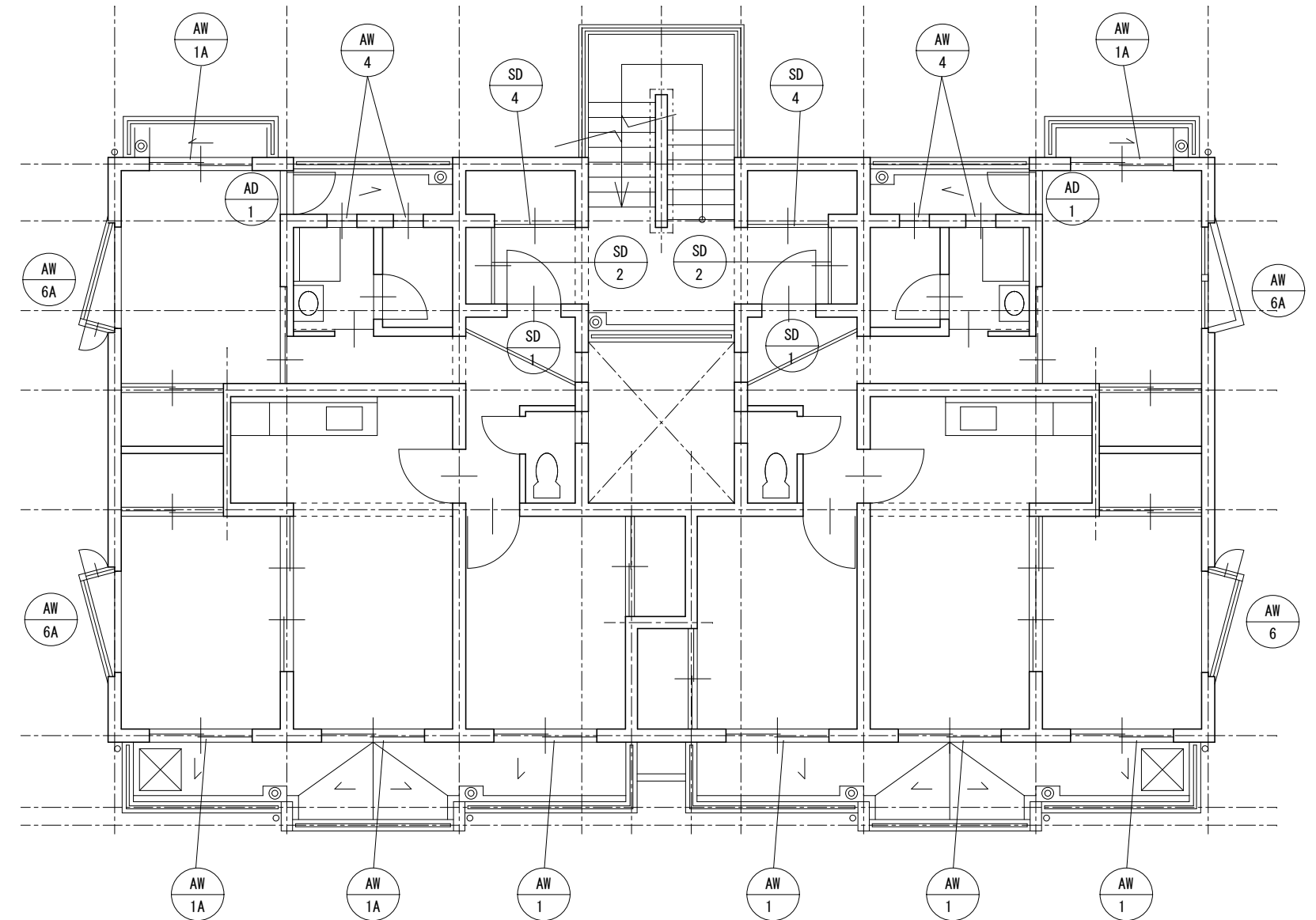
※A-3の場合は71%縮小とする。



2,3階平面図



1階平面図



4階平面図

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士 登録 第 号

四日市市諏訪町1番5号

工事名

内部泉町市営住宅外壁改修工事

日付

R8年 8月

図面名

1号棟キープラン

縮尺

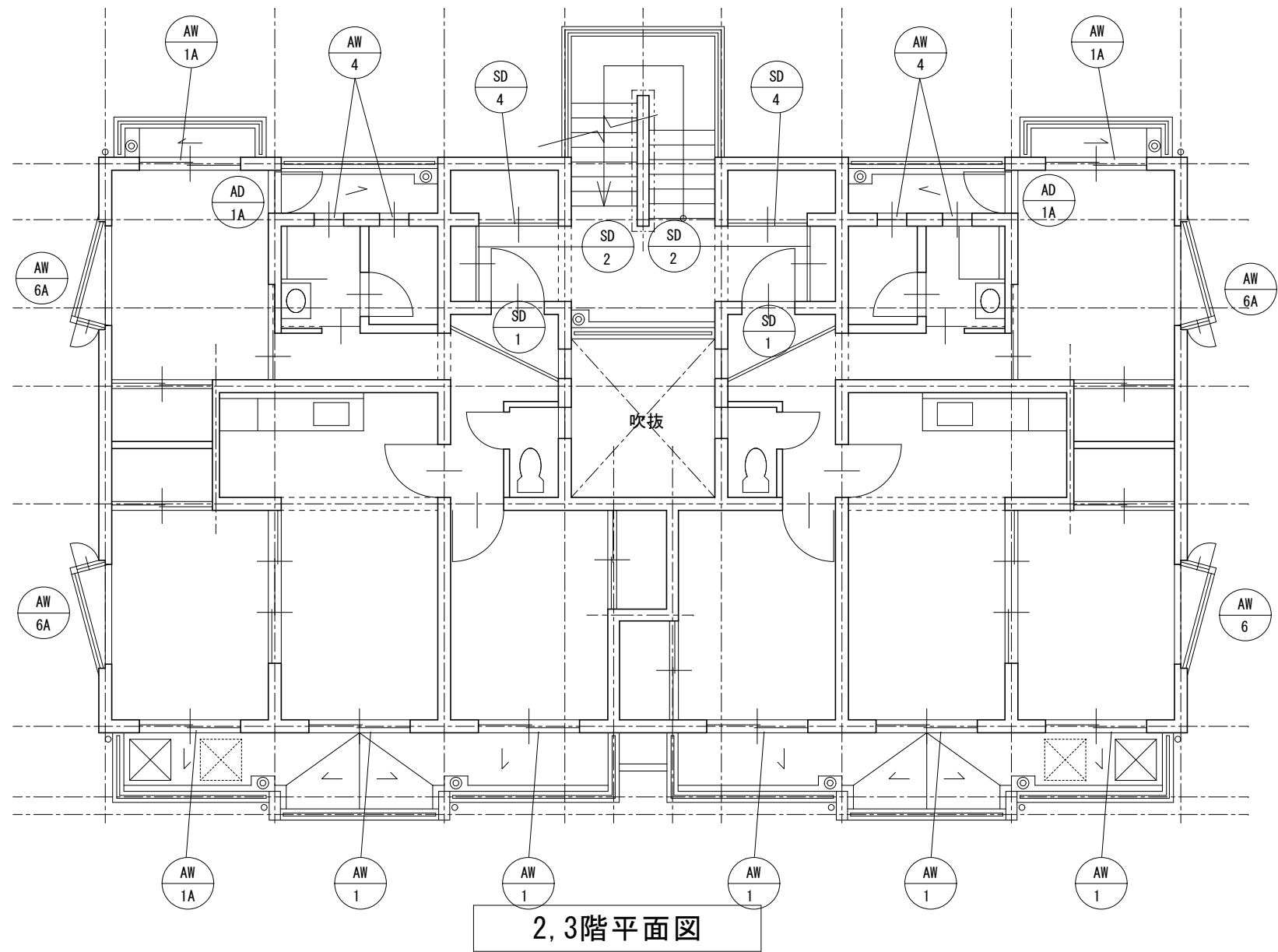
—

図面番号

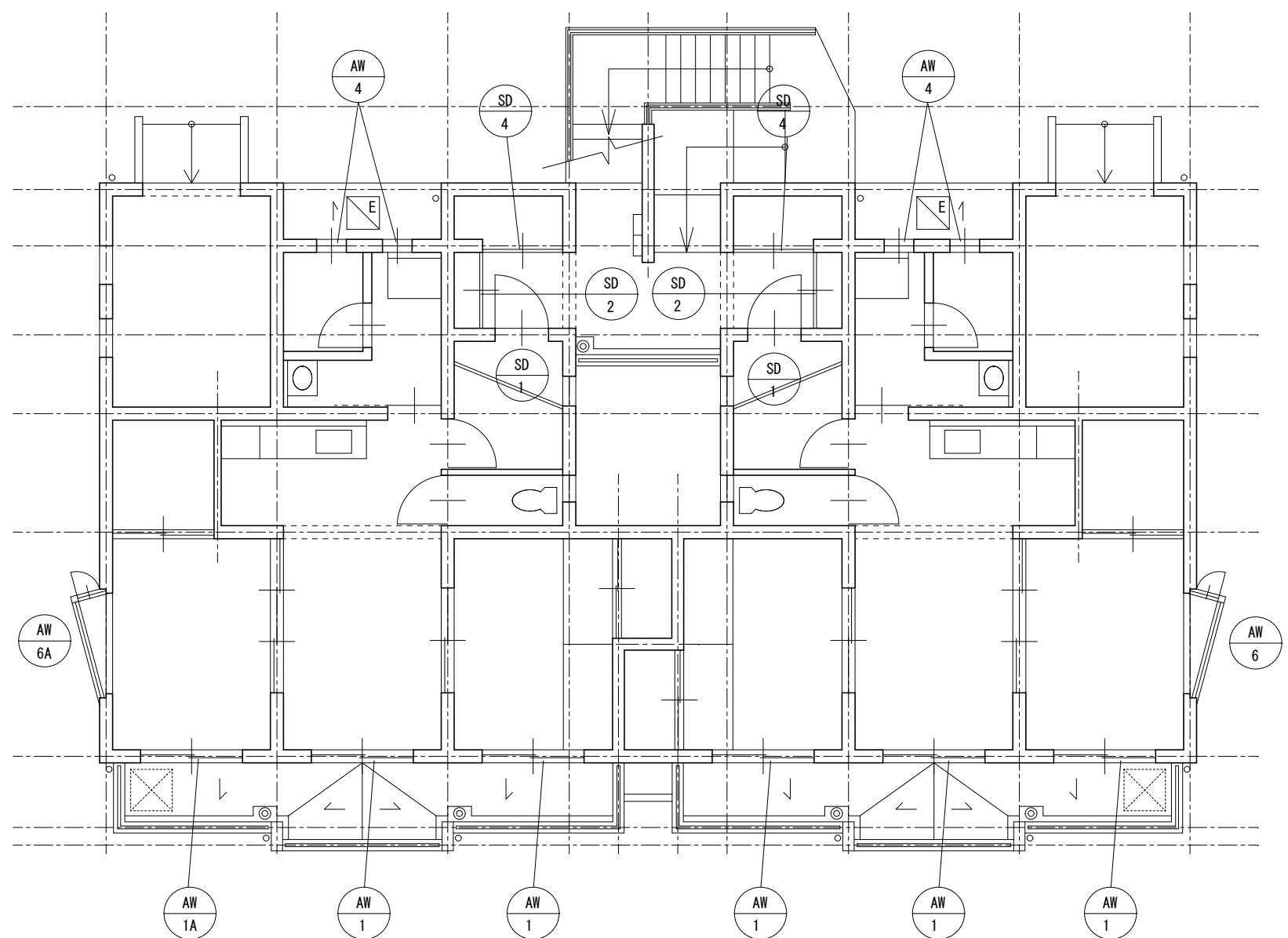
A-17

/

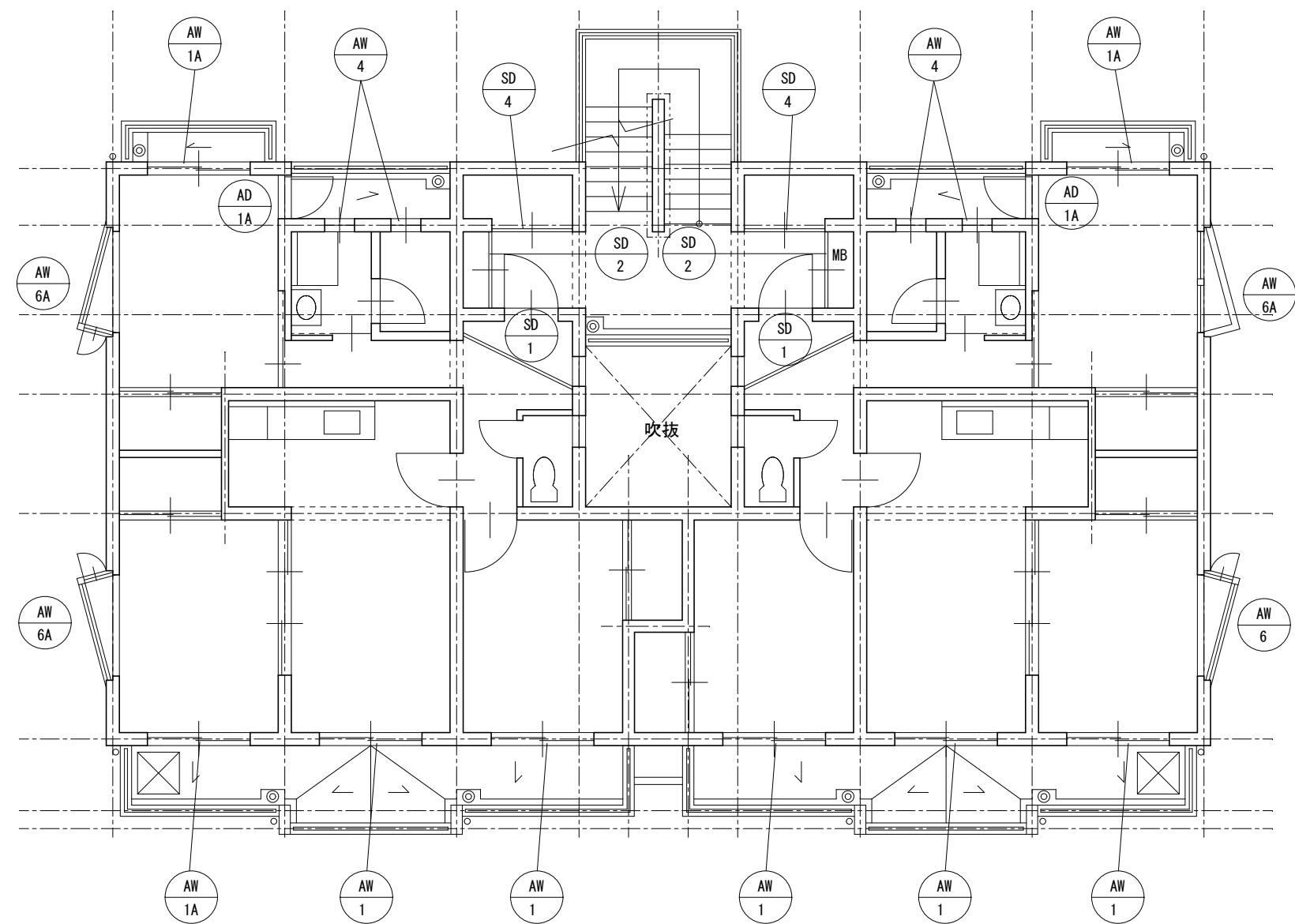
令和7年11月版



2,3階平面図

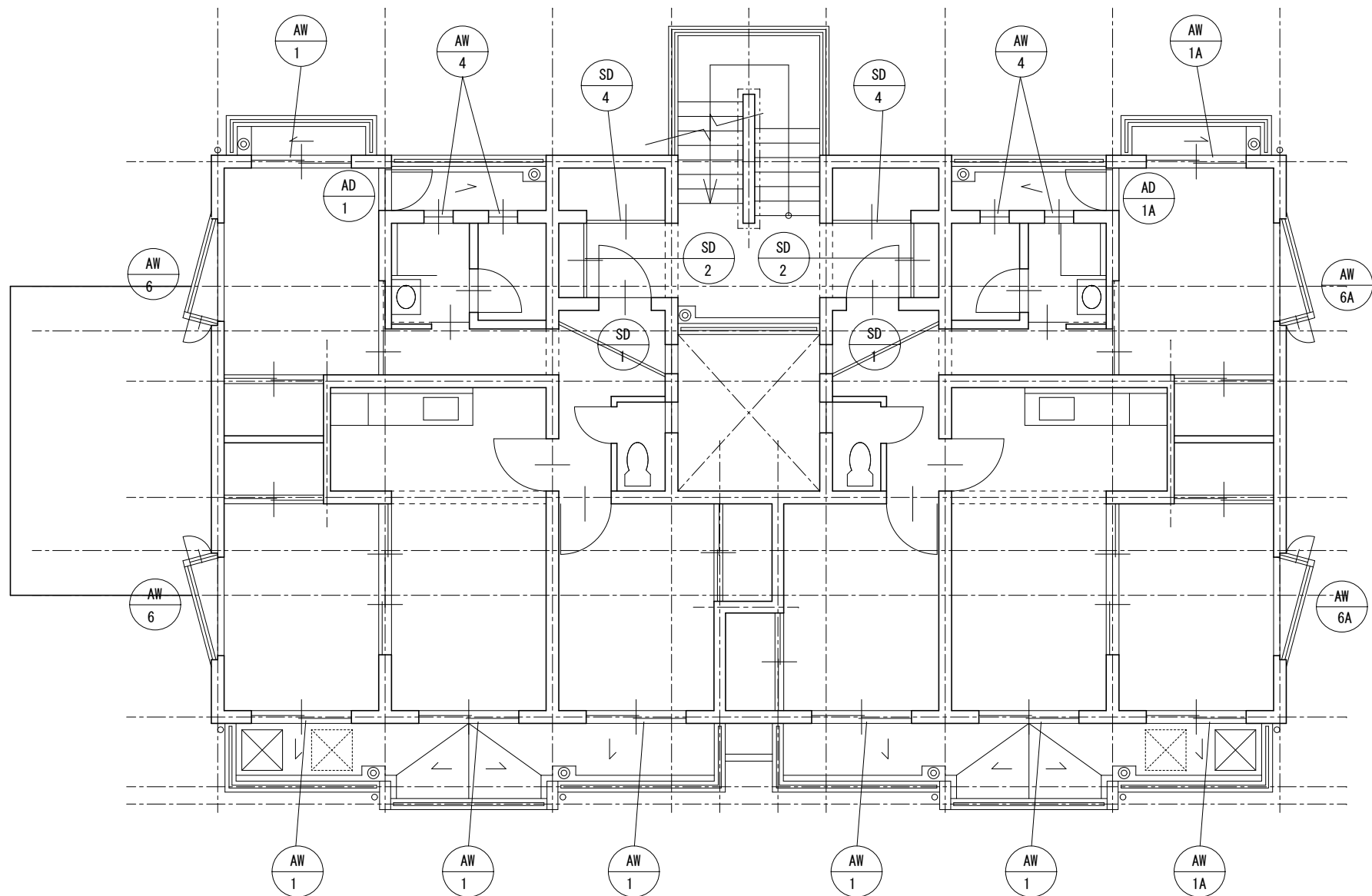


1階平面図

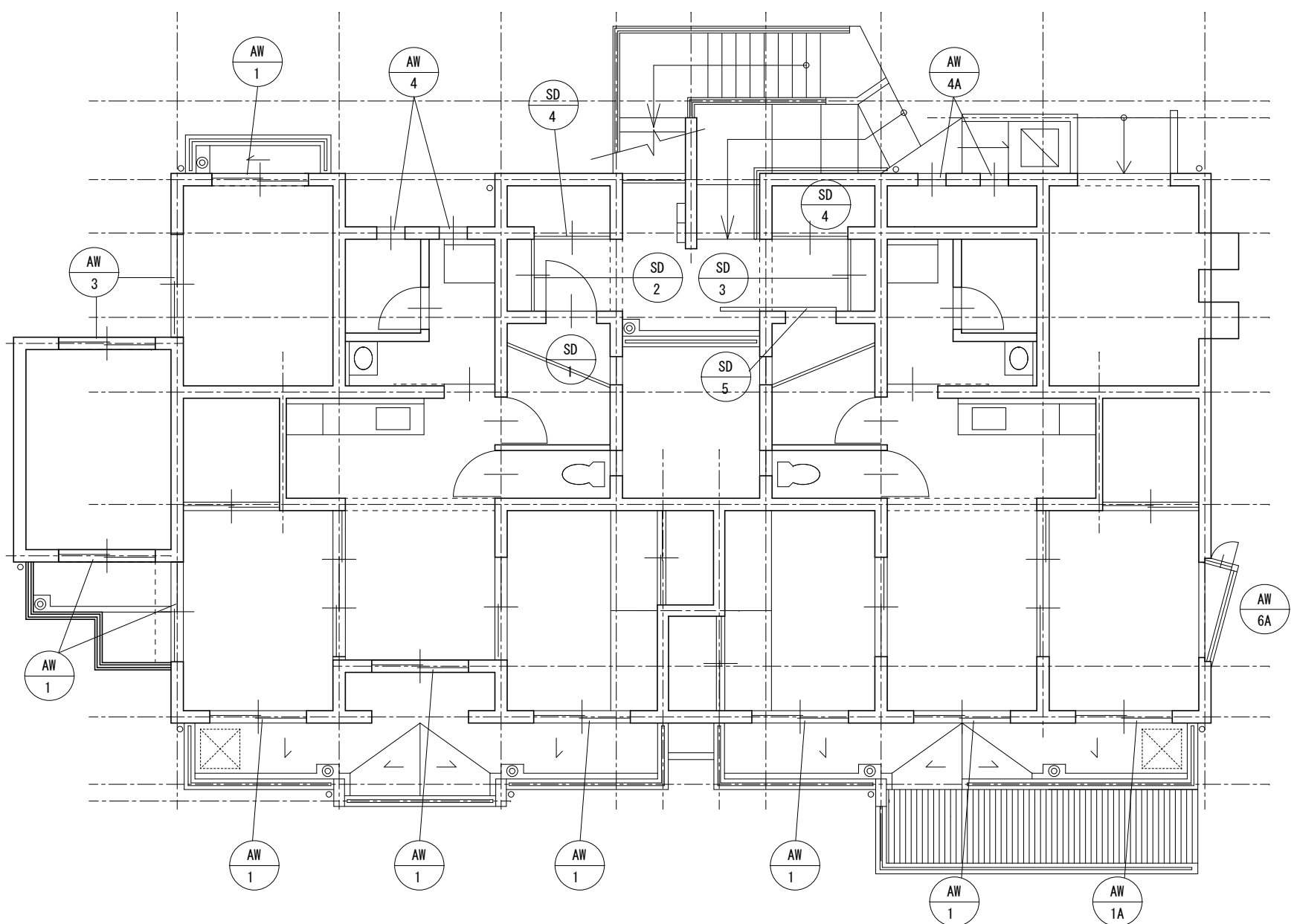


4階平面図

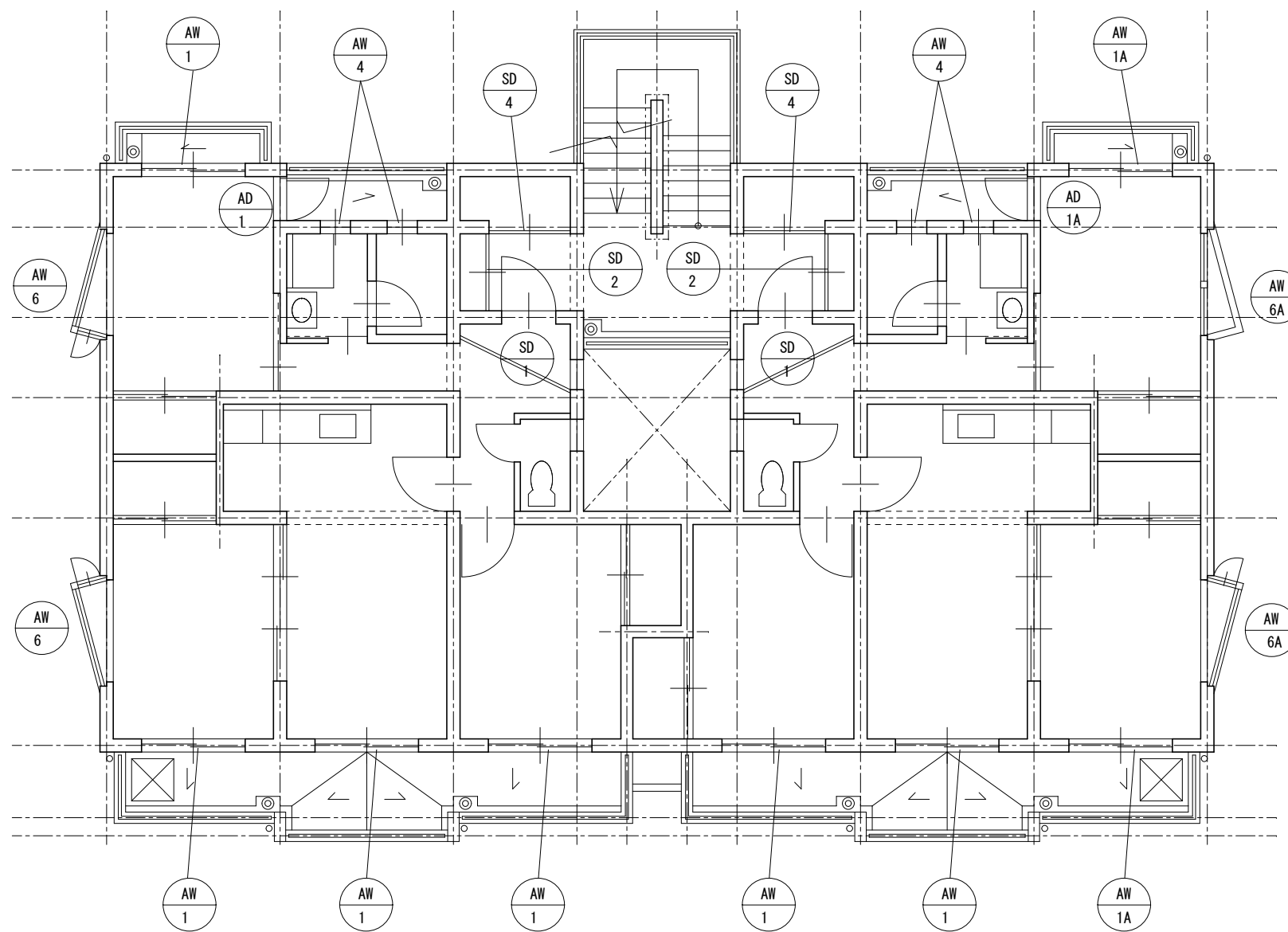
四日市市都市整備部営繕工務課		工事名 内部泉町市営住宅外壁改修工事			
		日付	図面名	縮尺	図面番号
一級建築士 登録 第 号 四日市市諏訪町 1 番 5 号		R8年 8月	2号棟キープラン	—	A-18 /
				令和7年11月版	



2,3階平面図



1階平面図



4階平面図

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士 登録 第 号

四日市市諏訪町 1 番 5 号

工事名

内部泉町市営住宅外壁改修工事

日付

R8年 8月

図面名

3号棟キープラン

縮尺

—

図面番号

A-19

/

令和7年11月版

建具記号	AW1 AW1A 7&製引違い窓		AW3 引違いアルミサッシ		AW4 AW4A 7&製横すべり出し窓(防火設備)		AW6 AW6A 7&製FIX窓付縦すべり出し窓		AD1 AD1A 片開き7&製框戸		SD1 鋼製片開きフラッシュドア(特定防火設備 常閉)		SD2 SD3 鋼製両開きフラッシュドア		SD4 鋼製両開きフラッシュドア(打板が別付)									
姿図																								
位置・見込・箇所数	1：食堂、和室1 1A：洋室	見込：70	95箇所	洗面・脱衣室、浴室	見込：70	2箇所	洗面・脱衣室、浴室	見込：70	4：46箇所 4A：2箇所	和室1	見込：70	6：15箇所 6A：28箇所	和室1	見込：70	1：11箇所 1A：9箇所	玄関	見込：枠 80, 扉 36	23箇所	MB	見込：枠 36, 扉 30	2：23箇所 3：1箇所	屋外収納庫	見込：枠 36, 扉 30	24箇所
材質・仕上	7&ミ 7&マイトクリヤ- (シルバー)			7&ミ 7&マイトクリヤ- (シルバー)			7&ミ 7&マイトクリヤ- (シルバー)			7&ミ 7&マイトクリヤ- (シルバー)			7&ミ 7&マイトクリヤ- (シルバー)			枠・扉共：溶融亜鉛メッキ鋼板t=1.6 防錆塗装+DP			鋼板t=1.6 DP			鋼板t=1.6 DP		
硝子	透明強化ガラスt=5			磨ガラス t =5.0			網入り型板ガラスt=6.8			FIX部：網入り型板ガラスt=6.8 すべり出し部：透明強化ガラスt=5			FIX部：網入り型板ガラスt=6.8 すべり出し部：透明強化ガラスt=5			-			-			-		
付属金物	クレセント、標準金物一式			クレセント、標準金物一式			クレセント、標準金物一式			クレセント、標準金物一式			クレセント、標準金物一式			ドアチェック(ストッパー無し)、丁番、インーパッド&錠、 SUS番錠t=1.5、マジックアイ、用心鎖、スチール新聞受け箱								
備考	網戸、換気口付(框タイプ)、SUS水切 外部四方+水切りシーリング 打替えMS-2 W15			7&ミ水切、7&ミ額縁(浴室のみ) ビード 押え撤去 外部四方+水切りシーリング 打替えMS-2 W15			7&ミ水切、7&ミ額縁(浴室のみ) 外部四方+水切りシーリング 打替えMS-2 W15			出窓カウンター 外部四方+水切りシーリング 打替えMS-2 W15			出窓カウンター 外部四方+水切りシーリング 打替えMS-2 W15			外部四方シーリング 打替えMS-2 W15			外部四方シーリング 打替えMS-2 W15			外部四方シーリング 打替えMS-2 W15		
建具記号	SD5 片引き戸が-ドア																							
姿図																								
位置・見込・箇所数	屋外収納庫	見込：枠 105, 扉 36	1箇所																					
材質・仕上	鋼板t=1.6 DP																							
硝子	-																							
付属金物																								
備考	外部三方シーリング 打替えMS-2 W15																							

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士 登録 第 号

四日市市諏訪町 1 番 5 号

工事名

内部泉町市営住宅外壁改修工事

日付

R8年 8月

図面名

建具表

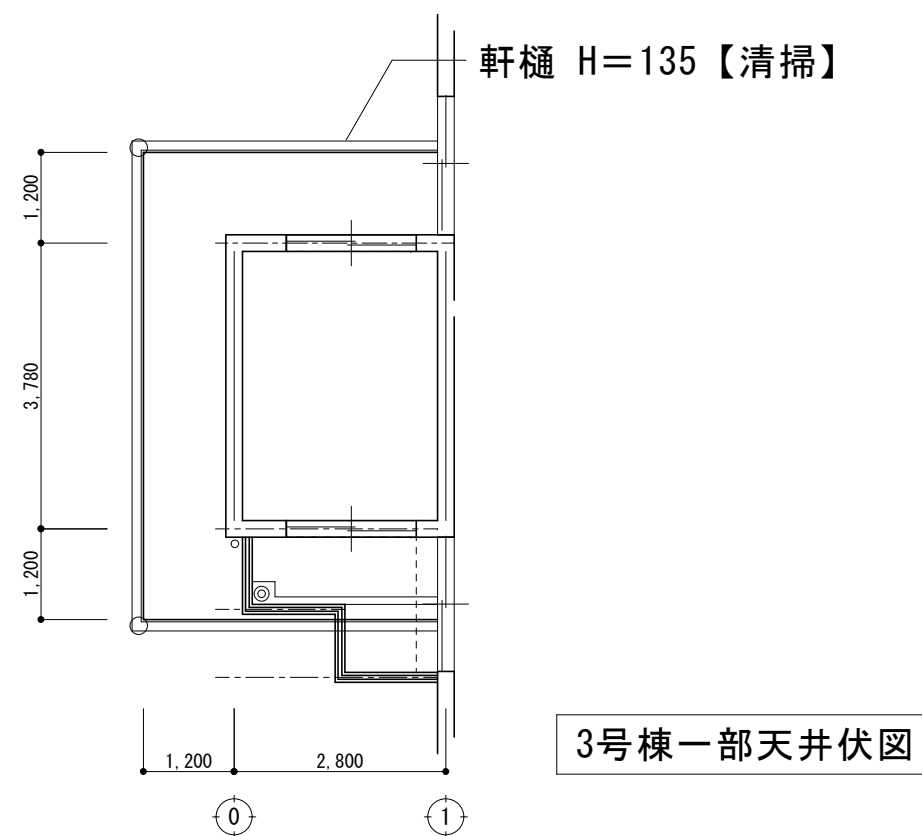
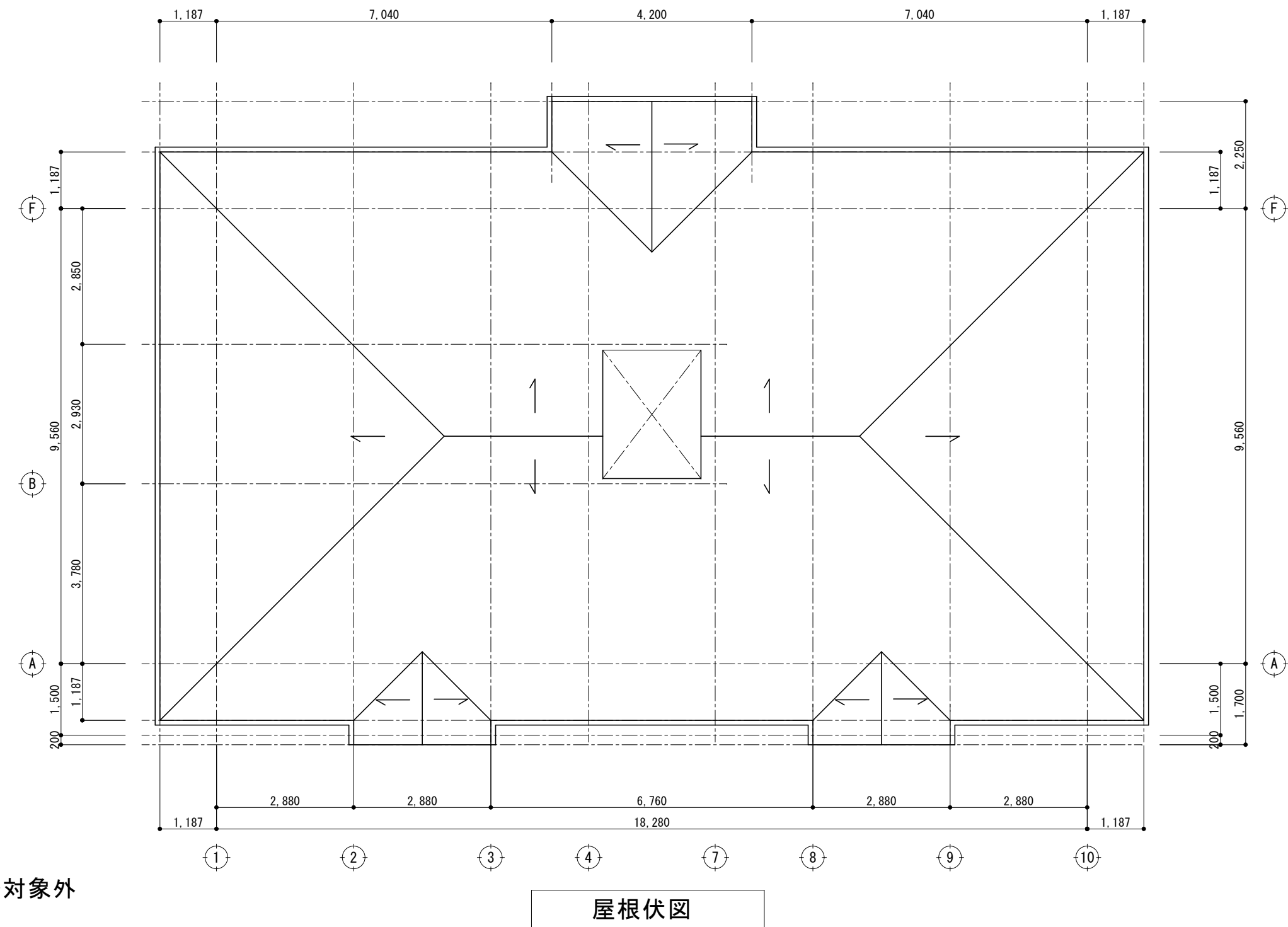
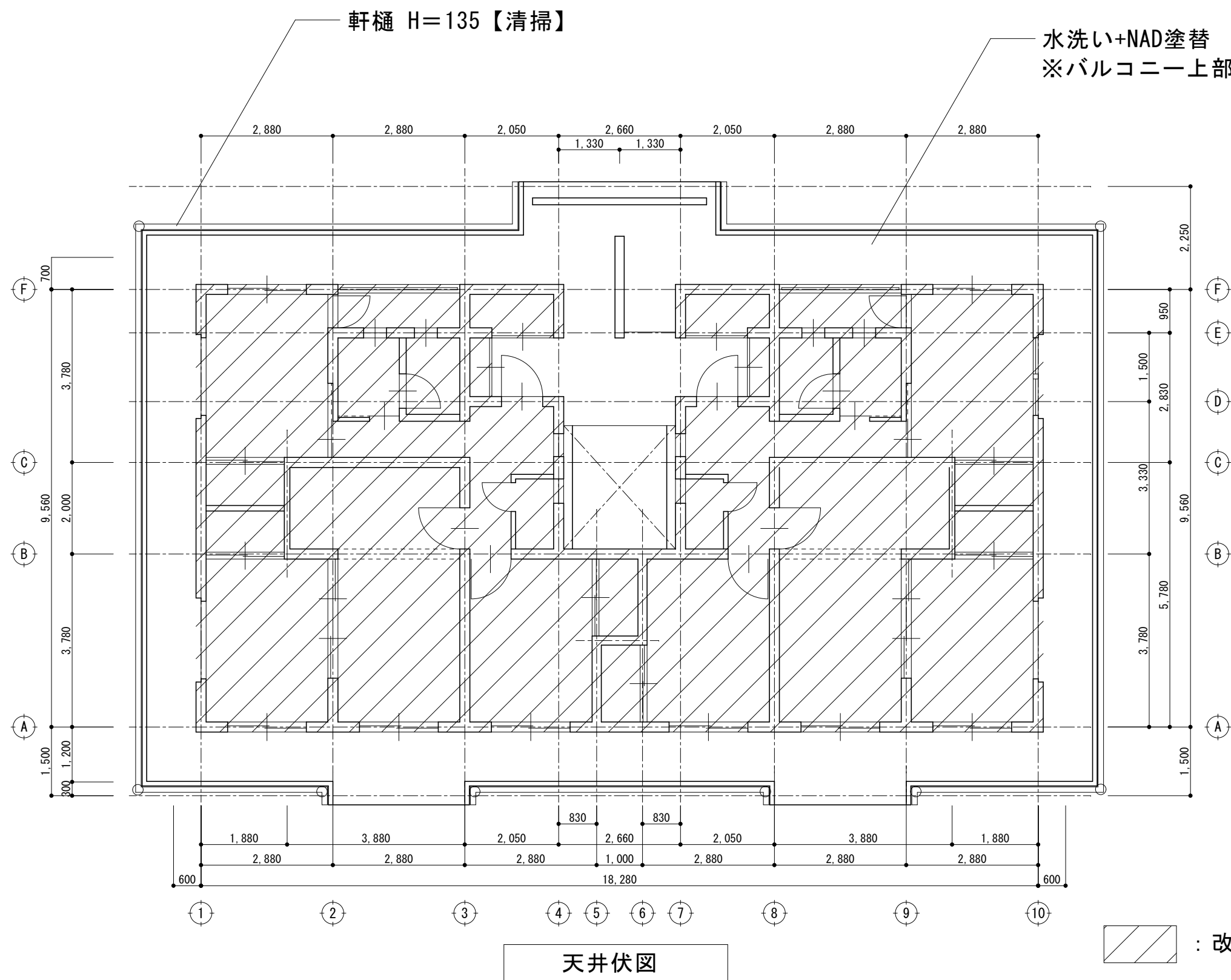
縮尺

—

図面番号

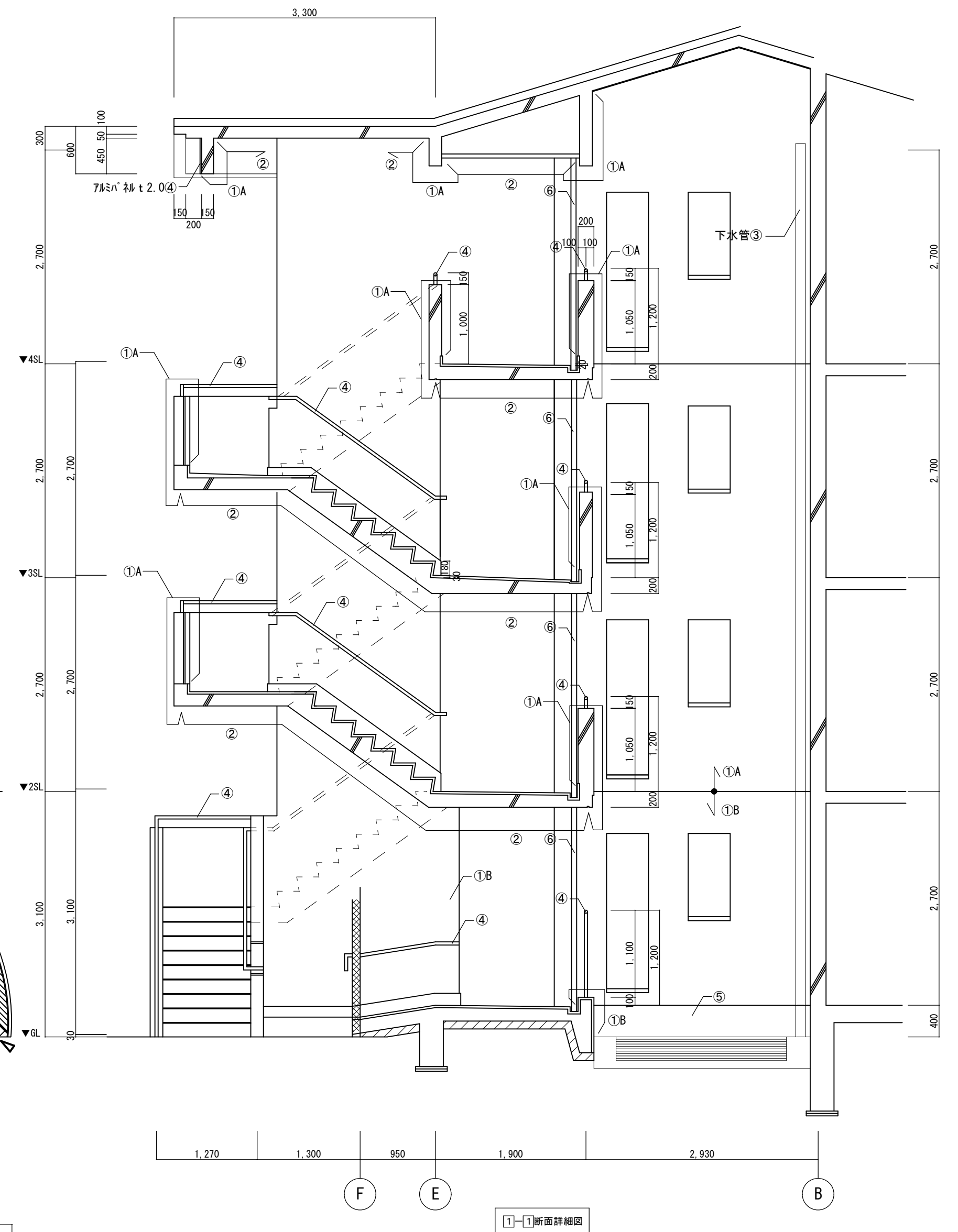
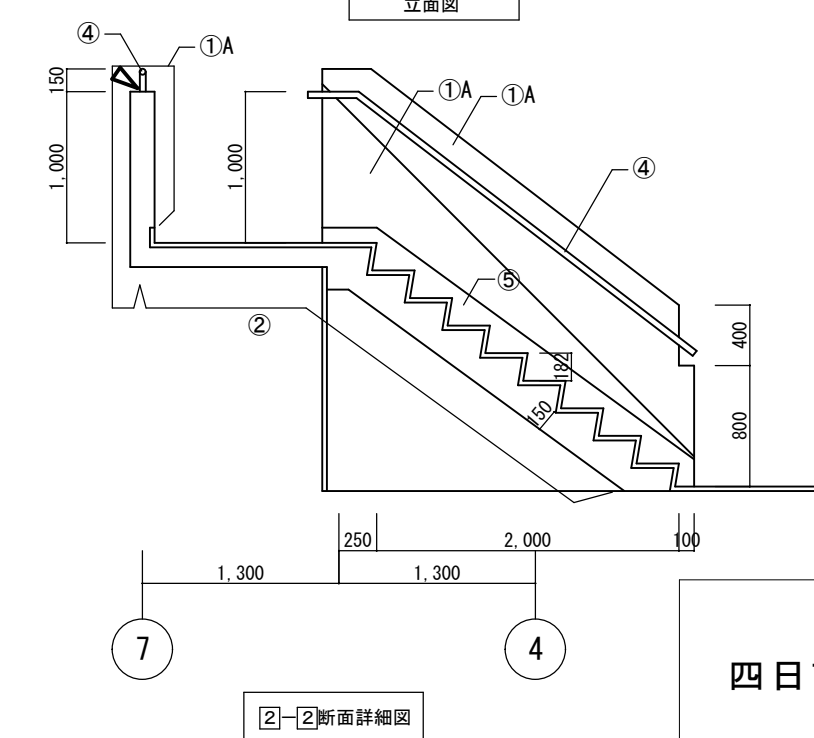
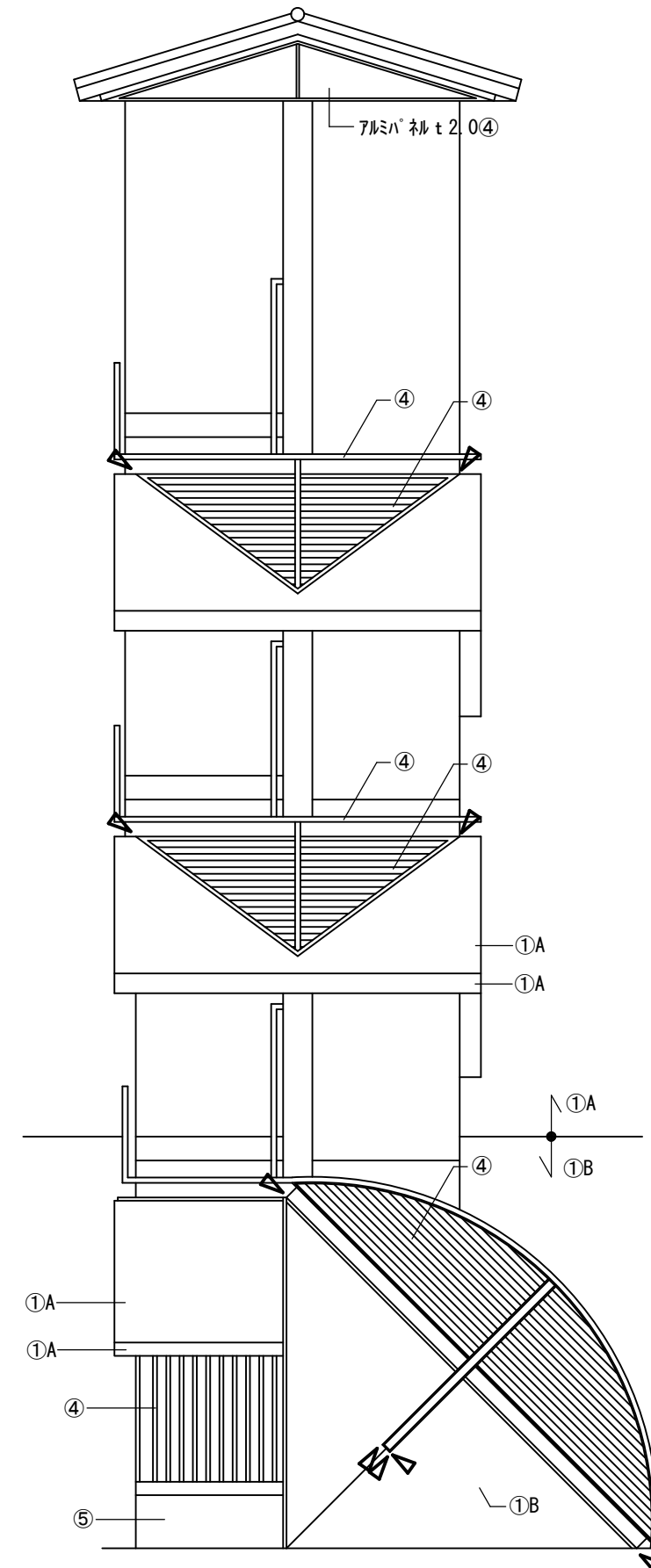
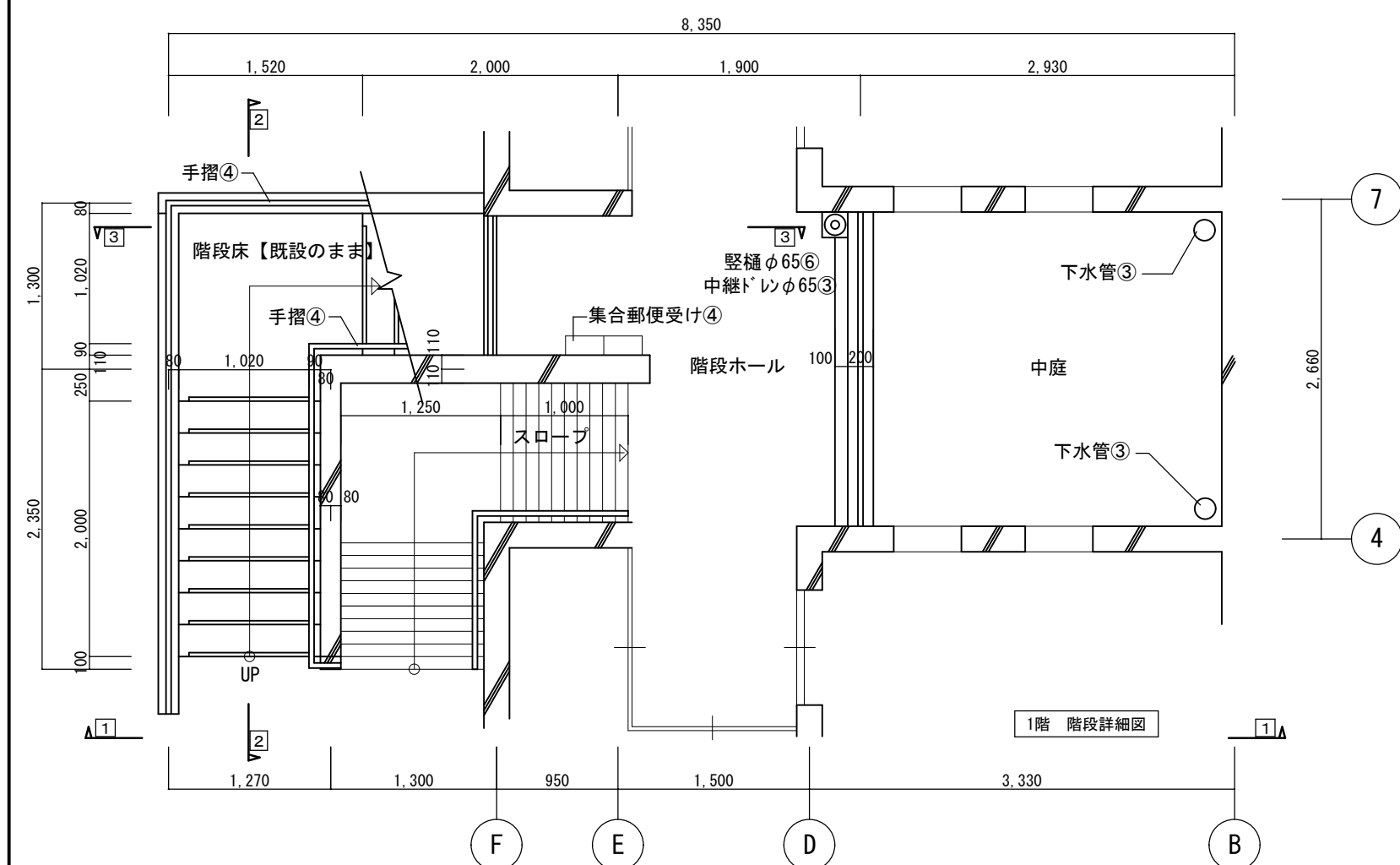
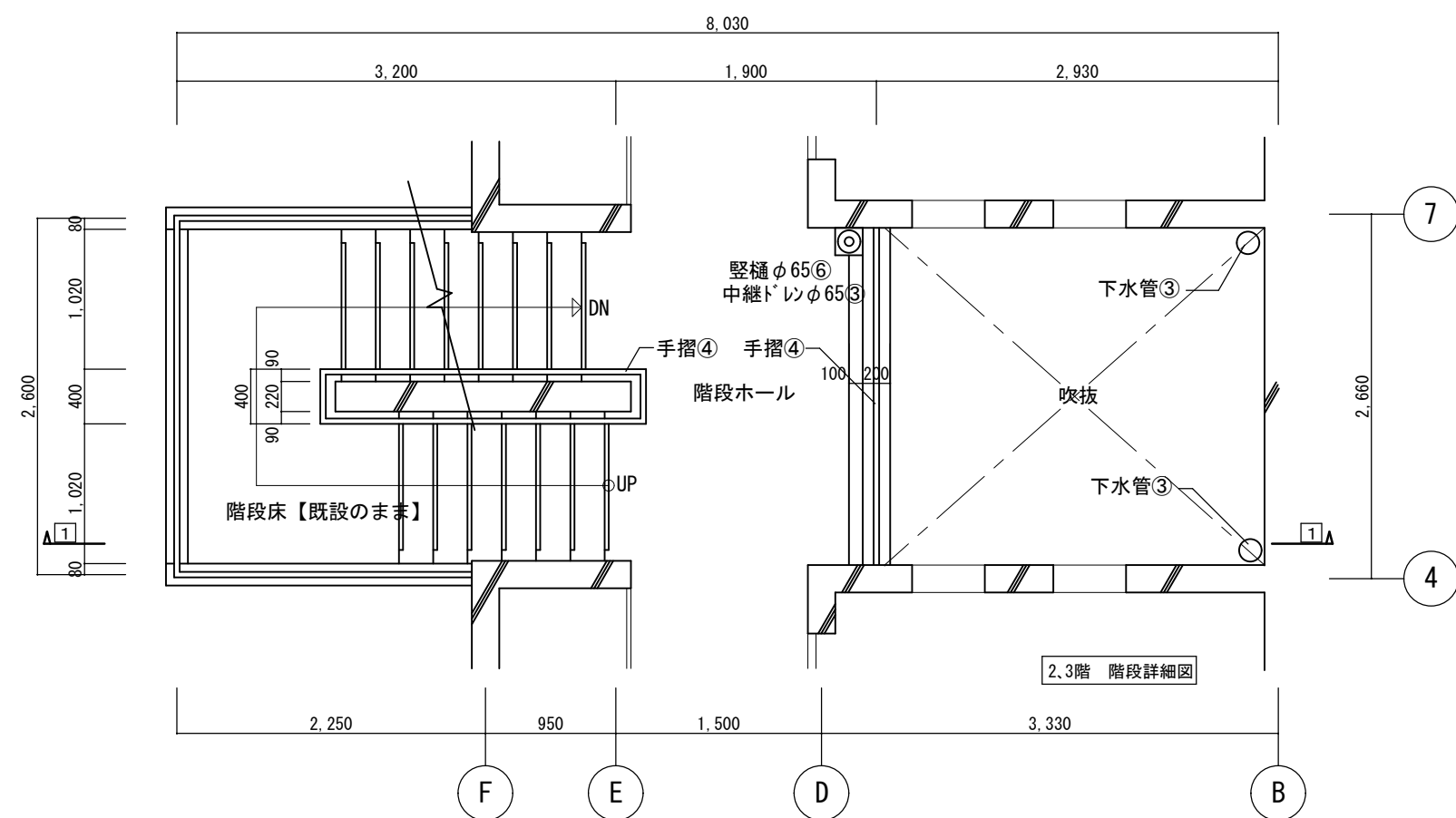
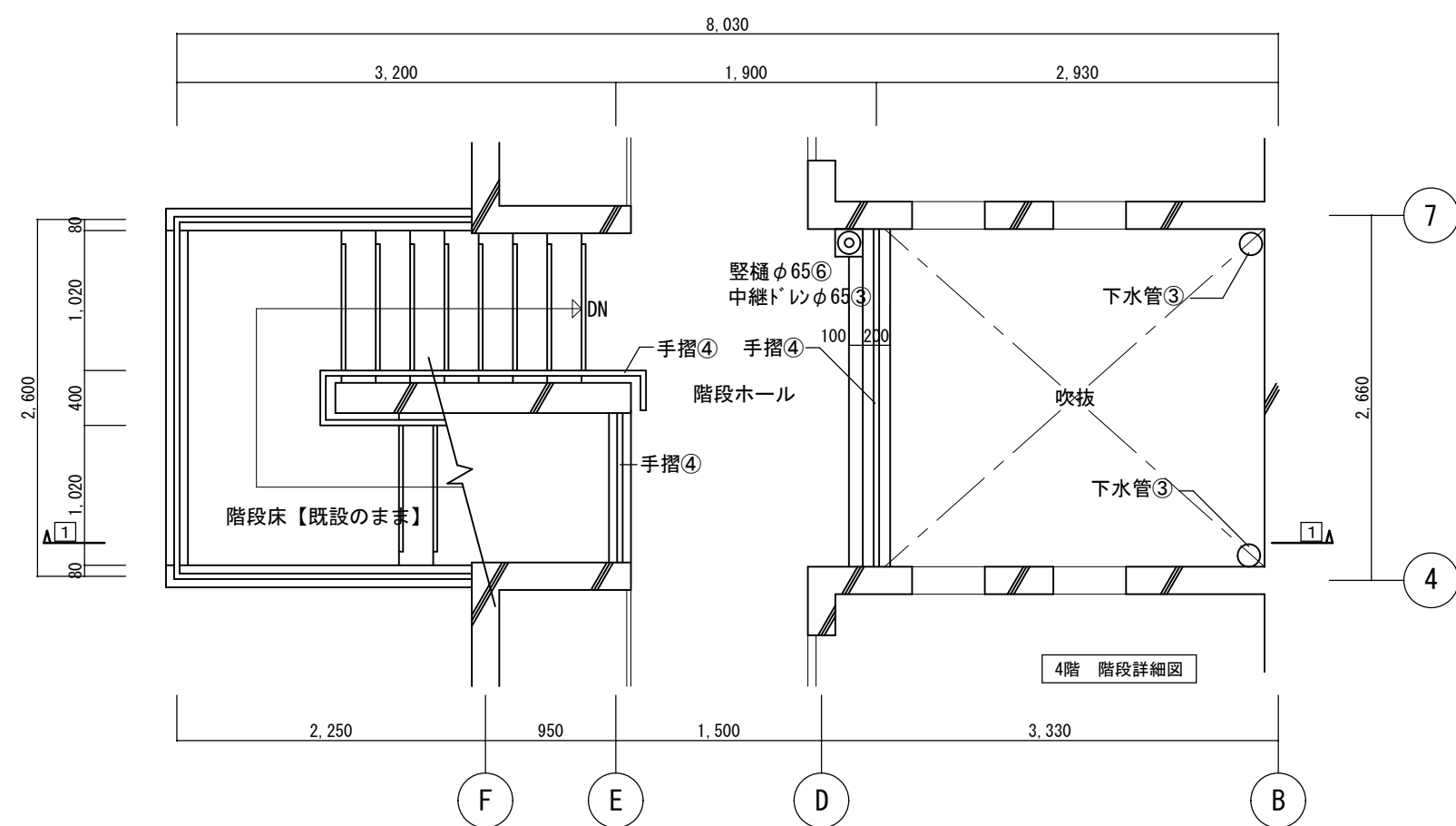
A-20 /

令和7年11月版



四日市市都市整備部営繕工務課 一級建築士 登録 第 号 四日市市諏訪町 1 番 5 号		工事名 内部泉町市営住宅外壁改修工事			
		日付	図面名	縮尺	図面番号
		R8年 8月	天井伏図・屋根伏図（共通）	A-2_1/100	A-21 /

※A-3の場合は71%縮小とする。



※凡例はA-06仕上表による

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士 登録 第 号

四日市市諏訪町1番5号

工事名

内部泉町市営住宅外壁改修工事

日付

R8年 8月

図面名	
-----	--

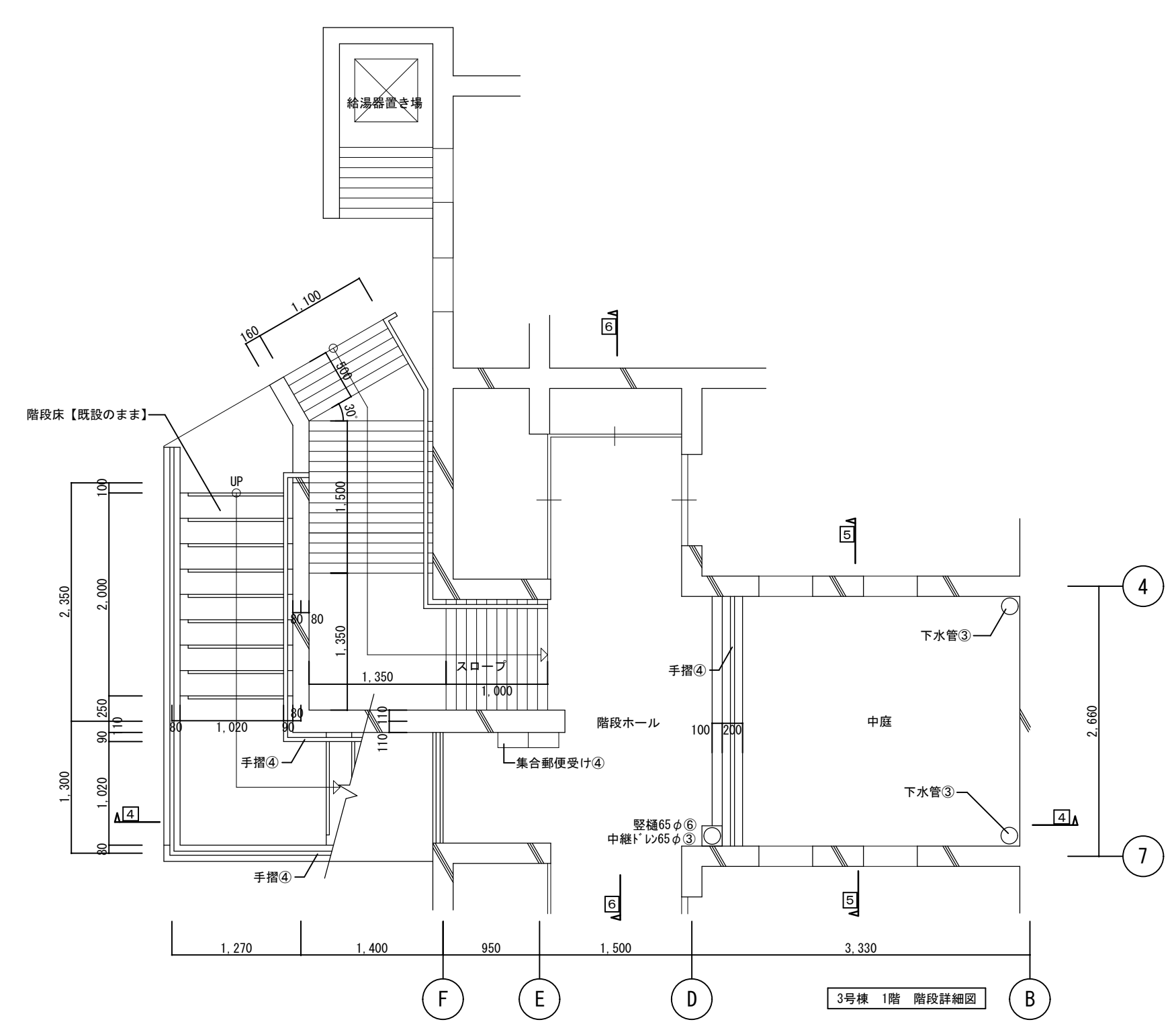
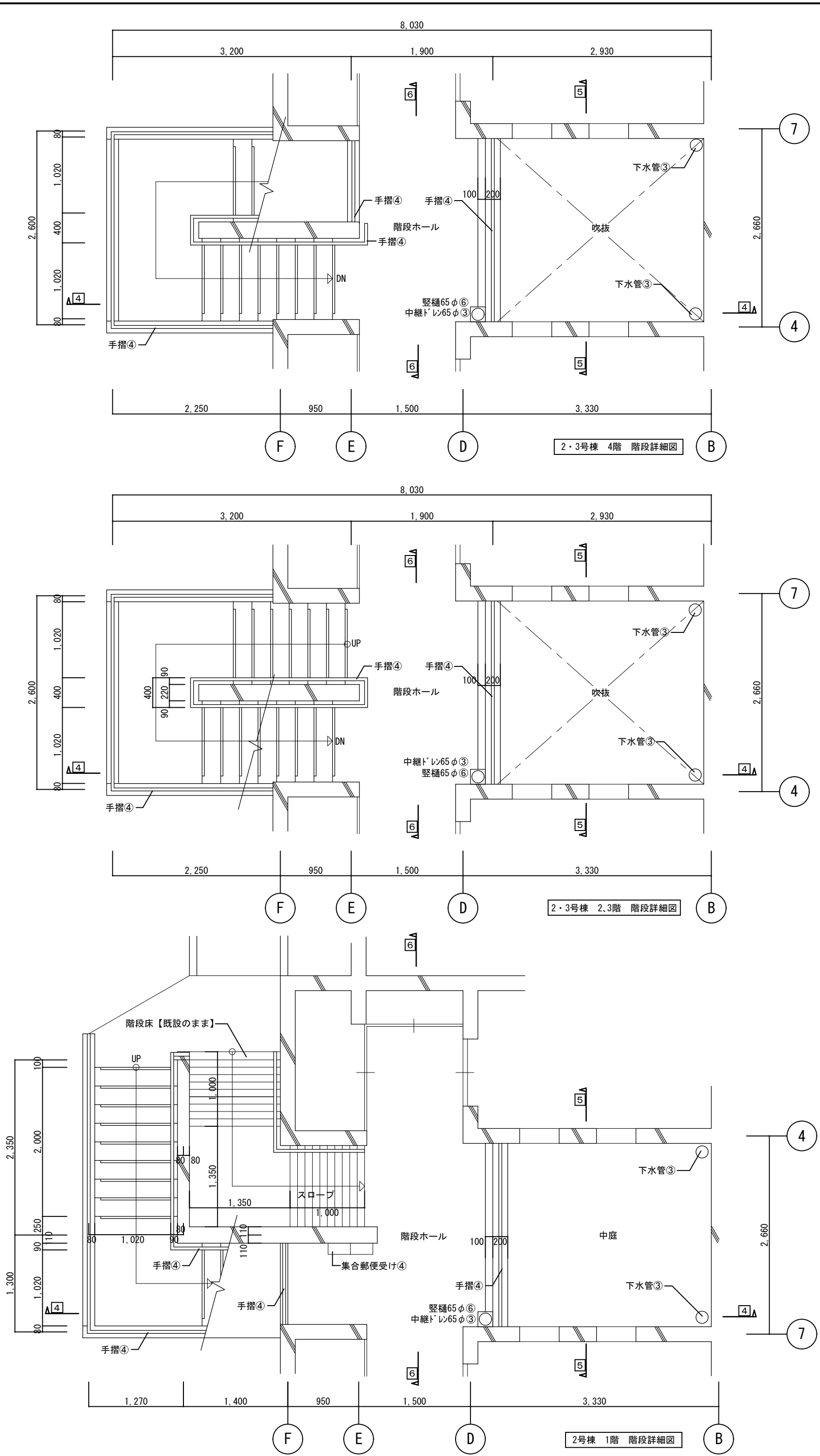
1号棟階段詳細図

縮尺	
----	--

面番号

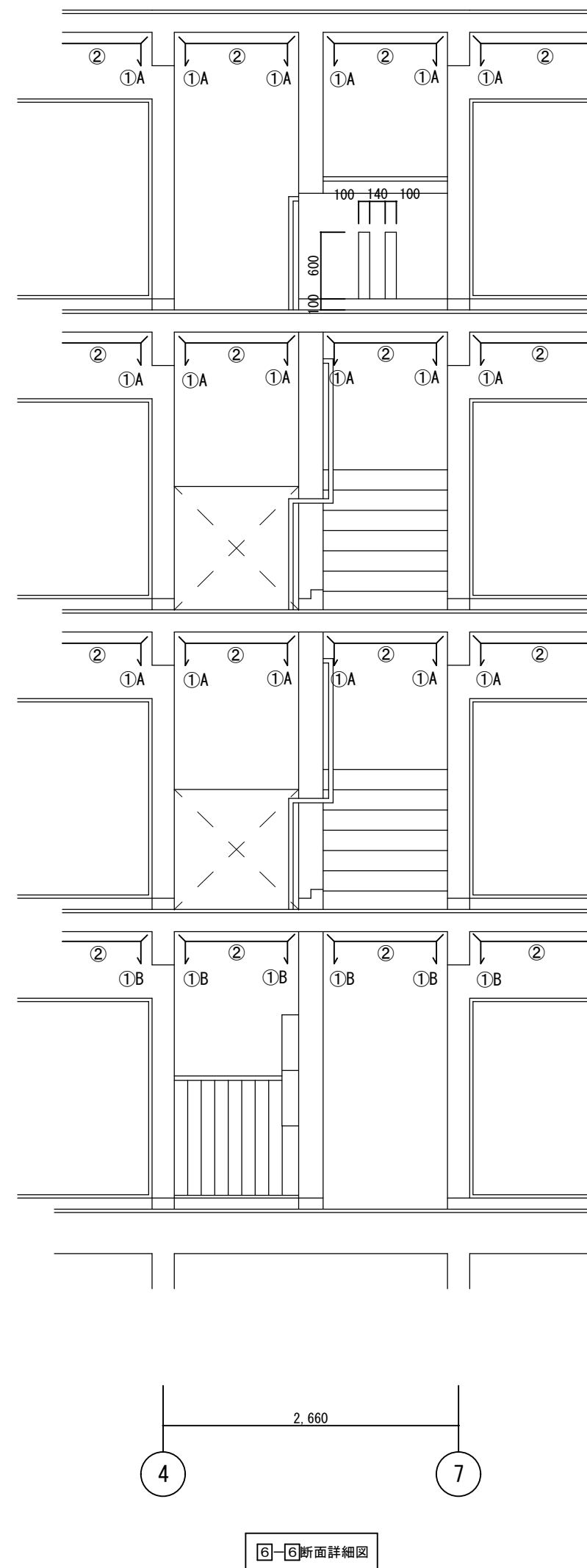
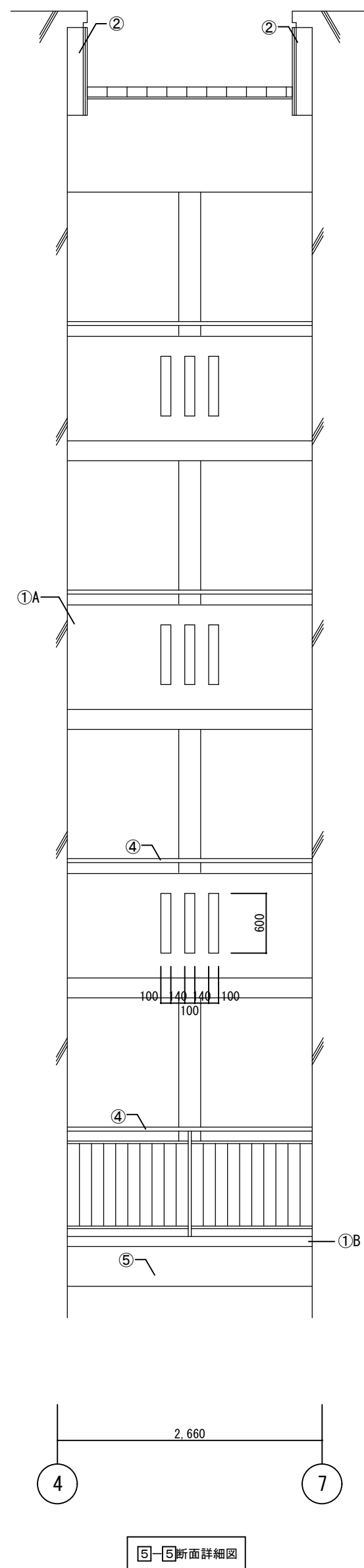
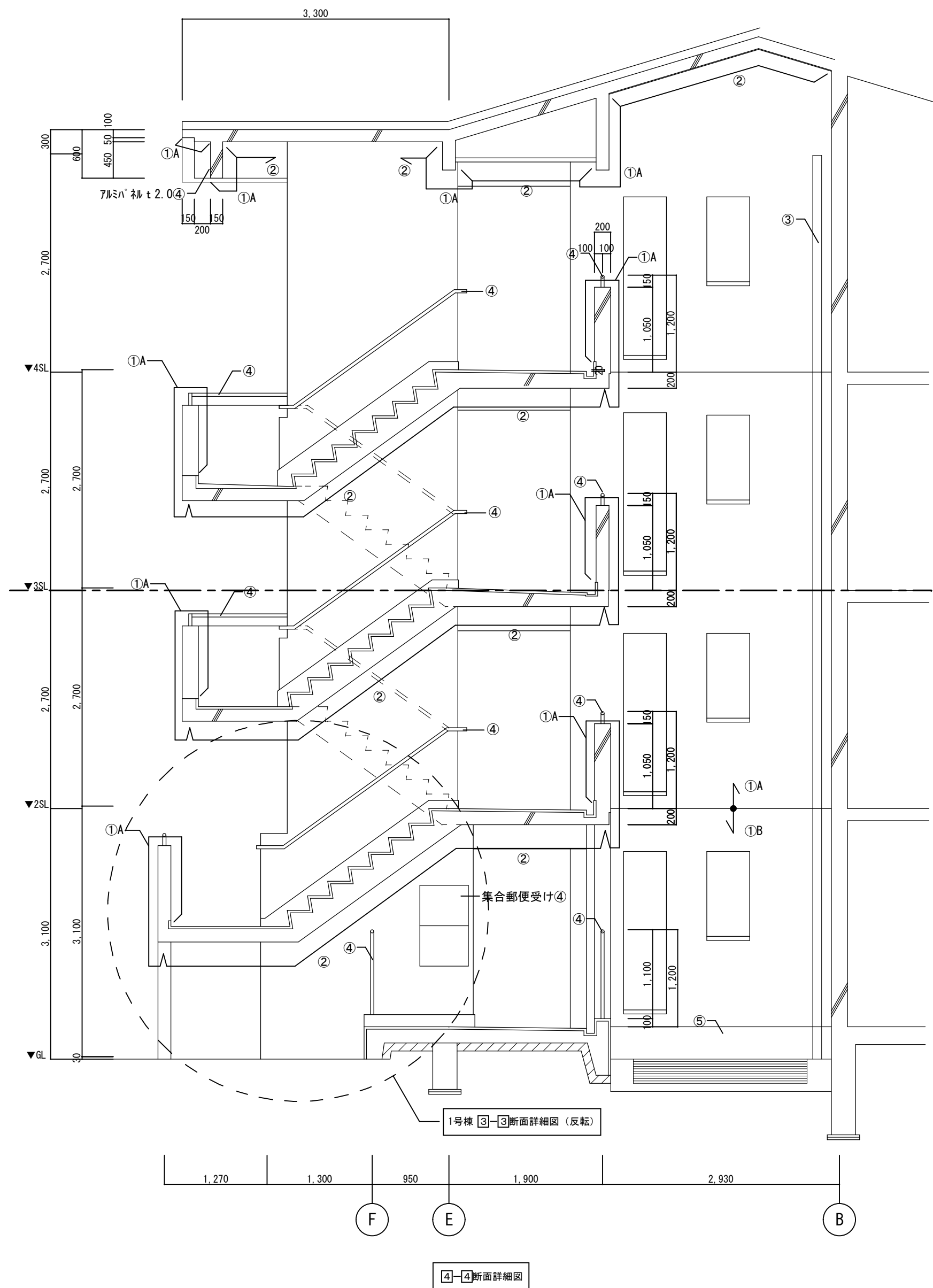
-22

1/1



四日市市都市整備部営繕工務課 一級建築士 登録 第 号 四日市市諏訪町 1 番 5 号	工事名			
	内部泉町市営住宅外壁改修工事			
	日付	図面名	縮尺	図面番号
	R8年 8月	2・3号棟階段詳細図①	A-2_1/100	A-23① /

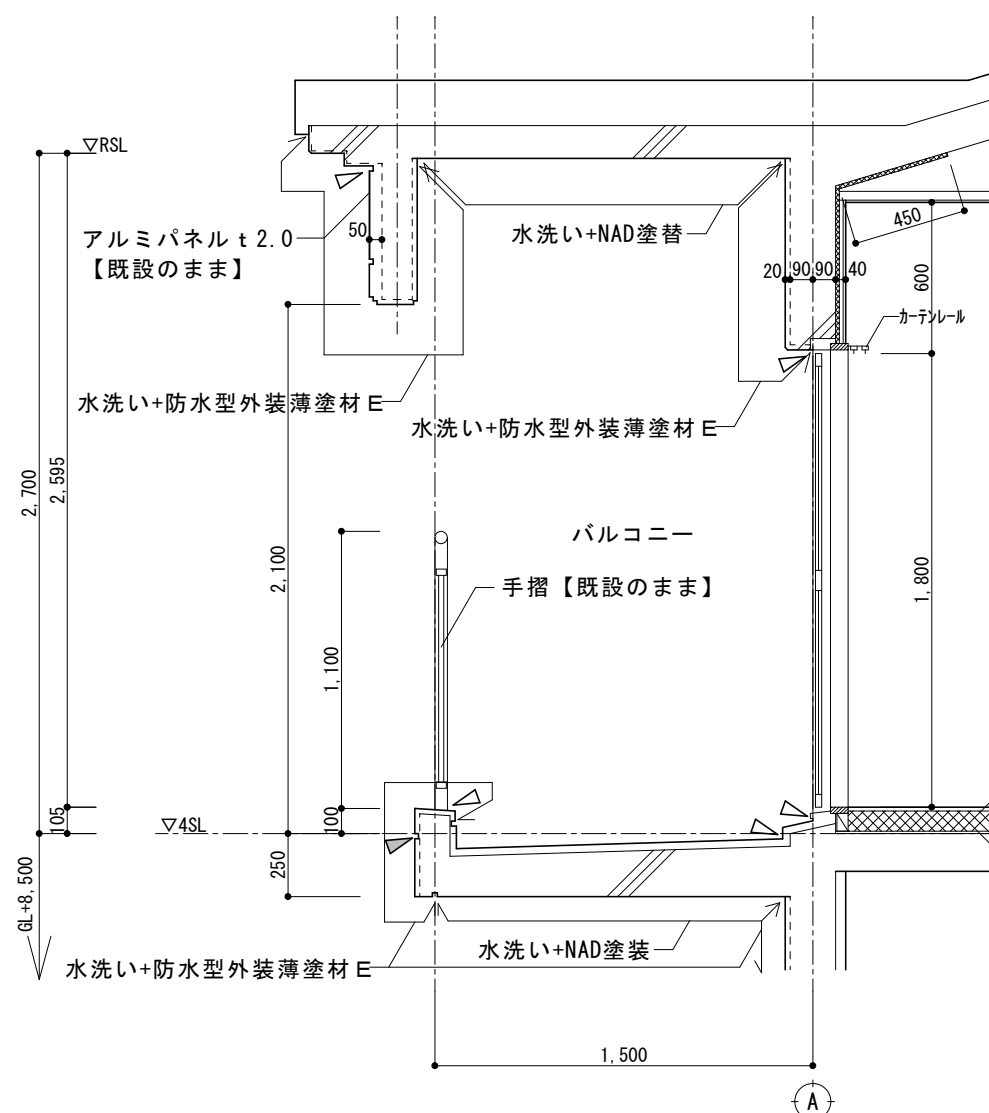
※A-3の場合は71%縮小とする。



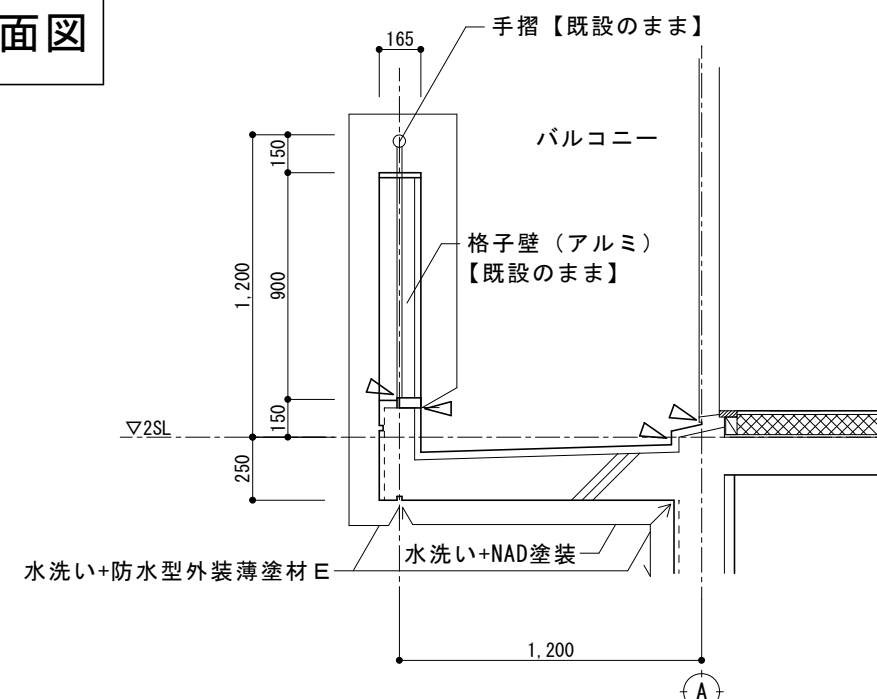
工事名			
四日市市都市整備部営繕工務課 内部泉町市営住宅外壁改修工事			
日付	図面名	縮尺	図面番号
R8年 8月	2・3号棟階段詳細図②	A-2_1/100	A-23② /

※A-30の場合は71%縮小とする。

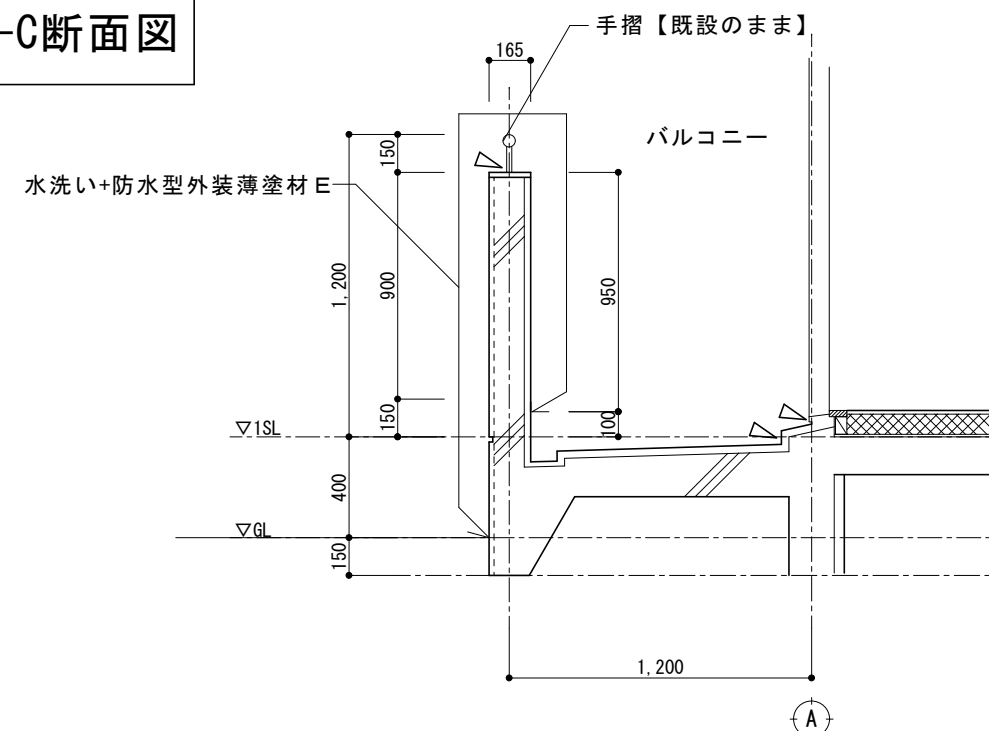
A-A断面図



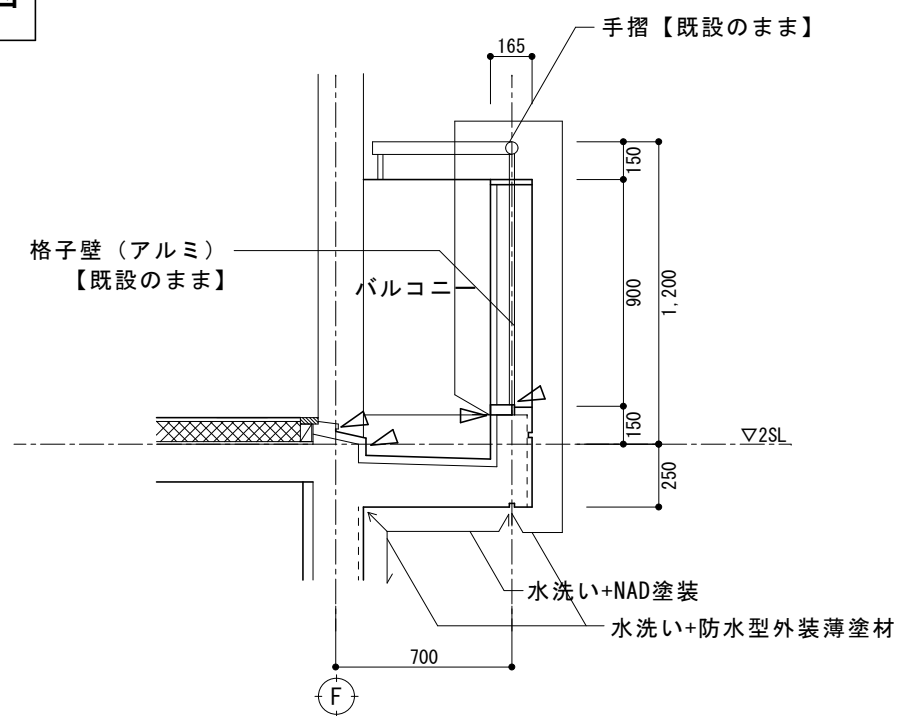
B-B断面図



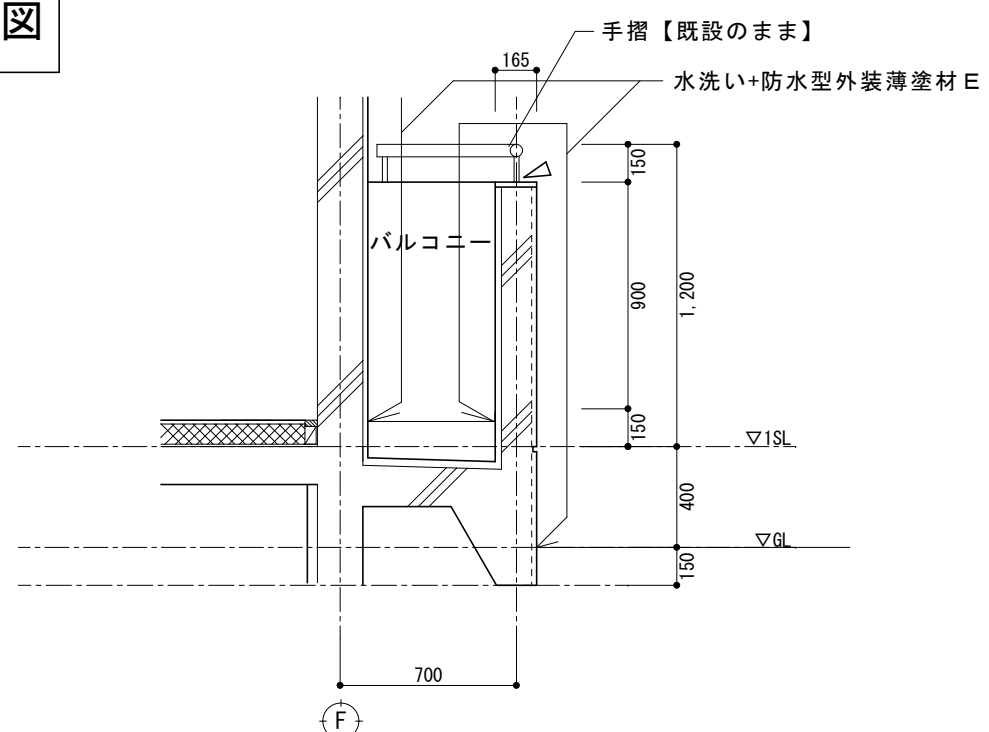
C-C断面図



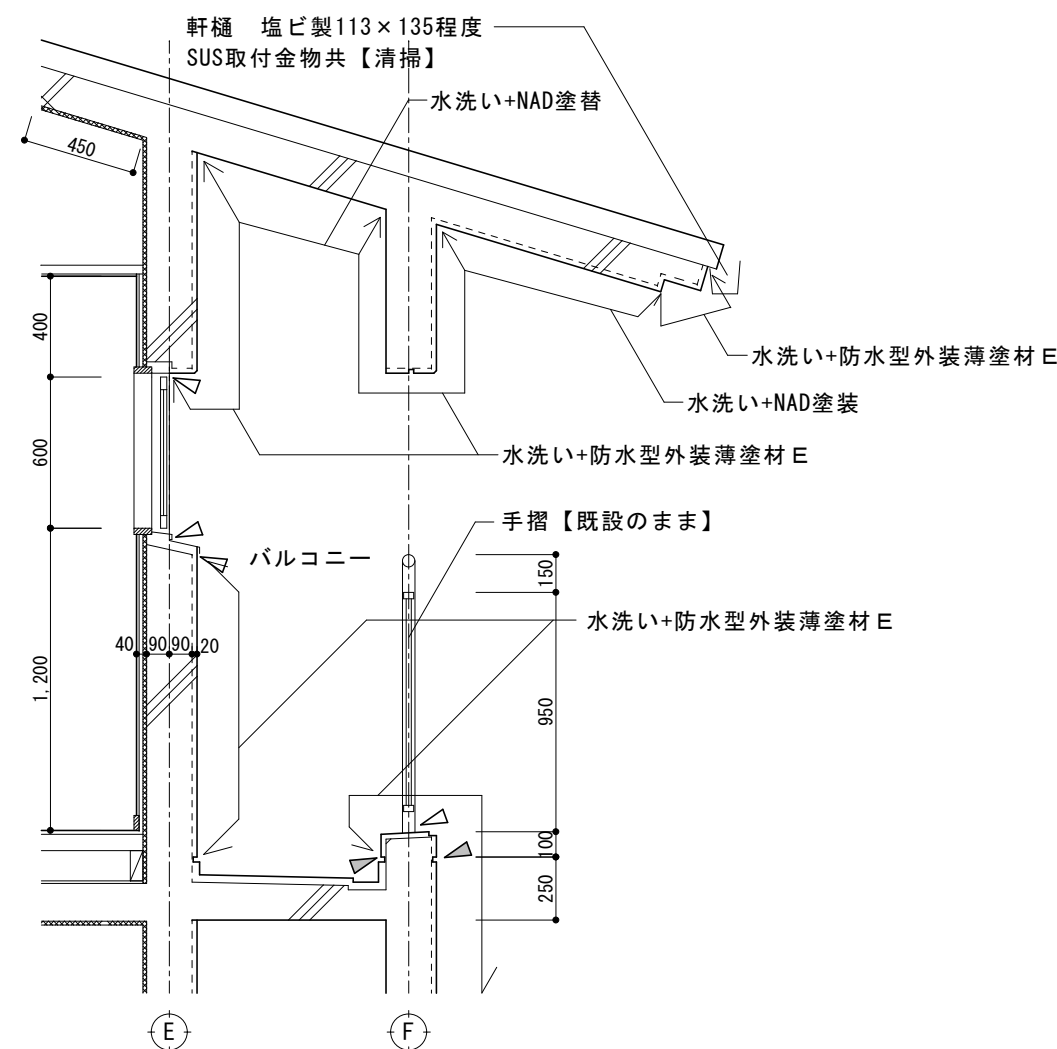
E-E断面図



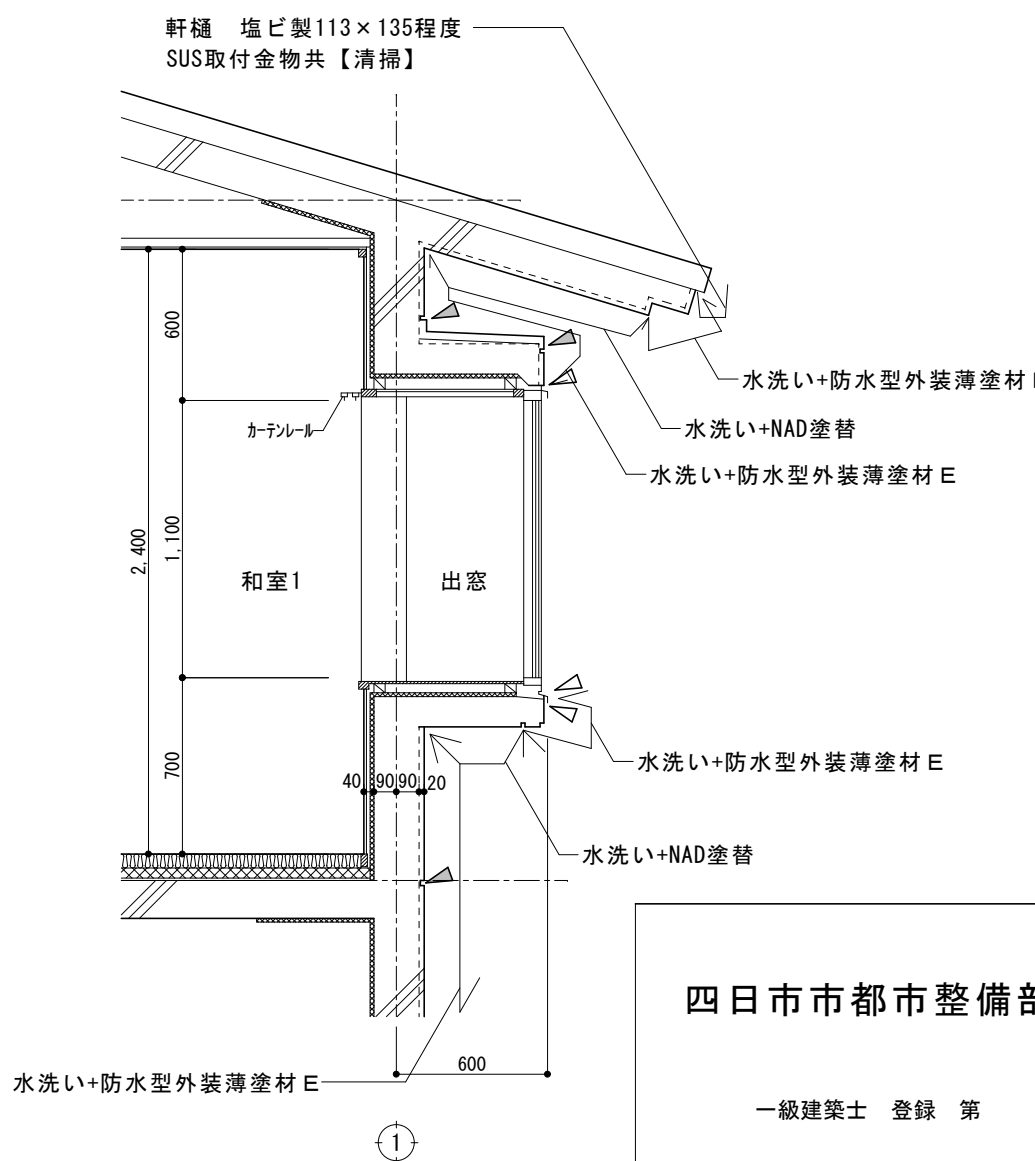
F-F断面図



D-D断面図



G-G断面図



断面位置はA-08による。

△ PU-2 W20打替え

△ MS-2 W15打替え

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士 登録 第 号

四日市市諏訪町1番5号

工事名			
内部泉町市営住宅外壁改修工事			
日付	図面名	縮尺	図面番号
R8年 8月	部分詳細図 (1～3号棟共通)	—	A-24
			/